

岐阜県の農業行政

(令和8年度版)



岐阜県

目 次

1 令和8年度農政部の主要施策

アグリパーク構想の実行に向けた取組推進	2
地域農業を牽引する経営体の育成	3
農業の多様な担い手の参画促進等に向けた取組強化	4
品目特性に応じた生産性向上と新たなブランド品目の創出・発展	5
スマート農業など省力化生産への転換と生産拡大を担う経営体の支援強化	6
農産物の供給力強化に向けた生産基盤の整備	7
農畜水産物の新たな流通ルートの開拓	8
立地や集客力等を生かした農畜水産物の販路拡大	9
消費者との信頼関係構築による販路拡大	10
気候変動への対応	11
鳥獣害対策の推進	12
地域資源を生かした農村振興と里川システムの保全・活用・継承	13
生産を脅かすリスクへの対応と農村の防災・減災対策の強化	14

2 令和8年度農政部の施策

(1)農政課

農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	16
食料確保・生産力向上プロジェクト事業費	16
異常高温を乗り越える農業創出プロジェクト事業費	16
農畜水産業の革新的経営環境強化プロジェクト事業費	17
農畜水産業のみどり戦略プロジェクト事業費	17
高額研究開発機器等整備事業費	17
研究開発機器等設備整備充実費	17
重点研究開発推進費	18
農業技術センター試験調査費	18
中山間農業研究所県単試験調査費	18
畜産研究所県単試験調査費	18
水産研究所県単試験調査費	18
畜産研究所養豚養鶏研究部旧施設解体事業費	18
ボーノブラウン改良推進事業費	19

<農業イノベーション推進室>

アグリパーク重点推進モデル実践事業費補助金	20
アグリパークサポート体制構築事業費	20
アグリパークサポート体制構築事業費補助金	21
アグリパーク構想推進事業費	21
アグリパーク栽培技術サポート拠点整備事業費	21
アグリパーク栽培技術研修専門職（人件費・旅費）	21
スマート農業普及推進事業費	22

スマート農業技術導入支援事業費補助金	22
グリーンな栽培体系への転換サポート事業費補助金	23
スマート農業技術活用支援事業費	24
農業支援サービス・スマート農業技術等導入支援事業費補助金	24
生産方式イノベーションモデル実証事業費補助金	24
データ活用イノベーション推進事業費補助金	24

(2) 検査監督課

農業協同組合監督事務費	25
水産業協同組合監督事務費	25

(3) 農産物流通課

県産農産物情報収集活動費	26
ぎふ農畜産業理解促進事業費補助金	26
卸売市場等流通対策事業費	26
卸売市場整備事業費補助金	26
ぎふの米地消地産推進事業費	26
ぎふの米販売強化事業費補助金	27
農業6次産業化促進支援事業費補助金	27
地域資源活用・地域連携サポート事業費	27
地域資源活用・地域連携推進支援事業費補助金	27
地域資源活用価値創出整備事業費補助金	28
名古屋圏ぎふ農産物ブランド強化事業費	28
名古屋圏ぎふ農産物流通販売強化支援事業費	28
大都市圏販路拡大・定着化事業費	28
アンテナショップを拠点とした県産農産物販売力強化事業費	29
アンテナショップを拠点とした販売力強化事業費（物価高分）	29
名古屋圏域販売拠点設置費	29
食と農のアンテナショップ機能強化事業費	29
農林水産祭参加費	29
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金	29
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金	30
農産物輸出戦略推進事業費	30
未来の農業を拓く海外販路構築支援事業費補助金	30
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費補助金	30
県産農畜水産物輸出商社確立推進事業費	31
未来の農業を拓く海外販路構築推進事業費	31
インバウンド連携型農畜水産物輸出拡大事業費	31
ぎふの米輸出拡大モデル確立事業費	31
ぎふ地消地産推進事業費	32
岐阜県農業フェスティバル開催費負担金	32
県庁舎を活用した農業フェスティバル魅力向上事業費	32
学校給食地消地産推進事業費補助金	32

学校給食県産農産物導入促進支援事業費臨時補助金	33
学校給食県産農産物導入促進支援事業費	33
地域の食資源継承・ブランド化促進事業費	33
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	33
規格外農産物等活用促進事業費補助金	33
持続可能な食料消費推進事業費	34

(4)農業経営課

普及員活動費	35
農業基礎技術普及指導事業費	35
女性が変わる未来の農業体制整備事業費	35
次代へつなぐ農業経営継承推進事業	35
運営費（農業大学校）	35
人材養成指導費	36
緑の学園開催事業費	36
農業研修環境改善整備事業費	36
農業大学校畜産エリア整備事業費	36
農業大学校農業機械実践研修事業費	36
農業担い手リーダー支援事業費補助金	36
利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金	37
収入保険加入促進事業費補助金	38
収入保険加入者支援事業費補助金	38
就農・就業相談窓口事業費	39
就農・就業相談員等補助金	39
ぎふアグリチャレンジ支援センター人件費補助金	39
新規就農者育成総合対策事業費補助金	39
農業次世代人材投資事業費補助金	40
次代へつなぐ経営継承・発展支援事業費補助金	40
新規就農サポート事業費補助金	41
意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費	41
農村青少年クラブ事業費補助金	41
農業経営者法人化等総合サポート事業費	41
経営体育成支援事業費補助金	42
儲ける農業経営者育成支援事業費	43
農業人材確保支援事業費補助金	43
農業人材確保加速化促進事業費補助金	43
農福連携推進センター人件費補助金	44
農福連携推進活動事業費補助金	44
農福連携推進強化事業費補助金	44
農福連携推進活動事業費	44
地域計画実現促進事業費	45
地域計画実現促進事業費補助金	45
農外企業参入促進事業費	45

集落営農連携等強化促進事業費補助金	46
新規就農等農地確保推進事業費補助金	46
農地中間管理機構運営費補助金	46
農地集約化促進事業費補助金	46
岐阜県就農支援センター運営費	47

(5)農産園芸課

環境保全型農業直接支払交付金	48
環境保全型農業直接支払等推進交付金	49
環境保全型農業直接支払等県推進指導費	49
有機農業指導員育成事業費	49
有機農業総合推進事業費	49
有機農業産地づくり推進事業費補助金	49
有機転換推進事業費補助金	49
肥料高騰対策機械等整備事業費補助金	50
ぎふ清流GAP運営事業費補助金	50
ぎふ清流GAP運営事業費補助金（人件費）	50
岐阜県版みどり認定運営事業費	50
岐阜県版みどり認定総合推進事業費	50
岐阜県版みどり認定総合推進事業費補助金	50
防除指導費	51
病虫害防除所運営費	51
病虫害防除所公用車更新費	51
病虫害防除員活動費	51
指定病虫害発生予察事業費	51
重要病虫害発生予察事業費	51
肥料検査指導費	51
病虫害総合管理技術推進対策事業費	52
侵入病虫害緊急防除対策推進費	52
侵入病虫害緊急防除対策事業費補助金	52
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費	52
農薬安全使用総合推進指導事業費	52
地球温暖化に適応する栽培体系転換支援事業費補助金事業費	52
「清流のめぐみ」ブランド力向上事業費	53
「清流のめぐみ」ブランド力向上事業費補助金	53
県産米の生産性向上対策事業	53
岐阜県米麦改良協会補助金	53
採種指導運営事業費	53
主要農作物原種等供給強化事業費	53
備蓄米管理調整交付金	54
農産物検査対策事業費	54
麦類生産技術向上事業費補助金	54
農業機械利用総合対策推進事業費	54

水田農業構造改革推進事業費補助金	54
水田農業構造改革推進指導費	55
産地収益力向上対策条件整備事業費補助金	55
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	55
水田フル活用推進事務費補助金	55
水田フル活用実践指導費	55
畑地化産地づくり体制構築等支援事業費補助金	56
楽しい農業・儲かる農業実現支援事業費補助金	56
チャレンジする園芸産地支援事業費補助金	59
野菜生産出荷安定資金造成費補助金	59
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金	60
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	60
薬草の里づくり推進事業費	60
園芸特産ブランド力強化推進指導費	60
園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金	60
施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金	61
花き生産振興指導費	61
関東東海花の展覧会事業費	61
2027年国際園芸博覧会出展事業費	61
花と緑のある暮らし推進事業費	61
戦略的花き生産・販売プロジェクト推進事業費	61
花きの担い手育成技術支援事業費	62
花トピア活用推進事業費	62

(6)畜産振興課

中小家畜生産強化支援事業費補助金	63
畜産協会等事業推進費補助金	63
畜産コンサルタント設置事業費補助金	63
酪農振興対策支援事業費	63
自給飼料生産・利用拡大推進事業費	64
牧場管理委託料	64
県営育成牧場施設等修繕費	64
県営育成牧場備品購入費	64
飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	64
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）	64
強い畜産構造改革支援事業費補助金	65
強い畜産構造改革支援事業費補助金（物価高騰分）	65
自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業費補助金	65
共同利用模範牧場土地借上料	66

<飛騨牛銘柄推進室>

県優良種雄牛造成対策事業費	67
飛騨牛生産基盤強化対策事業費補助金	67

飛騨牛戦略推進強化事業費	67
飛騨牛繁殖マイスター育成事業費	67
飛騨牛銘柄推進事業費補助金	67

(7)家畜防疫対策課

豚熱・アフリカ豚熱対策調査・研究事業費	68
岐阜県CSF有識者会議開催費	68
家畜保健衛生所運営費等	68
豚熱等対策事業費	68
豚熱予防的ワクチン接種事業費	68
獣医師人材育成プロジェクト事業費	68
高病原性鳥インフルエンザ埋却候補地調査費	68
種畜検査費	68
家畜人工授精師養成講習会開催費	69
高度病性鑑定費	69
監視・危機管理体制整備促進対策事業費	69
地域衛生管理技術対策事業費	69
家畜衛生指導調査費	69
家畜疾病診断精度管理向上事業費	69
畜産物安全対策事業費	69
動物用医薬品製造業者等監視指導費	69
獣医師確保修学資金給付事業費補助金	70
大学家畜衛生連携事業費	70
家畜伝染病予防事業費	70
家畜伝染病防疫対応強化事業費	70
家畜伝染病検査体制整備事業費（備品購入）	70
豚熱等埋却地管理事業費	70
農場等バイオセキュリティ向上総合対策事業費補助金	70
自衛防疫強化促進事業費補助金	70

<野生いのしし対策室>

野生いのしし捕獲等対策強化事業費	71
野生いのしし捕獲等対策強化事業費補助金	71
野生いのしし食肉処理工程増設事業補助金	71

(8)農村振興課

ふるさと農村活性化対策基金事業	72
ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費	72
岐阜県農業農村整備委員報酬	73
棚田地域水と土保全基金事業費	73
中山間地域等水と土保全活動推進補助金	73
都市農村交流推進事業費	74
都市農村交流推進事業費補助金	74

農泊推進事業費	74
G I F U－D O農泊推進事業費	74
G I F U－D O農泊推進事業費補助金	75
遊休農地等利活用促進事業費補助金	75
農業会議交付金（単補）	75
農業会議交付金（人件費）	75
中山間地域等直接支払交付金	75
中山間地域等直接支払推進交付金	76
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金）	76
岐阜県農業農村整備委員報酬（中山間）	76
多面的機能支払交付金（国費）	76
多面的機能支払交付金（県費）	76
多面的機能支払推進費（国費）	76
多面的機能支払推進費（県費）	76
多面的機能支払推進交付金	76
岐阜県農業農村整備委員報酬（多面的）	77
農山漁村振興推進交付金	77
生態系保全支援事業費補助金	77
生態系保全支援事業推進費	77
水田魚道設置推進事業費	78
人権問題啓発推進事業費	78
市町村農業委員会交付金	78
市町村農業委員会補助金（国補）	78
指導費（農業委員会運営費）	78
農業会議国庫補助金	78
農業会議県単独補助金	78
農業会議県単独補助金（人件費）	78
農業会議県単独補助金（事務局長人件費）	79
農地等利用関係適正化事務費	79
農地関係指導費	79
国有農地指導費	79
自作農財産管理事務取扱交付金	79

＜鳥獣害対策室＞

鳥獣害対策推進事業費	80
鳥獣被害防止対策県活動事業費	80
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金	80
鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金	81
有害鳥獣等対策費	81
野生鳥獣個体数管理事業費補助金	81
野生鳥獣個体数管理事業費	82
野生鳥獣個体数管理事業費補助金	82
安全と共生のニホンザル対策事業費	82

ニホンザル対策モデル加速化事業費補助金	82
ぎふジビエ利用拡大推進事業費補助金	83
獣肉処理施設整備事業費補助金	83
ぎふジビエブランド戦略事業費	83
カワウ駆除対策事業費	83

(9)里川・水産振興課

世界農業遺産価値活用推進事業費	84
世界農業遺産推進協議会負担金	84
世界農業遺産国際支援推進費	84
県有施設維持管理費	84
内水面振興施設整備事業費（単建）	84
清流長良川あゆパーク管理運営費	84
清流長良川あゆパーク指定管理評価員会議運営費	84
世界農業遺産推進事業調整費	85
水産物ブランド振興・消費拡大推進事業費	85
内水面漁場管理委員会費	85
水産指導調整費	85
取締費	85
遊漁者誘客推進事業費補助金	85
遊漁者誘客推進事業費	85
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	85
水産多面的機能発揮対策事業費	86
鮎の輸出国拡大促進対策事業費	86
内水面振興施設整備事業費（長寿命化・単建）	86
養殖飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	86
鮎種苗生産施設緊急支援事業費補助金	86
養殖業振興支援事業費補助金	86
超早期放流アユ生産技術実証事業費	86
温暖化適応・漁場生産力強化支援事業費補助金	87
養殖衛生管理体制整備事業費	87
アユ漁業振興対策事業費	87
鮎資源管理調査分析事業費	87
河川遡上アユ再生産促進事業費	87

<コクチバス対策室>

外来魚生息拡大防止緊急対策事業費	88
コクチバス被害防止対策事業費補助金	88

(10)農地整備課

<調査計画係>

県営土地改良事業計画等調査費	89
農水省受託農業基盤情報基礎調査費	89

国営・機構営等建設事業負担金（直入分）	89
<事業管理係>	
土地改良区体制強化事業費補助金	89
連携管理保全計画策定事業費補助金	90
飛騨エアパーク管理運営費	90
飛騨エアパーク施設保全対策事業費	91
<水利・農道係>	
県営かんがい排水事業費	91
土地改良施設突発事故復旧事業費補助金	94
基幹的農業用水路強靱化事業費	94
土地改良施設保全計画策定事業費	95
水利施設管理強化事業費補助金	96
小水力発電施設環境教育推進事業費補助金	96
小水力発電活用支援事業費補助金	97
県営広域農道整備事業費	97
県営基幹農道整備事業費	98
県営農道施設強化対策事業費	99
団体営農道保全計画策定事業費補助金	99
<ほ場整備係>	
県営経営体育成基盤整備事業費	100
農業経営高度化支援事業費補助金	103
県営農業基盤整備促進事業費	104
県単経営体育成基盤整備事業費	105
土地改良事業調査設計事業補助金	106
農業農村整備調査事業費	106
<総合整備係>	
県営中山間地域総合整備事業費	106
県営農村振興総合整備事業費	109
農業集落排水維持適正化事業費	110
団体営農業集落排水事業費補助金	111
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費	111
中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金	112
用排水路・河川落差解消支援事業費補助金	112
農業農村整備事業費補助金	112
団体営土地改良事業費補助金	116
<農地防災対策室>	
県営湛水防除事業費	117
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	118

地すべり防止施設管理事業費	119
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	119
団体営農地災害復旧費	120
土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業費補助金	121
農業水利施設管理強化事業費補助金	121
排水機維持管理費補助金	121
農業用施設緊急改修事業費	122
田んぼダム利活用促進事業	122
県営ため池等整備事業費	123
団体営ため池等防災力強化事業費補助金	126
県営ため池防災対策事業費	127
ため池防災支援事業費	128
団体営ため池サポートセンター事業費補助金	129
農地防災ダム点検管理強化事業費補助金	129
全国ため池フォーラム実施事業費	129

3 各種計画・地域指定等

（１）農業振興地域	131
（２）特定農山村地域	134
（３）指定棚田地域	136
（４）農村産業法対象地域	139
（５）野菜指定産地	141
（６）酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村	142
（７）防災重点農業用ため池	144

4 行政組織等

（１）農政部組織図	147
（２）各課事務分掌表	148

1 令和8年度 農政部の主要施策

所 属	農政部農政課			農政部農業経営課		
係 名	政策企画係／スマート農業推進係	内線	4018／4023	普及企画係	内線	4083

【新】アグリパーク構想の実現に向けた取組推進

1 事業費 115,740 （前年度 0 ）

【財源内訳】

国庫 56,350
 県債 2,600
 諸収入 38
 一般財源 56,752

【主な使途】

補助金 80,500
 委託料 11,550
 工事請負費 5,395

2 背景・事業目的

楽しみながら気軽に農業を体験できる場を設け、多様な主体の農業への参入を促進するアグリパーク構想の実現に向け、重点推進モデルや支援スキームの構築などを実施する。

3 事業概要

（１）重点推進モデルの構築〔政策オリンピック〕（47,500 千円）【3月補正】

多様な主体の農業参画に向け、各種団体からスタートアップの場づくりに関しアイデアを募集、優れた提案に対して事業費を支援する。

〔 補助対象者：市町村、農協、自治会、農業生産組合等
 補 助 率 等：定額、補助上限：1,500 千円 〕

（２）構想具体化に向けた施設整備等の支援等（30,000 千円）【3月補正】

スタートアップの場づくりに必要な機械導入、施設整備等を支援するとともに、重点推進モデル等の県内外への横展開を実施する。

〔 補助対象者：市町村、農協、自治会、農業生産組合等
 補 助 率 等：1／3 以内、補助上限：3,000 千円 〕

（３）技術サポートの支援体制づくり（21,040 千円）【3月補正】

技術サポート拠点を整備し、良質堆肥の活用や少量多品目栽培の技術を確立するとともに、幅広いニーズに応じた技術支援を行う。

（４）水田スタートアップ等の仕組みづくり（9,200 千円）【3月補正】

- ・ 稲作経営者等と連携し、地域外の人や農業未経験者がノウハウを学び、兼業・副業や本格的な農業につなげる仕組みを構築する。
- ・ 農地中間管理機構や農業委員会と連携した円滑な農地あっせんの仕組みづくりにより、多様な主体の農業参入を促進する。

（５）農業機械のシェアリング等の体制構築支援（8,000 千円）【3月補正】

農業機械の初期投資の軽減を図るため、小規模向け機械のマッチングシステムや地域内シェアリングの体制構築を支援する。

〔 補助対象者：市町村、農協等
 補 助 率 等：定額、1／2 以内（機器整備）、補助上限：2,000 千円 〕

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(2) 農業振興費
 （明細書事業名）○総合農政推進費 農政推進諸費 他

所 属	農政部農業経営課		
係 名	普及企画係／就農支援係／経営体強化育成係	内線	4083／4087／4088

地域農業を牽引する経営体の育成

1 事業費 400,754（前年度 519,288）

【財源内訳】

国庫 36,370

諸収入 261,650

一般財源 102,734

【主な使途】

補助金 360,650

委託料 38,871

2 背景・事業目的

地域農業を牽引する経営体を育成するため、本格的な農業を始める仕組みの充実や経営継承による参入障壁の引き下げを図るほか、金融機関等との連携や建設業者向けのインセンティブ導入を契機に企業の農業参入の促進に取り組む。

3 事業概要

（1）就農ルートの充実、経営継承の推進（382,689千円）**3月補正含む**

- ・ 楽しく儲かる農業の姿を伝える動画配信を強化するなど、若年層の就農意欲の喚起を図るとともに、ぎふアグリチャレンジ支援センターを窓口に、相談から就農、定着までの一貫した伴走支援を行う。

新・ 就農希望者の受入体制の確保に向け、先進農家が直接研修を行う「あすなろ農業塾」に対して、施設強化に係る経費を支援する。

〔補助対象者：農協、市町村等（助成対象：あすなろ農業塾長）〕

〔補助率：1／2以内、補助限度額：2,000千円〕

- ・ 農業分野における経営継承の促進に向け、実践事例が学べるセミナーや地域相談会を開催するとともに、継承に伴い必要となる施設の改修等に対して支援する。

〔補助対象者：市町村（助成対象：新規就農者・親元就農者等）〕

〔補助率：1／3以内、補助限度額：1,500千円〕

（2）農外企業・サービス事業体の参入促進（18,065千円）**3月補正含む**

- ・ 農業参入に意欲的な企業への訪問や支援策等を紹介するセミナーを開催するとともに、個別相談を通じて、営農計画の策定から地域とのマッチングまでを一貫して支援する。

新・ 農外企業等が営農を始めるに当たり、必要となる農業用機械・施設の導入を支援する。

〔補助対象者：市町村（助成対象：地域計画※に位置付けられた事業者）〕

〔補助率：1／3以内、補助限度額：2,000千円〕

※地域計画

農業経営基盤強化促進法に基づき将来の地域農業の在り方等について市町村が策定する計画

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(13) 農村教育推進費
（明細書事業名）○農業後継者育成対策費 新規就農・就業サポート事業費 他

所 属	農政部農業経営課			農政部農村振興課		
係 名	普及企画係	内線	4083	農村企画係	内線	4176
	就農支援係		4087	農村支援係		

農業の多様な担い手の参画促進等に向けた取組強化

＜ふるさと農村活性化対策基金事業＞

1 事業費 2,519,846（前年度 2,522,610）

【財源内訳】

国庫 1,644,380
繰入金 7,023
諸収入 2,000
一般財源 866,443

【主な使途】

補助金 2,497,834
委託料 15,653

2 背景・事業目的

農業者の高齢化や減少が進行する中、農業・農村の持続的な発展に向け、障がい者や女性等が活躍できる農業経営への転換や企業による農村保全活動への参画を促進する。

3 事業概要

（1）農福連携や女性活躍の促進（31,482 千円）**3月補正含む**

- ・ 農業者と福祉事業所とのマッチングを地域全体で体系的に進めるため、農産物の産地単位で障がい者の農作業体験会を実施する。
- 新**・ 福祉施設に通う高齢者やひきこもり状態にある方等の参画促進に向け、福祉施設や支援団体等の職員を対象に研修会を開催する。
- ・ 農福連携により生産された農産物や加工品の認知度向上に向け、農福マルシェやノウフクの日（11月29日）イベントを開催する。
- ・ 女性リーダーの育成に向け、経営力等の向上につながる研修会や、男女が共に働きやすい環境づくりに関する講演会を開催する。

（2）多様な主体による農村保全活動の推進（2,488,364 千円）

＜一部ふるさと農村活性化対策基金事業＞

- 新**・ 多様な主体による農村への関与を促進するため、CSR 活動※などを希望する企業と農村とのマッチングを推進する。**3月補正含む**
- ・ 農村地域の保全を推進するため、農家と非農家が一体となった地域ぐるみでの保全活動を支援する。

＜多面的機能支払交付金（助成対象：活動組織等）＞

補助率：定額 負担割合：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4

＜中山間地域等直接支払交付金（助成対象：農業者等）＞

補助率：定額 負担割合：国 1／2、県 1／4、市町村 1／4 ほか

※CSR 活動

企業が利益追求だけでなく、社会・環境・地域に配慮して行う活動

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）（13）農村教育推進費
（明細書事業名）○農業後継者育成対策費 新規就農・就業サポート事業費 他

所 属	農政部農政課			農政部農産園芸課		
係 名	農業研究推進係	内線	4025	米麦大豆係／野菜果樹特産係／花き係	内線	4117
所 属	農政部畜産振興課			農政部里川・水産振興課		
係 名	酪農・飼料係	内線	4132	漁業振興係	内線	4216

品目特性に応じた生産性向上と新たなブランド品目の創出・発展

1 事業費 1,429,175（前年度 560,303）

【財源内訳】

国庫	1,139,281
財産収入	12,370
一般財源	277,524

【主な使途】

補助金	1,358,864
需用費	26,294
委託料	18,508

2 背景・事業目的

安全・安心で美味しい食料を県民に安定的に供給するため、品目の特性に応じた生産性向上や、品種や生産技術の開発等を推進する。

3 事業概要

新（１）稼げる産地づくりの促進（312,300 千円） 3月補正

米、野菜などの供給力強化や魅力ある農産物づくりに向け、技術実証や機械・施設の整備など、ソフト・ハード両面で支援する。

〔補助対象者：農業者団体・新規就農者等、補助率：1／3以内ほか〕

新（２）品目特性に応じた生産性向上（10,871 千円） 3月補正

- ・ 県育成新品種米「清流のめぐみ」の生産拡大に向けた取組を実施するとともに、認知度向上のために販路拡大等の取組を支援する。

〔補助対象者：米の販売業者等、補助率：1／2以内〕

- ・ 県内産牛乳の消費拡大に向け、お腹に優しい牛乳を産出する乳用雌牛の効率生産や稲発酵粗飼料の二期作実証に取り組む。

（３）生産資材等の価格高騰に対する支援（1,043,064 千円）

- ・ 肥料等の高騰の影響を受ける農業者等に対し、堆肥の製造や化学肥料の低減等に資する機械・設備の導入等を支援する。

〔補助率：1／2以内 ほか〕

- ・ 畜産農家や養殖業者に対し、飼料費の価格高騰分の一部を支援する。〔補助率：価格高騰分の1／2以内〕

（４）新たなブランド品目の創出・発展（62,940 千円） 3月補正含む

- ・ 消費者ニーズや安定生産に資する新たな品種の育成・改良、農畜水産物の生産力や品質の向上に向けた生産技術の開発に取り組む。

新・消費地におけるトレンド調査に基づいた花きの商品づくりや、SNS 等を活用した若年層を中心とした花き需要の開拓を実施する。

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(2) 農業振興費
（明細書事業名）○総合農政推進費 農業産地構造改革支援事業費 他

所 属	農政部農政課			農政部農業経営課		
係 名	スマート農業推進係	内線	4023	就農支援係 経営体強化育成係	内線	4087 4088

スマート農業など省力化生産への転換と 生産拡大を担う経営体の支援強化

＜農地中間管理事業等推進基金＞

1 事業費 326,280（前年度 296,725）

【財源内訳】

【主な使途】

国庫 91,400 補助金 287,480

繰入金 167,599 委託料 37,800

一般財源 67,281

2 背景・事業目的

農業人口の急速な減少に対応するため、スマート農業技術を活用した生産方式への転換や、生産拡大を担う経営体への支援を強化する。

3 事業概要

新 (1) 新たな生産方式への転換 (25,000 千円) 3月補正

- ドローン直接播種等の新たな生産方式とスマート農業技術を組み合わせ、革新的な省力化・省人化を実現するモデル構築を支援する。
[補助対象者：地域協議会等、補助率：定額、補助上限：3,000 千円]
- 環境データ（気象、温度）等の様々なデータを AI 等で分析・活用し、各産地における生産性向上に結び付く取組を支援する。
[補助対象者：市町村、農業者で組織する団体等、補助率：1／2 以内]

(2) 人口減少に対応したスマート農業技術等の導入支援 (63,000 千円)

3月補正含む

農業者の規模拡大や農作業受託を含む農業支援サービスの立上げ等に必要なスマート農業技術等の導入を支援する。

〔 補助対象者：市町村、農業者、農業支援サービス事業体等
補 助 率：1／2 又は 1／3 以内、補助上限：3,000 千円ほか 〕

(3) 生産拡大への支援強化 (238,280 千円) 3月補正含む

＜一部農地中間管理事業等推進基金事業＞

- 農業経営の改善や法人化等の課題を有する農業者を対象に、税理士等の専門家派遣を通じた経営指導を行うほか、副業・兼業人材等の活用に向け、作業の切り出しや円滑な募集活動を伴走支援する。
- 農地中間管理事業を活用し、地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費 スマート農業推進費 他

所 属	農政部農地整備課		
係 名	調査計画係	内線	4238

農産物の供給力強化に向けた生産基盤の整備

1 事業費	【6月補正後		5,362,710】
	6,262,273（前年度		4,019,556）
	【財源内訳】		【主な使途】
	国庫	3,052,173	工事請負費 3,867,849
	県債	1,802,800	委託料 914,554
	分担金・負担金	773,430	補助金 1,318,705
	一般財源	633,870	

2 背景・事業目的

食料安全保障の確保に向け、コスト低減による生産性の向上を図るため、農地の大区画化等の生産基盤整備を推進する。

また、農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するため、農業水利施設の整備を推進する。

3 事業概要

（1）ほ場の集約化に向けた大区画化・汎用化（4,659,440 千円）

- ・ 担い手への農地の集約化や麦・大豆・園芸作物の生産拡大を促進するため、農地の大区画化や水田の汎用化を実施する。（36地区）
- ・ 中山間地域において、地理的条件や営農実態に合わせた生産基盤や生活環境基盤の整備を実施する。（49地区）

（2）農業用水・排水条件の確保（1,602,833 千円）

- ・ 農業用水を安定供給するとともに、良好な排水条件を確保するため、農業水利施設の補修、更新を実施する。（24地区）
- 新**・ 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全を図るため、小規模な農業水利施設の計画的かつ効果的な長寿命化対策を行う市町村等を支援する。

[補助対象者：市町村・土地改良区等、補助率：1／2ほか]

（款）6 農林水産業費 （項）4 農地費 （目）(4)ほ場整備事業費
（明細書事業名）○公共事業 経営体育成基盤整備事業費 他

所 属	農政部農産物流通課		
係 名	流通企画係／輸出戦略係／地産地消係／販売対策係	内線	4062／4064／4064／4068

農畜水産物の新たな流通ルートの開拓

1 事業費 27,837（前年度 11,997）

【財源内訳】 【主な使途】

国庫	13,419	委託料	22,709
一般財源	14,418	補助金	3,000

2 背景・事業目的

県産の美味しい米の生産拡大を支えるため、新たな販売チャネルの開拓に取り組み、安定的に供給できる体制を整備するとともに、高く評価してもらえる農畜水産物づくりに向け、消費者視点の「地消地産」の展開や生産者等の創意工夫を生かした販売力の強化を支援する。

3 事業概要

新（1）米の販売チャネルの多様化（12,700 千円） 3月補正

- 米の生産、出荷、流通、販売までの流通実態について、流通事業者を中心に聞き取り調査を実施する。
- 直売所における予約販売・定期購買する仕組みづくりに必要なシステムの導入や地域への PR 活動等の取組を支援する。

補助対象者：3 戸以上の生産者が出荷する県内直売所の運営者等
補 助 率：1 / 2 以内、補助限度額：300 千円
対 象 経 費：広報宣伝費、顧客管理ソフト導入費、倉庫リース費等

- 県産米の輸出拡大に向け、寿司専用米など、差別化できる商品の開発に取り組むほか、現地販売店と連携したプロモーションを実施する。

（2）生産者等の創意工夫を生かした販売力強化（15,137 千円） 3月補正

- 直売所等での周遊イベントや食農体験、学校給食への県産農畜水産物利用の体制づくり等を通じ、消費者視点に立った「地消地産」を推進する。

- 新・飲食店に対し需要調査を実施し、農業者とのマッチングや商談会を開催するとともに、インターネット販売など SNS を活用した販路開拓に向け専門のアドバイザーを派遣する。

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(2) 農業振興費
（明細書事業名）○総合農政推進費 農産物販売戦略推進費 他

所 属	農政部農産物流通課		
係 名	輸出戦略係／地産地消係／販売対策係	内線	4064／4064／4068

立地や集客力等を生かした農畜水産物の販路拡大

1 事業費 119,360（前年度 118,539）

【財源内訳】

【主な使途】

国庫	46,613	委託料	85,209
諸収入	1,095	旅費	9,700
一般財源	71,652	補助金	8,000

2 背景・事業目的

身近な大消費地である名古屋圏において、本県から近い立地条件を最大限に生かし販路開拓を進めるとともに、地域商社の育成やインバウンドを契機とした輸出拡大など新たな輸出戦略を展開する。

3 事業概要

（１）身近な大消費地・名古屋圏での販路拡大（50,688 千円）3月補正含む

- ・ アンテナショップを拠点とした新たな流通システムや名古屋圏の飲食店等とのネットワークを構築し、観光と連携した県産農畜水産物の販路拡大に取り組む。
- 新・ 県産農畜水産物の販路拡大とブランド力の向上を図るため、首都圏等でのプロモーション活動のノウハウを活用し、メニューフェアや販売フェア等を開催する。
- 新・ 県産農畜水産物の販路拡大・定着化を図るため、仲卸事業者等と連携して新たな流通ルートの開拓を推進する。

（２）新たな海外輸出戦略の展開（68,672 千円）3月補正

- ・ 県産農畜水産物やその加工品の海外販路開拓に向け、情報発信拠点の拡大や食品見本市への出展等の現地プロモーションを実施する。
- ・ 生産者の相談から流通ルートの構築、販路開拓までを伴走支援する地域商社のターゲット国を拡大し、生産者の支援体制の強化につなげる。
- 新・ 海外に向けて県内の飲食店や鮎釣り体験など食に関する体験の情報を発信し、県産農畜水産物の魅力を体感できる機会を創出するとともに、帰国後の購買につながる仕組みづくりに取り組む。

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(2) 農業振興費
（明細書事業名）○総合農政推進費 農産物販売戦略推進費 他

所 属	農政部農産物流通課			農政部農産園芸課		
係 名	地産地消係	内線	4064	ぎふ清流 GAP 推進係	内線	4115

消費者との信頼関係構築による販路拡大

1 事業費 237,075（前年度 21,476）

【財源内訳】

【主な使途】

国庫	209,555	補助金	210,500
一般財源	27,520	委託料	17,375
		需用費	3,868

2 背景・事業目的

本県で生産された環境にやさしい農産物を消費者が選べるよう、新たな認定制度を創設し県全体への展開を図るとともに、こどもたちに地域の特色を生かした学校給食を提供できるよう、地元農産物を供給する仕組みづくりを支援する。

3 事業概要

新 (1) 消費者との信頼関係構築に向けた仕組みづくり (16,679 千円) **3月補正**

国の「みどり認定」制度※に、GAP（農業生産工程管理）の考え方を取り入れた、「岐阜県版みどり認定制度（仮称）」を創設する。

※「みどり認定」制度

「みどりの食料システム法」に基づき、環境に配慮した農業者等の取組を認定する国の制度

(2) 環境調和型農業の推進 (43,796 千円) **3月補正含む**

新・「岐阜県版みどり認定制度（仮称）」に取り組む農業者等に対し、農業機械の導入、販売促進資材の作成等を支援する。

[補助率：1／3以内、補助限度額：500 千円等]

・地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等に対し、生産技術の確立や消費者との交流等の取組拡大を支援する。

[補助率：定額、補助限度額：10,000 千円]

新 (3) 学校給食への地元農産物の供給体制づくり (176,600 千円)

・市町村ごとに、学校給食側と生産者側のニーズ等を踏まえた地元農産物の安定供給体制を構築するため、「学校給食地産地産コーディネーター」の育成研修を実施する。

・地元農産物を活用し、学校給食において特色ある献立を提供できるよう食材費の一部を支援する。

〔補助対象者：市町村等（コーディネーター育成が要件）〕
〔補助率：定額〕

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費 環境保全型農業総合推進事業費 他

所 属	農政部農政課			農政部農産園芸課			農政部畜産振興課		
係 名	農業研究推進係	内線	4025	ぎふ清流 GAP 推進係 米麦大豆係	内線	4115 4117	畜産基盤係	内線	4141

気候変動への対応

1 事業費	99,329 (前年度 71,500)								
	【財源内訳】				【主な使途】				
	国庫	42,745			補助金	49,040			
	一般財源	56,584			備品購入費	19,210			

2 背景・事業目的

近年、夏場の想定外の高温等により、様々な農産物において生育障害、病害虫の異常発生などの影響が顕在化しているため、高温耐性品種の導入や適応技術の開発などを進めるとともに、高温を逆手にとった攻めの対策を推進する。

3 事業概要

(1) 異常高温の影響緩和技術の開発・普及(77,582 千円) 3月補正

- ・ 生育障害や病害虫被害などを回避する栽培技術の開発や、気候変動に強い品種を育成するとともに、産地単位で行う高温耐性品種の導入や高温への適応技術の実証に向けた取組を支援する。

補助対象者：生産者組織、法人、農業協同組合等
 補助率等：実証試験に係る経費の1/2以内、上限500千円
- ・ 気候変動に対応した生産対策に必要な設備や資材の導入、生産対策と一体的に行う生産者の身体的負担軽減を図る取組を支援する。

補助対象者：生産者組織、農業協同組合等
 補助率等：1/3以内
- 新・ 暑熱による家畜の生産性低下を防ぐために必要な機器等の導入を支援する。

補助対象者：農業協同組合や農事組合法人等
 補助率等：1/3以内

新(2) 温暖化を逆手にとった攻めの対策推進(21,747 千円) 3月補正含む

- ・ 生育適温期間の長期化を生かした水稻再生二期作の栽培技術を確立するとともに、産地における実証に取り組む。
- ・ 夏季の高温期を回避しつつ、春・秋の気温上昇を活用した夏秋トマトの二期作技術の確立等に取り組む。

(款) 6 農林水産業費	(項) 1 農業費	(目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費 農業産地構造改革支援事業費 他		

所 属	農政部農村振興課		
係 名	鳥獣害対策係	内線	4172

鳥獣害対策の推進

＜清流の国ぎふ森林・環境基金事業＞

1 事業費 880,627（前年度 851,849）

【財源内訳】

国庫 656,011
繰入金 168,216
諸収入 192
一般財源 56,208

【主な使途】

補助金 730,375
委託料 96,265
報酬 24,059

2 背景・事業目的

野生鳥獣による被害のない里山づくりに向け、獣種別の生態に応じた被害対策モデルの構築を目指すとともに、貴重な農村資源であるジビエの更なる利活用の促進に向けた取組を強化する。

3 事業概要

（1）獣種別被害対策モデルの構築・展開(838,315 千円)

＜一部清流の国ぎふ森林・環境基金事業＞

- 新**・ 政策オリンピックにおいて有用性が確認されたニホンザル対策の全県展開に向け、県内各地における実証支援を行うとともに、その成果を踏まえた事例集を作成する。

〔補助対象者：地域協議会、猟友会、森林組合など〕
〔補助率等：定額、補助上限：3,000 千円〕

- 新**・ ニホンジカの生息密度が著しく増加している地域において、ドローンを活用した効果的な捕獲方法を検証する。

- ・ 県内において著しく増加しているニホンジカや加害性の高いニホンザルの群れの個体数を抑制するための重点的な捕獲を支援する。

〔補助対象者：市町村〕
〔補助率等：定額、補助上限：ニホンジカ・ニホンザル 15 千円／頭ほか〕

- ・ カワウ被害軽減のため、ドローンを活用した対策実証や、漁業協同組合や他県との広域連携に向けた GPS による飛来状況調査を行う。

（2）ジビエ利活用の拡大促進(42,312 千円) **3 月補正含む**

- 新**・ イノシシの捕獲規制緩和に伴うジビエ利活用の拡大に向け、捕獲個体の解体処理施設への搬入及び廃棄等に対し支援する。

〔補助対象者：獣肉解体処理施設（ぎふジビエ登録）〕
〔補助率等：定額、補助上限：搬入支援 2,000 円／頭ほか〕

- ・ ぎふジビエの認知度向上や販路拡大に向け、首都圏と県内での料理フェア開催や、消費者ニーズに応じた商品開発・販売に取り組む。

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(3) 農山村振興費
（明細書事業名）○鳥獣害防止対策費 鳥獣害防止対策費

所 属	農政部農村振興課			農政部里川・水産振興課		
係 名	農村企画係	内線	4176	里川振興係／漁業振興係	内線	4213／4216

地域資源を生かした農村振興と里川システムの保全・活用・継承 ＜ふるさと農村活性化対策基金事業＞

1 事業費 169,903（前年度 89,075）

【財源内訳】

国庫 58,986
繰入金 40,008
財産収入 3,871
一般財源 67,038

【主な使途】

補助金 73,152
委託料 71,531

2 背景・事業目的

豊かな自然や文化など地域資源を生かした「ぎふの農村」ならではの農泊の取組を推進するとともに、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の価値を活用し、漁獲量・資源量及び養殖量を増やす「供給の拡大」とブランド化・消費拡大を図る「需要の拡大」を推進する。

3 事業概要

（1）農泊を軸とした農村地域の活性化と「清流長良川の鮎」の価値活用
（80,072 千円）**3月補正含む** ＜一部ふるさと農村活性化対策基金事業＞

- ・ ぎふの農村ならではの体験メニューと地域貢献メニューを組み合わせた「GIFU-D0 農泊」の全面展開に向け、農村体験のブランド化、観光事業者等との連携強化による国内外へ効果的な発信を実施する。
- ・ 外国人向け体験商品「Discover GIFU」など観光分野との連携を強化するとともに、インバウンド需要に対応できる人材育成等を行う。

新・ 「清流長良川の鮎」の価値を発信するため、若者による提案の場を設けるとともに、提案内容を若者が主体となって企画・実施する。

（2）水産漁獲量・資源量及び養殖量の増加（60,782 千円）**3月補正含む**

新・ 温暖化に適応し、鮎の漁獲量を増やすため、これまでより早く稚鮎を放流する取組と収益性の高い漁場づくりを支援するとともに、遡上鮎に由来する放流稚鮎の早期生産技術を確立する。

〔補助対象者：漁業協同組合 補助率：1／2以内〕

新・ 新規養殖業者や新たな取組を行う養殖業者に対して、資金融資を受けた際の利子について助成する。

（3）水産物のブランド化・消費拡大（29,049 千円）**3月補正**

新・ 岐阜ならではの新たなブランド水産物として、大型の鮎の生産技術を開発し、養殖場での生産実証を行う。

新・ 県内各地から天然鮎を集荷し、安定出荷するための広域集出荷システムを構築し、試験運用する。

- ・ 鮎料理・販売フェアの参加店舗を県内全域で拡大するとともに、バーベキュー場と連携した鮎の焼き方講座等を実施する。

（款）6 農林水産業費 （項）1 農業費 （目）(3) 農山村振興費
（明細書事業名）○都市農村交流促進費 都市農村交流促進事業費 他

所 属	農政部家畜防疫対策課			農政部里川・水産振興課			農政部農地整備課		
係 名	防疫指導係 防疫推進係 捕獲調査係	内線	4155	コクチバス対策係	内線	4216	調査計画係	内線	4238

生産を脅かすリスクへの対応と農村の防災・減災対策の強化

【6月補正後 3,970,027】

1 事業費 2,793,363 (前年度 3,094,034)

【財源内訳】

【主な使途】

国庫	1,290,351	工事請負費	1,729,401
県債	703,300	委託料	385,465
分担金・負担金	287,210	補助金	368,853
諸収入	13,217	需用費	146,063
一般財源	499,285		

2 背景・事業目的

家畜伝染病の発生予防やコクチバスによる被害防止等に取り組むほか、農村地域の防災・減災対策を強化するため、田んぼダムの取組や農業用ため池の豪雨・地震対策等を推進する。

3 事業概要

(1) 家畜伝染病に対応できる畜産産地づくり (453,061 千円)

- 家畜伝染病の発生予防等のため、各種検査や飼養衛生管理向上の指導を推進し、発生に備えた防疫演習を実施するとともに、バイオセキュリティ向上に資する設備導入等に対して支援する。

[補助対象者：市町村、畜産関係団体等、補助率：1／2以内]

- 野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止のため、当該ウイルスの浸潤状況及び経口ワクチン散布による抗体獲得状況を把握する。

(2) 外来生物による被害への対応 (47,598 千円)

- 「県コクチバス駆除総合対策」に基づき、電気ショッカーボート等による駆除、密放流違法やリリース禁止の啓発等を実施する。

- コクチバスの買取り、産卵床の監視駆除及び刺網による駆除など、漁協等によるコクチバス駆除活動を支援する。

[補助対象者：県漁連、漁業協同組合、補助率：1／2以内]

(3) 農村の防災・減災対策の強化 (2,292,704 千円)

- 防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策等や農業用排水機場の整備等を実施する。(61地区)

- 「流域治水」の取組として、水田の貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組を実施する市町村等を支援する。

[補助対象者：市町村等、補助率：定額]

- 新**・農村地域における県民の地域防災力強化に向け、11月に「第28回全国ため池フォーラム in ぎふ」を開催する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 畜産業費 (目) (3) 家畜保健衛生費
(明細書事業名) ○家畜伝染病予防費 家畜伝染病予防事業費 他

2 令和8年度農政部の施策

※予算額（うち国庫）等は、令和8年度当初予算成立ベースで記載。

(1) 農政課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金		720	農協 中央会	S30 ～	一財	1/2	岐阜県農業協同組合中央会が、県下各農業協同組合等を対象に実施する以下の事業に要する経費への支援。 ① 担い手支援に係る人材育成事業 ② 食や農への理解促進を図る事業 健全経営のための助言・相談活動等の支援事業	政策企画 係
食料確保・生産力向上プロジェクト事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	14,194 (3,913)	県	R8 ～ R12	国庫 一財	—	作業省力化やDXの活用、収量向上につながる生育方法の確立、未利用資源の活用などの技術確立することによって食料自給率の向上および、生産力向上を推進。 ・美濃平田地における水稲の反当り収量の向上と収益向上を目指した再生二期作技術の確立 ・中山間地における自給率の向上に向けた水稲生産システムの開発 ・新規就農を促進するキュウリおよびトマトの省力化技術の確立 ・持続可能な果樹産地を支えるDX活用型リスキリング技術の開発 ・クワ栽培の省力化、多収生産を可能とする早期成園化技術の開発 ・収益を向上させるネイティブラワー新品種育成と省力化栽培技術の開発 ・未利用資源（県内自給可能）活用による飛騨牛の脂質向上に関する研究 ・ドローンを活用した飼料作物の精密管理による省力化と自給飼料生産力向上の実証研究	農業研究 推進係
異常高温を乗り越える農業創出プロジェクト事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		19,970 (5,839)	県	R7 ～ R9	国庫 一財	—	生育障害や病虫害被害などを回避する栽培技術の開発や気候変動に強い品種の育成を推進。 ・気候変動を凌駕する水稲の新品種開発と現地展開 ・中山間地域における気候変動に適応した水稲新品種開発と品種選定 ・温暖化に対抗する花きの多用途利用と夏期安定生産技術 ・イチゴ生産を支える高温化対策技術の開発 ・果樹栽培の精密化と亜熱帯性新品目の導入 ・夏ホウレンソウ栽培の高温対策技術の確立 ・異常高温に起因した環境変化に対処可能な夏秋トマト生産技術の開発 ・中山間地域果樹産地の強化を目指した気候変動適応技術の開発 ・気候変動に対応した広食性害虫「ハスモンヨトウ」の殺虫剤抵抗性管理	農業研究 推進係

重点研究開発推進費	12, 248	県	H15 ～	一財	—	生産性向上や高品質化によるブランド力強化等について、重点課題化し研究を実施。 ・岐阜県方式のトマト養液栽培で発生する根腐病および立枯病対策技術の確立 ・ホウレンソウ収穫機の改良による出荷調製作業の省力化技術の開発 ・幹細胞由来因子を活用したウシ臨床繁殖学の展開 ・ダム上流域等冷水域漁場に対応した放流用アユ種苗の開発研究 他 7 課題	農業研究 推進係
農業技術センター試験調査費 〔国事業名〕 農地土壌温室効果ガス排出量算 定基礎調査事業	20, 136 (182)	県	S29 ～	国庫 一財 その他	—	農業技術センターにおいて生産現場の課題解決のため試験研究を実施。 ・水稻の多様なニーズに応えるオリジナル新品種の育成 ・新たな価値を創造するブランド花きの育成 ・イチゴ栽培の農薬と天敵のベストミックス防除体系の確立 他14課題	農業研究 推進係
中山間農業研究所県単試験調査 費	7, 387	県	H25 ～	一財 その他	—	中山間農業研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施。 ・夏ホウレンソウ栽培に対応した土壌還元消毒技術の確立 ・クリ産地維持・拡大に向けた新品種および安定生産技術の開発 他 6 課題	農業研究 推進係
畜産研究所県単試験調査費	17, 132	県	H22 ～	一財 その他	—	畜産研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施。 ・飛騨牛における受精卵でのゲノム育種手法等を活用した効率的な生産技術に関する研究 ・次世代型の豚遺伝資源保存技術の開発 他10課題	農業研究 推進係
水産研究所県単試験調査費	1, 643	県	H25 ～	一財 その他	—	水産研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施。 ・観光現場のニーズに沿った在来イワナ等を活用した養殖種苗の開発研究 ・温暖化に伴うサツキマスの分布域変化の予測 他 1 課題	農業研究 推進係
畜産研究所養豚養鶏研究部旧施設解体事業費	86, 534	県	R8 ～	一財	—	畜産研究所養豚・養鶏研究部再編整備事業により令和7年度に美濃加茂市から関市に研究施設の集約が完了したため、美濃加茂市の旧施設の解体等を実施。	農業研究 推進係

＜農業イノベーション推進室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
アグリパーク重点推進モデル実践事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	47,500 (23,750)	農業者等	R8	国庫 一財	定額	「ぎふ農業活性化基本計画」（令和8～12年）の重点施策「アグリパーク構想の実現」に向け、各種団体から多様な主体の農業参画に向けたスタートアップの場づくりに関しアイデアを募集、優れた提案に対して事業費（ソフト）を支援。 〔事業実施主体〕 市町村、農業協同組合、自治会、農事改良組合、 農業生産組合（産地）、農業法人、直売所の設置団体等の団体 〔事業内容〕 アグリパーク構想の具体化に向け、特に重点的に推進する3つのテーマについて、意欲ある活動主体による創意工夫あふれる取組を政策オリエンティックで募集し、モデル構築を支援 ・重点テーマ ①中山間地域に適した農業参入モデル ②直売所を中心とした地域活性化モデル ③農業版働いてもいい方改革モデル 〔補助率〕 定額（1,500千円以内/1団体） 〔支援内容〕 生産用資材、出荷用資材、簡易圃場整備等 （交付金上、ハード経費に区分されるものは除く）	アグリパーク構想 推進係
アグリパークサポート体制構築事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	9,200 (4,600)	県	R8	国庫 一財	—	多様な主体の農業参入の促進に向け、農地中間管理機構や農業会議と連携した円滑な農地あっせん等の仕組みづくりのほか、稲作経営者等と連携し、地域外の人や農業未経験者がノウハウを学び、兼業・副業や本格的な農業につなげる水田スタートアップモデル構築のための事業費（農地中間管理機構や農業会議等への委託など）。 ① 多様な主体による農地利用の円滑化モデル事業	アグリパーク構想 推進係

									② 水田スタートアップモデル事業 ・ 楽しく儲かる稲作体験タイプ ・ 中山間地域市民農園タイプ			アグリパークから自立する多様な主体等に対し、レンタルやリースなどにより低価格なサービスを提供する農機機械シェアリング体制の構築を支援。 ①マッチングシステムの構築 事業実施主体：アグリパーク構想関連団体等 補助対象経費：農機シェアリングのためのマッチングシステムの構築に要する経費 補助率：定額（補助上限額：②の補助金額と併せて2,000千円） ②地域内シェア体制構築 事業実施主体：アグリパーク構想関連団体等 補助対象経費：農機シェアリングのための中古農業機械等の取得に要する経費 補助率：1/2（補助上限額：①の補助金額と併せて2,000千円）	アグリパーク構想推進係
アグリパークサポート体制構築事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	8,000 (4,000)	右記	R8 ～	国庫一財	—	定額 1/2						アグリパーク構想推進係
アグリパーク構想推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	5,000 (1,150)	県	R8	国庫一財	—							アグリパーク構想推進係
アグリパーク栽培技術サポート拠点整備事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	6,693 (3,346)	県	R8 ～	国庫一財 その他	—							スマート農業推進係 アグリパーク構想推進係
アグリパーク栽培技術研修専門職（人件費・旅費） 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	8,647 (4,304)	県	R8 ～	国庫一財 その他	—							アグリパーク構想推進係

スマート農業普及推進事業費		5,564	県	R1～	一財	—	スマート農業の活用に関する技術力向上やスマート農業技術の導入に向けた理解促進等を図るため、スマート農業推進センターの運営や機器の貸出、有識者会議等を実施。	スマート農業推進係
スマート農業技術導入支援事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		48,000 (24,000)	市町村等	R1～	国庫一財	1/2又は1/3	経営発展を目指す認定農業者等のスマート農業技術の導入、中山間地域等において共同利用するスマート農業機器の整備や同地域で農協等がスマート農業機器の貸出に必要な機器の導入、就農希望者が就農研修拠点においてスマート農業技術の研修するために必要な機器の導入、データ活用型農業の取組に必要な環境モニタリング機器の導入を支援。 ①農業経営発展支援事業 事業実施主体：市町村 助成対象者：認定農業者、認定新規就農者 補助対象経費：「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）」第2条第1項に掲げるスマート農業技術を有する農業機械・機器等 成果目標：経営規模の1割以上の拡大、生産コストの2割以上縮減、農産物付加価値向上による生産額の1割以上増加、多収・高品質化による生産額の1割以上増加のいずれかに取り組むこと 補助率：1/3以内（上限3,000千円） ②中山間地域等農業機械共同利用支援事業 事業実施主体：市町村、岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岐阜県本部、農業協同組合 対象地域：特定農山村法、山村振興法等の法律で指定される中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金対象地域含む） 助成対象者：⑦認定農業者、認定新規就農者、生産者組織 ①岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岐阜県本部、中山間地域等を区域に含む農業協同組合 補助対象経費：「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）」第2条第1項に掲げるスマート農業技術を有する農業機械・機器等 成果目標：⑦中山間地域等において、スマート農業機器・機械等を共同で利用し、作業の省力化・効率化や農地の維持等を図ること。 ①中山間地域等において、導入したスマート農業機器を借り受け、農作業の省力化・効率化、軽労化等に取り	スマート農業推進係

[illegible]

スマート農業技術活用支援事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】 農業者スマート農業リ・スキリング支援事業	2,896 (2,161)	県	R7～	国庫一財	—	農業者がスマート農業技術を活用するための実践的な研修会の開催や農業未経験者を対象としたスマート農業機械の操作研修会、農業DX指導者の研修会等を実施。	スマート農業推進係
農業支援サービス・スマート農業技術等導入支援事業費補助金 〔国事業名〕 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	15,000 (15,000)	農業支援サービス事業体	R7～	国庫	1/2	農業支援サービス事業体の新規参入やサービスの拡大に必要なスマート農業機械等の導入を支援。 事業実施主体：農業支援サービス事業体 補助対象経費：スマート農業機械等 補助率：1/2（補助上限額：15,000千円（スマート農業機械が含まれる場合は30,000千円））	スマート農業推進係
生産方式イノベーションモデル実証事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	15,000 (7,500)	協議会等	R8～	国庫一財	定額	土地利用型作物等における農地の集約やドローン直播、無人農機などを活用した新たな生産方式のモデル実証を支援。 事業実施主体：協議会等 補助対象経費：モデル実証に要する経費 補助率：定額（補助上限額：3,000千円）	スマート農業推進係
データ活用イノベーション推進事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	10,000 (10,000)	農業者の組織する団体等	R8～	国庫一財	1/2	農業における様々なデータを分析・活用するため、農業者等がデータに基づく農業を実践するために必要なサービスやアプリ等の導入を支援。 事業実施主体：農業者の組織する団体、協議会等 補助対象経費：サービスやアプリ等の導入、カスタマイズ等に要する経費 補助率：1/2以内	スマート農業推進係

(2) 検査監督課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
農業協同組合監督事務費		3,647	県	S42 ～	一財	—	農業協同組合等が関係法令を遵守し、自己責任原則に基づき健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と協同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督係・ 検査係
水産業協同組合監督事務費		498	県	S47 ～	一財	—	水産業協同組合が関係法令を遵守し、自己責任原則に基づき健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と協同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督係

(3) 農産物流通課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
県産農産物情報収集活動費		4,439	県	S47 ～	一財 その他	—	県産農産物の出荷先である首都圏、京阪神圏、中京圏、北陸圏の農産物の流通・消費動向を把握するとともに、県産農産物の販売促進活動を実施。	販売戦略 係
ぎふ農畜産業理解促進事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		7,200 (3,600)	生産者 団体	R7 ～	国庫 一財	1/2 以内	農畜産業における生産コストの円滑な価格転嫁に向け、農畜産業が抱える問題等について、消費者等の理解促進を図る取組を支援。 事業主体：全国農業協同組合連合会岐阜県本部 事業内容：①展示・販売 商談会等への出展や量販店等での販売イベントの開催、飲食店でのメニューフェアの開催などを通じた周知・啓発 ②広報活動 マスメディアやWEBサイト、SNS等を活用して行う周知、啓発	販売戦略 係
卸売市場等流通対策事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		201 (20)	県	S47 ～	国庫 一財 その他	—	卸売市場の活性化と卸売市場の適正な運営を確保するため、地方卸売市場業務の適正化指導や市場関係者に対する研修等を実施。	販売戦略 係
卸売市場整備事業費補助金 〔国事業名〕 強い農業づくり総合支援交付金		3,000 (3,000)	中央卸 売市場 開設者	R5 ～	国庫	4/10 以内	岐阜市中央卸売市場の再整備を支援。 事業主体：岐阜市 対象施設：卸売場、荷捌き場、冷蔵庫施設、構内舗装、非常用電源	販売戦略 係
ぎふの米地消地産推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	3,000 (1,400)	県	R8 ～	国庫 一財	—	県産米の生産拡大を支えるため、県産米を県民で消費する機会創出を推進。 ・米の流通実態について、流通事業者等を中心に調査を実施	販売戦略 係

ぎふの米販売強化事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	3,000 (1,500)	右記	R8 ～	国庫 一財	1/2 以内	県産米の生産拡大を支えるため、直売所における予約・定期販売する仕組みづくりを支援。 事業主体：3戸以上の生産者が出荷する県内直売所の運営者等 対象経費：広報宣伝費、顧客管理ソフト導入費、倉庫リース費等	販売戦略 係
農業6次産業化促進支援事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		1,500 (750)	農林漁業者等	H23 ～	国庫 一財	1/2 又は 1/3 以内	6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、農林漁業者自らが生産した農林水産物を使用し加工品を開発するために必要な機械器具の整備を支援。 事業主体及び補助率 ①6次産業化総合化事業計画の認定事業者 1/2以内 ②認定農業者、農業者の組織する団体等 1/3以内	販売戦略 係
地域資源活用・地域連携サポート事業費 〔国事業名〕 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携サポート事業		20,678 (20,678)	県	H25 ～	国庫	—	農山漁村発イノベーションに取り組み事業者の経営改善を行うサポートセンターを設置し、人材育成、サポート活動等を実施。 委託先：民間事業者 事業内容 ・専門家（プランナー）派遣、経営改善の取組をサポート ・人材育成研修の実施	販売戦略 係
地域資源活用・地域連携推進支援事業費補助金 〔国事業名〕 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）地域資源活用・地域連携推進支援事業		5,000 (5,000)	右記	H26 ～	国庫	1/2 以内 又は 定額	農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発等を支援。 事業主体：農林漁業者、民間事業者、市町村等 事業内容 ①新商品開発・販路開拓の実施 ②直売所の売上向上に向けた多様な取組 ③多様な地域資源を様々な分野で活用する取組 ④多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 補助率：①～③ 1/2以内、④定額	販売戦略 係

地域資源活用価値創出整備事業 費補助金 〔国事業名〕 地域資源活用価値創出整備事業 (産業支援型)	81,500 (81,500)	右記	R3 ～	国庫	1/2 又は 3/10 以内	農林漁業者等が6次産業化に取り組む場合に必要となる農産物加工施設等の整備を支援。 事業主体：農林漁業者団体等 補助率：市町村戦略に基づいた取組 1/2以内 その他 3/10以内	販売戦略 係
名古屋圏ぎふ農産物ブランド強化事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新 13,800 (6,500)	県	R8 ～	国庫 一財	－	身近な大消費地である名古屋圏で、県産農畜水産物の販路拡大とブランド力の向上を図るため、様々なプロモーションを展開。 事業内容 ・飲食店で県産農産物を使用したメニューフェアの開催 ・百貨店等にて県産農産物の販売フェアの開催 ・会社・大学等の食堂で県産農産物を使用したメニューの提供	販売戦略 係
名古屋圏ぎふ農産物流通販売強化支援事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新 4,000 (2,000)	県	R8 ～	国庫 一財	－	販路開拓・農業者支援の拠点となる名古屋圏販路開拓支援センターを設置し、名古屋圏での販路拡大を希望する農業者等の取組を支援。 事業内容 ・名古屋圏飲食店等への需要調査、リスト化 ・農業者と飲食店をつなぐマッチング支援、商談会の開催 ・各分野の専門アドバイザーを派遣、EC（電子商取引）等を活用した販路開拓等支援	販売戦略 係
大都市圏販路拡大・定着化事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新 10,500 (1,500)	県	R8 ～	国庫 一財	－	大都市圏での県産農畜水産物の販路拡大・定着化に向けたPRや新規ルート構築に向けた取組を実施。 事業内容 ・飛騨牛・鮎メニューフェアの開催 ・新規流通ルートの構築に向けた流通事業者との商談会の開催 ・産地見学会の開催、継続利用に向けたフォローアップ等	販売戦略 係

アンテナショップを拠点とした 県産農産物販売力強化事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	新	6,086 (2,722)	県	R8 ～	国庫 一財	—	中京圏の販売拠点の一つとしてアンテナショップを位置づけ、観光等と連携 した県産農産物のPRや中京圏への販路開拓・流通拡大の取組を実施。 事業内容 ・名古屋圏域に向けた県産農産物の販売ネットワークの構築 ・アンテナショップを拠点とした農産物の輸送システムの構築 ・県産農産物等の中京圏消費者に対するテストマーケティング	販売戦略 係
アンテナショップを拠点とした 販売力強化事業費（物価高分） 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	新	6,555 (6,555)	県	R8 ～	国庫	—	中京圏の販売拠点の一つとしてアンテナショップを位置づけ、県産農産物の PR販売を実施。 事業内容 農家支援としてアンテナショップ店舗等にて農産物販売フェア等の実施	販売戦略 係
名古屋圏域販売拠点設置費		12,137	県	H26 ～	一財 その他	—	名古屋市内のアンテナショップを活用し、県産農畜水産物の付加価値を高め る6次産業化の取組や県内外での販路拡大を促進。 事業内容 アンテナショップの設置	販売戦略 係
食と農のアンテナショップ機能 強化事業費		1,610	県	H26 ～	一財	—	県産農産物や6次産業化商品のPRやテストマーケティング拠点としての 機能を強化。 事業内容 什器リース（冷蔵庫・レジ）、倉庫借上げ	販売戦略 係
農林水産祭参加費		300	県	H26 ～	一財	—	国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営 発展の意欲の高揚を図るため、農林水産省が国民的な祭典として開催する農林 水産祭中央行事（顕彰普及関係行事）への参加経費の一部を負担。	販売戦略 係
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事 業費補助金		5,000	食肉処 理事業 者	H27 ～	一財	1/2 以内	対EU・アメリカなど海外向け輸出認定施設として稼働する県内事業者の微 生物検査費用等に対する経費の一部を助成。	輸出戦略 係

畜産物輸出コンソーシアム推進 対策事業費補助金 〔国事業名〕 畜産物輸出コンソーシアム推進 対策事業費補助金	53,160 (53,160)	飛驒ミ ート農 業協同 組合連 合会コ ンソー シアム	R3 ～	国庫	定額 又は 1/2 以内	畜産物輸出コンソーシアムが行う飛驒牛の認知度向上・販売拡大に向けたP R活動、販売促進活動に要する経費を補助。また、米国・EUが求める動物福 祉に配慮した牛の取扱いや血斑低減に向けたと畜対応により必要な試験的取 組等の実施に要する経費を補助。 事業主体：飛驒ミート農業協同組合連合会コンソーシアム 対象経費：①飛驒牛の販売促進に向けたP R活動、販促活動に要する経費 ②輸出先国の基準に対応するための取組に要する経費 ③畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等に要する経費 ④高水準のアニマルウェルフェアの推進、食品衛生管理等に向け た取組に要する経費 補 助 率：①定額、②定額、1/2以内、③1/2以内、④定額	輸出戦略 係
農産物輸出戦略推進事業費	8,000	県	R3 ～	一財	－	輸出戦略の推進に必要な県事務費及び岐阜県農林水産物輸出促進協議会負 担金。	輸出戦略 係
未来の農業を拓く海外販路構築 支援事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	8,000 (3,000)	生産者 、生産 者団体 等	R1 ～	国庫 一財	1/2 又は 1/3 以内	県内農畜水産業者等による新たな国・地域や品目の海外販路の確立に向けた 自主的な取組に対する経費の一部を助成（補助上限100万円）。 事業主体：農畜水産業者、農業協同組合 等 対象品目：県内で生産された農畜水産物等で、海外で販路開拓する品目また はそれを主原料とする加工品 対象経費：①輸出環境の整備 ②海外販路の拡大 ③インバウンド需要の拡大 ＜主な拡充内容＞ ③を追加	輸出戦略 係
食品産業の輸出向けH A C C P 等対応施設整備事業費補助金 〔国事業名〕 食品産業の輸出向けH A C C P 等対応施設整備事業費補助金	300,000 (300,000)	食品製 造事業 者、中 間加工 事業者 等	R2 ～	国庫	1/2 以内	加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、 機器の整備に必要な経費の一部を助成。 事業主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 対象経費：輸入条件を満たすために必要な施設の整備 （新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備 等	輸出戦略 係

県産農畜水産物輸出商社確立推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	拡	9,272 (4,636)	県	R7 ～	国庫 一財	—	県産農産物等の輸出拡大のため、輸出に意欲を有する県内事業者に対して県が行う輸出入業務を委託することで、実務経験を通じてノウハウを蓄積した地域商社を育成。 ＜主な拡充内容＞ 育成する地域商社を2者から3者に拡大	輸出戦略 係
未来の農業を拓く海外販路構築推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	48,000 (20,000)	県	R8 ～	国庫 一財	—	食品展示会や現地バイヤー等へのPR等、様々な県産食材の将来の海外販路の開拓に資するプロモーションを実施するほか、輸解除禁等の初輸出する国への試験的な輸出等を実施。	輸出戦略 係
インバウンド連携型農畜水産物輸出拡大事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	3,400 (1,700)	県	R8 ～	国庫 一財	—	インバウンドと輸出の好循環を形成するため、現地調査、体制整備、外国人旅行者客が帰国後に購入する仕組みづくり、観光と合わせてPRするライブコマース等を実施。	輸出戦略 係
ぎふの米輸出拡大モデル確立事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	6,700 (3,292)	県	R8 ～	国庫 一財	—	地域商社と連携し、「ぎふブランド」としての県産米の海外販路を開拓。	輸出戦略 係

ぎふ地消地産推進事業費 【国事業名】 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	9,787 (4,787)	県	R8 ～	国庫 一財	—	県産農産物に求める消費者ニーズに応じた地消地産を推進するため、消費者と生産者等との情報交流、食農体験、学校給食の地元農産物利用体制づくり等を実施。 事業内容 ・WEBサイトやSNSを活用した地消地産に関する情報発信 ・直売所を中心としたデジタルスタンプラリー ・県産農産物販売促進イベントの実施 ・施設給食による地場農産物の利用拡大と食農教育の支援 ・各種イベント等での消費ニーズの把握	地消地産 係
岐阜県農業フェスティバル開催 費負担金		22,575	実行 委員会	S60 ～	一財	—	県農業の現状と将来の方向を広く県民にPRするとともに、農畜水産物の消費拡大のために開催する岐阜県農業フェスティバルに要する経費の一部を負担。 事業主体：岐阜県農業フェスティバル実行委員会 (構成：県、県市長会、県町村会、農協中央会他関係団体)	地消地産 係
県庁舎を活用した農業フェスティバル魅力向上事業費		3,725	県	R6 ～	一財	—	農業フェスティバルの開催に合わせ、県庁舎を活用し、県産農産物等の販売や県政PRコーナーの設置等を実施。 事業内容 ・県庁舎の活用 ・県産農産物等の販売 ・県政PRコーナーの設置	地消地産 係
学校給食地消地産推進事業費補助金		15,000	農協 中央会	H3 ～	一財	1/3 又は 1/2 以内	学校給食での県産農産物の利用促進により、将来の消費者である児童・生徒に対し県農業・県産農産物への理解を醸成。 事業内容 学校給食に県産農産物を利用した場合、その経費の一部を助成 助成対象となる農産物等：県内産の玄米、小麦粉、大豆、米粉、野菜、果実牛肉、豚肉、水産物 補助率：県1/3（市町村立）、1/2（その他校）	地消地産 係

学校給食県産農産物導入促進支援事業費臨時補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	新	174,000 (174,000)	市町村等	R8 ～	国庫	定額	農産物価格が高騰する中、学校給食における県産農産物を活用した特色ある献立メニューの食材費の一部を補助。 事業内容 地域の特色ある学校給食の提供にあたり、学校給食センター等が使用する県産農産物の購入経費の一部を予算の範囲内で助成 補助率：定額	地消地産 係
学校給食県産農産物導入促進支援事業費	新	2,600	県	R8 ～	一財	—	地元農産物を安定的に学校給食に供給するため、各市町村が学校給食と生産者のニーズ等を調整するコーデイナーを置くよう、コーデイナー候補者に対し育成研修を実施。 事業内容 基礎研修2回、実地研修2回	地消地産 係
地域の食資源継承・ブランド化促進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	1,350 (440)	県	R8 ～	国庫 一財	—	特色ある食資源を多様な担い手に継承し、継続的に活用・栽培する地域の体制づくりを推進するとともに、地域ブランド品目として飲食店への展開、観光コンテンツでの活用及び販路開拓等を促進。	地消地産 係
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		2,700 (2,700)	右記	H29 ～	国庫	1/2 以内	地域における食育の推進に必要となる、食育推進リーダーの育成、食文化の保護・継承、農林漁業体験の機会の提供、和食給食の普及等に取り組む団体（市町村、民間団体等）を支援。 事業主体：県、市町村、民間団体 等	地消地産 係
規格外農産物等活用促進事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		800 (400)	生産者、生産者団体、フードバンク等	R4 ～	国庫 一財	10/10 又は 1/2 以内	規格外・未利用農産物等の活用を通じた食品ロスの削減を図るため、生産者団体等がフードバンクや学校給食等へ規格外・未利用食品等を活用する取組を支援。 事業主体：生産者団体、フードバンク等 事業内容：規格外・未利用農産物等をフードバンク等へ定期的に提供するための収集、保管、運搬など体制づくり 補助率：①フードバンクに関する取組 10/10以内 ②学校給食に関する取組 1/2以内	地消地産 係

持続可能な食料消費推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	600 (40)	県	R4 ～	国庫 一財	一	持続可能な農業を推進するため、コストを考慮した価格形成が行われる環境の整備及び規格外農産物等の活用を推進。 ・合理的な価格形成に向けた消費者への理解促進 ・規格外農産物等の活用に向けた生産者への理解促進 ・フードバンク・学校給食とのマッチング調査・支援	地消地産 係
---	-------------	---	---------	----------	---	---	-----------

(4) 農業経営課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
普及員活動費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金		52,941 (13,035)	県	S58 ～	国庫 一財 その他	—	県と国が協同して普及指導員を置き、地域の特性に即した農業の振興に向けた普及指導活動を展開。普及指導員の活動を支援するための運営費。 新技術の普及、ICTを活用した技術指導、普及指導員の調査研究活動、国の研修への参加による高度な専門知識の習得、体系的な研修等を実施。	普及企画 係
農業基礎技術普及指導事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	4,700 (2,200)	県	R7 ～	国庫 一財	—	アグリパーク開設者からの要請に応じ、専門知識を有する普及指導員が、オーダーメイド型での技術サポートを現場で実施。	普及企画 係
女性が変わる未来の農業体制整備事業費 〔国事業名〕 女性が変わる未来の農業推進事業		2,000	県	R4 ～	その他	—	次世代の女性リーダー育成や女性が働きやすい環境づくり等への支援を行うことで、農業分野の女性活躍を推進。	普及企画 係
次代へつなぐ農業経営継承推進事業 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		3,000 (1,500)	県	R7 ～	国庫 一財	—	農業における経営継承を推進するため、推進セミナー等の啓発活動やモデル産地の支援に新たに取り組む事 ・経営継承推進セミナー、地域相談会の開催 ・経営継承情報のデータベース化	普及企画 係
運営費（農業大学校） 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金		61,312 (859)	県	S57 ～	国庫 一財 その他	—	農業大学校の管理運営費 農業大学校において、次代の農業・農村の指導的役割を担う青少年に対し長期の実践教育を実施。	普及企画 係

人材養成指導費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	57,705 (8,970)	県	S57 ～	国庫 一財 その他	—	農業大学の授業実施経費等 農業改良助長法に基づく教育研修施設として、より実践的な農業教育を行う ため、外部講師の招へいやほ場等管理、調査研究等を実施。	普及企画 係
緑の学園開催事業費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金	490 (240)	県	S57 ～	国庫 一財	—	高校生の農業経営への興味と関心を深め、就農への意欲を高めるため、農業 大学校において、若手農業者との懇談会や農業体験を実施。	普及企画 係
農業研修環境改善整備事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	9,354 (4,677)	県	R6 ～	国庫 一財	—	異常高温が常態化している中で、農業研修現場の環境改善を図り、円滑な業 務推進体制を確保するための整備を実施。	普及企画 係
農業大学校畜産エリア整備事業 費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	8,637 (2,453)	県	R7 ～	国庫 一財 その他	—	農業大学校機械棟の老朽化に伴う再整備。本施設を活用し、農業大学校生を 含め、農業に興味のある方を対象に機械操作研修・実習を実施。	普及企画 係
農業大学校農業機械実践研修事 業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	1,000 (500)	県	R7 ～	国庫 一財	—	農業に興味のある方を対象に機械操作研修・実習を実施。	普及企画 係
農業担い手リーダー支援事業費 補助金	1,575	右記	H28 ～	一財	1/2 以内	次世代を担う農業後継者の育成・確保のため農業高校生、農業大学校生の研 修受入など本県農業の担い手育成や青年農業者並びに女性農業者のリーダ ー育成に取り組み農業者団体の活動運営に対して支援。 【実施主体】岐阜県農業担い手リーダー 【活動内容】各種研修会、農業研修生受入、国内外視察研修等	普及企画 係

利子補給金・利子助成補助金・ 保証料補給金	20,432	県	S36 ～	一財	10/10	【農業近代化資金（利子補給）】（S36～） 農協等の資金を長期かつ低利に融通し、農業経営の近代化を支援。 償還期限 原則15年（うち据置期間3年）以内 農機具のみは原則7年（うち据置期間2年）以内 貸付限度額 ・農業者等個人 18,000千円（知事特認 200,000千円） ・法人等 200,000千円 ・農協等 1,500,000千円 <資金の種類> ・一般資金 ・農業経営体育成資金 ・農業災害緊急支援資金 【農業企業化特融資金（利子補給・豚熱緊急対策資金は保証料も補給）】 （S36～） 県内特産物の育成、災害復旧、家畜伝染病による経営再建等を支援するため、資金を低利に融通。 償還期限、貸付限度額は資金の種類により異なる。 <資金の種類> ・養魚施設造成資金 ・花き類種苗導入資金 ・地域農業災害経営資金 ・農業災害緊急支援特別資金 ・地域農業活性化資金 ・家畜疾病経営維持資金 ・豚熱緊急対策資金 ・食肉流通経営維持資金 【農業経営改善促進資金（利子補給）】（H6～） 認定農業者が経営改善を図るための短期運転資金を低利で融通。 償還期限 1年程度 極度額の上限（畜産、園芸施設は下記の4倍） ・個人 5,000千円 ・法人 20,000千円 【農業経営基盤強化資金（利子助成）】（H6～） 認定農業者が経営改善を図るための設備資金等を日本政策金融公庫が長期かつ低利で融通（新規の県の利子助成なし） 償還期限 25年（うち据置期間10年）以内 貸付限度額 個人 300,000千円（特認 600,000千円） 普及企画 係
--------------------------	--------	---	----------	----	-------	--

							法人1,000,000千円（特認2,000,000千円）
							【農業経営負担軽減支援資金（利子補給）】（H13～） 農協等の資金を低利で融通し、営農負債を借り換えることにより、農業者の経営改善を支援。 償還期限 原則10年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 営農負債の残高
							【経営体育成強化資金（利子助成）】（H29～） 日本政策金融公庫の「経営体育成強化資金」を借り受けた認定新規就農者及び農業参入法人に対し、新規就農に必要な設備等準備資金を全額利子助成（貸付当初12年間に限る。）し、新規就農を支援。 償還期限 25年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 150,000千円
							【新規経営体育成資金（利子補給）】（H29～） 日本政策金融公庫の「経営体育成強化資金」を借り受ける際の自己負担分に相当する準備資金を無利子で融通（貸付当初12年間に限る。）し、新規就農を支援。 償還期限 25年（うち据置期間3年）以内 貸付限度額 37,500千円
収入保険加入促進事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3,200 (3,200)	岐阜県 農業共 済組合	R3 ～	国庫	2/5 以内 (支援 対象向 け)	農業生産資材の高騰等による経営環境の変化に備え、農業者の収入保険への新規加入を促進するため、保険料の一部を助成。 ○補助要件：保険期間がR8.4.1～R9.3.31までに開始となる収入保険の新規加入者 ○補 助 率：保険料の2/5（上限20千円）	普及企画 係
収入保険加入者支援事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【令和7年度12月補正】	20,760 (20,760)	岐阜県 農業共 済組合	R5 ～	国庫	2/5 以内 (支援 対象向 け)	農業生産資材が高騰する中、収入保険に加入し経営環境の変化に備える農業者に対し、保険料の一部を助成。 ○補助要件：保険期間がR7.4.1～R8.3.31までに開始となる収入保険の加入者（新規加入者除く） ○補 助 率：保険料の2/5（上限20千円）	普及企画 係

就農・就業相談窓口事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	34,039 (4,870)	県	R8 ～	国庫 一財	—	就農支援活動や経営支援活動を実施。 ○事業内容 1 就農支援活動 (1) 就農・就業相談窓口の設置 (2) 就農・就業相談会の開催 (3) 就農関連情報収集・HIP発信 (4) SNS等による就農情報や就農研修拠点の情報発信 (5) 就農基礎技術習得講座 (6) 農業体験研修 2 経営支援活動 (1) 就業情報発信 (2) ぎふ農業経営学院	就農支援 係
就農・就業相談員等補助金		4,107	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H29 ～	一財	10/10 以内	ぎふアグリチャレンジ支援センター内に就農・就業相談員を設置し、新規就農希望者に対し就農・就業相談活動を実施。 ○補助対象経費 ・就農・就業相談員設置経費（人件費）	就農支援 係
ぎふアグリチャレンジ支援センター人件費補助金		6,867	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	R2 ～	一財	10/10 以内	ぎふアグリチャレンジ支援センターにセンター長を専任で配置し、効果的な業務を実施。 ○補助対象経費 ・ぎふアグリチャレンジ支援センター長人件費	就農支援 係
新規就農者育成総合対策事業費補助金 〔国事業名〕 新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金 新規就農者確保緊急円滑化対策の就農準備・経営開始支援事業、世代交代・初期投資促進事業		296,650	右記	R4 ～	一財 その他	3/4 以内 (支援 対象向 け)	就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入に対し助成。 ○事業名：経営発展支援事業（通常枠）、初期投資促進タイプ ○交付対象：令和7年度又は令和8年度中に新たに農業経営を開始し、市町村の目標地図に位置づけられている独立・自営就農時に50歳未満の認定新規就農者 ○補助率：3/4以内 ○補助額の上限：750万円（国500万円、県250万円） ※ただし、下記「経営開始資金」の交付対象者は375万円 ○実施主体：市町村 就農後や経営継承後の経営発展のために必要な機械・施設の導入や、既存機械・施設の修繕、移設等に対し助成。 ○事業名：経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）、世代交代円滑化タイプ ○交付対象：令和5年度以降に新たに農業経営を開始し（経営継承を含む）	就農支援 係

						け) 市町村の目標地図に位置づけられている独立・自営就農時に 50歳未満の認定新規就農者または認定農業者 ○補助率：3/4以内、1/2以内 ○補助額の上限：900万円（国600万円、県300万円） ○実施主体：市町村	
						定額 (支援 対象向 け) 新規就農者確保のため、就農前の研修期間と経営が不安定な就農直後の所得 を確保する資金を交付。 1 就農準備資金、就農準備支援資金 ○交付対象：就農予定時50歳未満の研修生 ○交付金額：13.75万円/月（最長2年） ○実施主体：（一社）岐阜県農畜産公社、市町村 2 経営開始資金、経営開始支援資金 ○交付対象：市町村の目標地図に位置づけられている独立・自営就農時に 50歳未満の認定新規就農者 ○交付金額：13.75万円/月（最長3年間） ○実施主体：市町村 3 事務費補助金 ○交付対象：岐阜県農業経営・就農支援センター（（一社）岐阜 県農畜 産公社）、市町村	
農業次世代人材投資事業費補助 金 〔国事業名〕 農業人材力強化総合支援事業の 農業次世代人材投資事業		6,000	市町村	H29 ～	その他	定額 (支援 対象向 け) 新規就農者確保のため、就農直後（5年間）について、経営の安定化を図る ため資金を交付。 ○交付対象：令和3年度の本事業採択者 ○交付金額：年間120万円 ○実施主体：市町村	就農支援 係
次代へつなぐ経営継承・発展支 援事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	新	20,000 (10,000)	右記	R8 ～	国庫 一財	1/3 以内 (支援 対象向 け) 新規就農者の計画的な経営継承及び早期の経営発展に向け、必要な機械・施 設の導入、修繕、移設等の取組に対して支援。 1 経営継承支援事業 ○交付対象：経営継承計画を作成した新規就農者等 ○補助率：1/3以内（上限1,500千円） ○実施主体：市町村または新規就農者等 2 新規就農者経営発展支援事業 ○交付対象：就農後5年超10年未満の認定農業者	就農支援 係

新規就農サポーター事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	拡	23,000 (11,500)	右記	H26 補正 ～	国庫 一財	1/2 以内 等	○補助率：1/3以内（上限1,000千円） ○実施主体：市町村 新規就農者の就農相談から就農後の技術・経営支援を実施する「地域就農支援協議会」等の活動及び長期実践研修に必要な経費を助成。 ○実施主体：市町村、JA、JA全農岐阜、地域就農支援協議会、就農応援隊、あすなろ農業塾長等 ○事業内容：①地域就農支援協議会、就農応援隊等の活動に対する支援 ②長期実践研修助成（あすなろ農業塾実施事業） ③長期実践研修に係る施設・機械の改修・修繕等に対する支援 ○補助率：①1/2以内（上限100万円） ②定額（5万円/月人、2.5万円/月人 以内） ③1/2以内（上限200万円） <主な拡充内容> メニュー③を新たに追加	就農支援 係
意欲ある新規就農者育成・定着 支援事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		2,876 (650)	県	H16 ～	国庫 一財	—	新・担い手育成プロジェクトの実現に向けて、就農相談から研修、就農、定着、発展まで一貫した支援活動を実施。 ○事業内容：都市部での就農相談会の実施 全国会議等への参画 指導力向上研修、経営力強化研修の実施 農業の現場を学ぶ出前講座の実施 研修拠点ネットワーク化	就農支援 係
農村青少年クラブ事業費補助金		180	右記	S49 ～	一財	1/2 以内	次世代を担うリーダーの育成を図るため、若い農業者である4Hクラブ員の自発的な活動を支援。 【実施主体】岐阜県4Hクラブ連絡協議会 【活動内容】各種研修会、地区研修活動、活動連携強化、4HクラブのPR活動等。	就農支援 係
農業経営者法人化等総合サポーター事業費 〔国事業名〕 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち、農業経営・就農サポーター推進事業		35,000 (35,000)	県	R4 ～	国庫	—	就農希望者や経営面で課題を有する農業者に対し、就農、法人化、経営継承等に関する支援体制を整備し、就農と経営の両面からサポートを実施。 ○事業内容 ・経営発展に資する専門家による個別指導の実施 ・就農・参入希望者に対する情報提供及び就農・参入候補市町村との調整 ・専門家によるオンライン経営相談会の開催 等	経営強化 係

経営体育成支援事業費補助金 〔国事業名〕 農地利用効率化等支援交付金、 担い手確保・経営強化支援事業 、地域農業構造転換支援事業		70,000 (70,000)	市町村	H25 ～	国庫	3/10 以内 等 (支援 対象向 け)	○委託先 (一社) 岐阜県農畜産公社 (ぎふアグリチャレンジ支援センター) 地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組み、場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援。 (1) 農地利用効率化等支援事業 ア 融資主体支援タイプ ○補助対象経費 融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入に係る経費 (融資残補助) ○補助率 3/10以内 (上限300万円等) イ 条件不利地域支援タイプ ○補助対象経費 経営規模が小規模・零細な地域において、意欲ある経営体を育成するために必要となる共同利用機械等の導入に係る経費 ○補助率 1/2以内 (農業用機械は1/3以内) (上限4,000千円) (2) 担い手確保・経営強化支援事業 ○補助対象経費 経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手が融資を受けて、農業用機械・施設の導入に係る経費 (融資残補助) ○補助率 1/2以内 (上限：法人30,000千円等) (3) 地域農業構造転換支援事業 ○補助対象経費 担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入をする場合に必要となる経費 ○補助率 3/10以内等 (上限：15,000千円等) (4) 追加的信用供与補助事業 ○補助対象経費 融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費 ○補助率 1/15以内	経営強化 係
--	--	--------------------	-----	----------	----	-------------------------------------	---	-----------

農福連携推進センター人件費補助金	6, 870	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	R6 ～	一財	10/10 以内	ぎふ農福連携推進センターにセンター長を専任で配置し、効果的な業務を実施。 ○補助対象経費 ・ぎふ農福連携推進センター長人件費	経営強化 係
農福連携推進活動事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	20, 220 (3, 675)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H29 ～	一財	10/10 以内	障がい者の農業分野での就労を促進するため「ぎふ農福連携推進センター」が実施する農福連携推進活動について助成。 ○補助対象経費 (1) 農福連携推進専門員の設置 (2) 調査研究活動 (3) 農福連携啓発活動 (4) 岐阜県農業ジョブコーチの派遣 (5) 農業者に対する障がい者受入体験助成(補助率：定額(上限100千円)) (6) 福祉事業所と農業者の作業受託マッチング活動 (7) 福祉事業所農業参入相談、営農定着支援活動 ※国庫充当分 (8) ノウフク J A S 認証取得への助成 (助成対象：農業経営体、就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所として農業を行う法人、補助率：1/2以内) (9) 多様な福祉事業所現地研修会の開催 (10) 福祉事業所に対する農業参入への助成 (助成対象：就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行う法人、補助率：定額(上限2, 000千円)) (11) 雇用促進や経営改善に繋がる環境整備への助成 (助成対象：農業経営体、就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行う法人、補助率：1/2以内(上限1, 000千円))	経営強化 係
農福連携推進強化事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	6, 713 (3, 356)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	R5 ～	国庫 一財	10/10 以内	農福連携の推進を強化するため「ぎふ農福連携推進センター」が実施する認知度向上や販路拡大の取組について助成。 ○補助対象経費 (1) ぎふノウフクサポーターの登録推進 (2) 講演会の開催やSNSによる情報発信 (3) ノウフクマルシェの開催、県外マルシェ・商談会への出店 (4) サポーターと連携した「ノウフクの日」PR活動	経営強化 係
農福連携推進活動事業費	2, 549 (1, 321)	県	R1 ～	一財	—	農福連携を推進するための以下の活動を実施。 ○事業内容：栽培技術基礎講座の開催	経営強化 係

〔国事業名〕 農山漁村振興交付金のうち地域 資源活用価値創出推進事業			※ R7 ～	※ 国庫一財		農福連携全国道府県ネットワークに関する活動 地域連携会議による活動 ※国庫充当分 ・農福連携技術支援者育成・派遣 ・農業者や福祉事業者等を対象に、国の研修プログラムに準拠した研修を開催し、国が認定する農福連携の高度な専門人材を養成。 ・産地単位の障がい者農業体験会開催 障がい者の農業体験会を通じ、農作業受委託のマッチングを支援する人材を育成。	
地域計画実現促進事業費	新	765	R8 ～	一財	—	地域計画のブラッシュアップに向けた研修会や検討会の開催による支援 ・地域の話し合いに参加し、アドバイス等の実施 ・農外企業や地域外の担い手等の新たな担い手確保に向けた支援 等	地域計画係
地域計画実現促進事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	15,000 (7,500)	R7 ～	国庫一財	定額、 1/3以 内	地域の話し合いの継続や担い手等の確保による受け手未定農地の解消及び、 地域計画の実現に向けた取組を支援。 (1) 地域協議支援事業 ○実施主体 市町村、協議会、農業者が組織する団体 等 ○補助対象経費 地域計画のブラッシュアップや計画の実現に向けた、地域の話し合いの継続や意向確認、地域計画に位置付けられた者の経営発展等に必要な取組。 ○補助率 定額（1事業あたり上限200千円） (2) 経営体基盤強化支援事業 ○実施主体 市町村 ○補助対象経費 受け手未定農地等を新たに借り受け、農地集積等による経営基盤強化を図るために必要な農業機械・施設等の導入に係る取組。 ○補助率 1/3以内（上限2,000千円） ○助成対象者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農、民間事業者等	地域計画係
農外企業参入促進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）		2,300 (1,000)	R7 ～	国庫一財	—	農外企業の参入促進に向け、企業の誘致からスタートアップまでを総合的に推進。 ・金融機関と連携して参入希望企業をリスト化 ・各市町村の受入意向を確認し、参入希望企業とのマッチング	地域計画係

型) 【令和7年度3月補正】								・企業と自治体との交流会やセミナーの開催 等	
集落営農連携等強化促進事業費補助金 〔国事業名〕 集落営農連携促進等事業 集落営農活性化プロジェクト	65,000 (65,000)	市町村	R4 ～	国庫	10/10 以内			集落営農における活性化に向け、市町村が行う以下の事業に要する経費を助成。 1 地域の状況に応じたビジョンづくりと具体的な取組の実行を支援 助成対象：集落営農組織等 (1) 集落ビジョンづくりへの支援 ○補助率 定額 (2) 取組の中核となる人材確保のための雇用経費への支援 ○補助率 定額 (上限1,000千円/年) (3) 高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 ○補助率 定額 (4) 集落営農の法人化を支援 ○補助率 定額 (250千円/法人) (5) 共同利用機械等の導入経費 ○補助率 1/2以内 2 農業協同組合、市町村等がサポートするための支援 ○補助率 定額	地域計画 係
新規就農等農地確保推進事業費補助金 〔国事業名〕 農地集積・集約化等対策事業	16,917 (14,242)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社、 市町村	H26 ～	国庫 一財	10/10 以内			農地中間管理機構が行う以下の取組に必要な経費を助成。 1 農地中間管理権を有する農地の賃料 2 農地中間管理権を有する農用地の保全管理に要する経費 3 農地中間管理権を有する新規就農者向け農地の賃料 4 遊休農地を貸し付けるための簡易な圃場整備に要する経費	地域計画 係
農地中間管理機構運営費補助金 〔国事業名〕 農地集積・集約化等対策事業	113,480 (85,604)	(一社) 岐阜県 農畜産 公社	H26 ～	国庫 一財 その他	10/10 以内			農地中間管理機構の運営、売買事業事務費、市町村やJ A等への窓口業務等の委託等に係る経費を助成。	地域計画 係
農地集約化促進事業費補助金 〔国事業名〕 農地集積・集約化等対策事業	80,000	市町村	H26 ～	その他	定額 (支援 対象向 け)			機構を通じた貸借等により、農地の集約化に取り組み地域に対し、支援金を交付。 ○交付対象 ・全域が同一の地域計画に含まれている地域 (集約化加速タイプ) ○交付要件 (事業実施年度から起算して5年目の年度までに①～③のいずれかを満たすこと)	地域計画 係

(5) 農産園芸課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																						
環境保全型農業直接支払交付金 〔国事業名〕 環境保全型農業直接支払交付金		18,242 (12,161) ※単位：千円	市町村 (農業 者の組 織する 団体等)	H23 ～	国庫 1/2 一財 1/4	定額 (支援 対象向 け)	農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じ交付金を交付。 〔支援対象〕 原則次の①～③の要件を満たす農業者の組織する団体等 500 取組の対象作物について、販売を目的として生産を行うこと ② みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること ③ 農業の取組を広げる活動に取り組むこと 〔支援対象取組〕 <table><tr><th>全国共通取組</th><th>交付単価 (10a)</th></tr><tr><td>そば等雑穀、飼料作物以外</td><td>14,000 円</td></tr><tr><td>有機農業</td><td>※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、 2,000 円を加算 →土壌分析 (必須) +堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれか</td></tr><tr><td>そば等雑穀、飼料作物</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>堆肥の施用</td><td>3,600 円</td></tr><tr><td>緑肥の施用 (カバークロップ、リビングマルチ、 草生栽培のいずれか)</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>総合防除 (そば等雑穀、飼料作物以外)</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>総合防除 (そば等雑穀、飼料作物)</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>炭の投入</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>取組拡大加算</td><td>交付単価 (10a)</td></tr><tr><td>農業者団体による、有機農業に新たにに取り組む 農業者の受入・定着に向けた技術指導等の活動</td><td>新規取組面積あたり 4,000 円</td></tr></table>	全国共通取組	交付単価 (10a)	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000 円	有機農業	※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、 2,000 円を加算 →土壌分析 (必須) +堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれか	そば等雑穀、飼料作物	3,000 円	堆肥の施用	3,600 円	緑肥の施用 (カバークロップ、リビングマルチ、 草生栽培のいずれか)	5,000 円	総合防除 (そば等雑穀、飼料作物以外)	4,000 円	総合防除 (そば等雑穀、飼料作物)	2,000 円	炭の投入	5,000 円	取組拡大加算	交付単価 (10a)	農業者団体による、有機農業に新たにに取り組む 農業者の受入・定着に向けた技術指導等の活動	新規取組面積あたり 4,000 円	環境保全 農業係
全国共通取組	交付単価 (10a)																													
そば等雑穀、飼料作物以外	14,000 円																													
有機農業	※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、 2,000 円を加算 →土壌分析 (必須) +堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれか																													
そば等雑穀、飼料作物	3,000 円																													
堆肥の施用	3,600 円																													
緑肥の施用 (カバークロップ、リビングマルチ、 草生栽培のいずれか)	5,000 円																													
総合防除 (そば等雑穀、飼料作物以外)	4,000 円																													
総合防除 (そば等雑穀、飼料作物)	2,000 円																													
炭の投入	5,000 円																													
取組拡大加算	交付単価 (10a)																													
農業者団体による、有機農業に新たにに取り組む 農業者の受入・定着に向けた技術指導等の活動	新規取組面積あたり 4,000 円																													

環境保全型農業直接支払等推進交付金 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	60 (60)	市町村、推進組織	H19 ～	国庫	定額	市町村、推進組織が実施する環境保全型農業直接支払支援対策事業に係る推進指導や、実施確認等に要する経費に対して支援。 〔事業主体〕 市町村、推進組織 〔補助率〕 定額	環境保全農業係
環境保全型農業直接支払等県推進指導費 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	300 (300)	県	H19 ～	国庫	—	環境保全型農業直接支払支援対策事業を推進するための県指導費。	環境保全農業係
有機農業指導員育成事業費 〔国事業名〕 みどりの食料システム戦略推進交付金	1,176 (1,176)	県	R2 ～	国庫	—	有機農業指導体制の整備に向けた有機農業指導員の育成に係る研修受講費、現地指導費。	環境保全農業係
有機農業総合推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	6,120 (1,611)	県	R4 ～	国庫 一財	—	有機農産物の生産から流通、消費拡大に向けた総合的な施策を展開 ① 有機農業営農モデルづくり ② 岐阜県有機農業アドバイザーを派遣した現地講座の開催 ③ ぎふオーガニックマルシェの開催 ④ 有機農業者のネットワーク形成 等	環境保全農業係
有機農業産地づくり推進事業費補助金 〔国事業名〕 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金、みどりの食料システム戦略推進交付金	23,000 (23,000)	市町村等	R4 ～	国庫	定額等	地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費拡大に資する事項を定める計画の策定及びその実現に向けた取組に要する経費を助成。 〔事業主体〕 市町村又は市町村を構成員に含む協議会 〔支援内容〕 有機農業推進検討会開催、流通システムやブランド構築に向けた各種実証、加工品開発、有機農産物のプロモーション 等 〔補助率〕 定額（機械リース費に係る経費：1/2 以内）	環境保全農業係
有機転換推進事業費補助金 〔国事業名〕 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金、みどりの食料システム	500 (500)	市町村	R5 ～	国庫	定額（支援対象向け）	新たに有機農業を開始する農業者に対し、有機農業の生産を開始する農地面積に応じて支援。 〔補助対象〕①有機農業に取り組む新規就農者 ②慣行栽培から有機農業への転換を図る農業者 〔補助単価〕 2万円/10a	環境保全農業係

								③ 民間認証の国際水準GAPの取得 [補助率] ① 1/3以内（上限500千円）、② 1/3以内（上限300千円） ③ 1/2以内（上限200千円）	
防除指導費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	拡	1,125 (60)	県	S25 ～	国庫 一財	—	病害虫・雑草防除指導指針及び病害虫発生予察情報に基づく効率的な防除指導を実施。 ＜主な拡充内容＞ ジャンボタニシの防除対策の推進	環境保全 農業係	
病害虫防除所運営費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金		2,508 (2,507)	県	S25 ～	国庫 一財	—	病害虫防除所による植物防疫事業を効率的に推進。	環境保全 農業係	
病害虫防除所公用車更新費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金		2,420 (2,178)	県	S25 ～	国庫 一財	—	植物防疫事業の効率的な推進及び指導を行うための公用車を導入。	環境保全 農業係	
病害虫防除員活動費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金		980 (784)	県	S25 ～	国庫 一財	—	市町村段階における植物防疫事業の推進を図るため、病害虫防除員を設置。	環境保全 農業係	
指定病害虫発生予察事業費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金		2,704 (2,704)	県	H9 ～	国庫	—	・国が指定する病害虫の発生状況を調査。 ・指定病害虫の発生予察手法の確立及び予察基準の策定。 ・難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。	環境保全 農業係	
重要病害虫発生予察事業費		1,125	県	H9 ～	一財	—	・国指定以外の病害虫の発生状況を調査。 ・重要病害虫に対する発生予察手法の確立と発生予察情報への利用。 ・難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。	環境保全 農業係	
肥料検査指導費		722	県	S53 ～	一財	—	肥料の品質保全を図るため、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく普通肥料登録及び肥料販売業務等の届出の受理、その他肥料の検査や指導業務を推進。	環境保全 農業係	

病害虫総合管理技術推進対策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	1,092 (546)	県	H17 ～	国庫 一財	—	県内の主要品目（トマト、イチゴ等）の難防除病害に対する化学合成農薬の適正使用と代替技術体系を組み合わせた総合的病害虫管理技術の開発、体系化を図る。	環境保全 農業係
侵入病害虫緊急防除対策推進費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	400 (399)	県	R4 ～	国庫 一財	—	侵入病害虫が確認された場合に緊急防除を実施	環境保全 農業係
侵入病害虫緊急防除対策事業費補助金 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	5,000 (5,000)	市町村、農協、等	R3 ～ R7	国庫	定額	海外から侵入したと判明した病害虫に対し、早急に薬剤散布等の防除を実施して被害発生を抑制するのに要する経費を助成。	環境保全 農業係
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	158 (79)	県	H18 ～	国庫 一財	—	地域特産農産物の農薬登録拡大に必要な試験を実施。	環境保全 農業係
農薬安全使用総合推進指導事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	1,750 (875)	県	H15 ～	国庫 一財	—	農産物の安全の確保を図るため、生産者への農薬安全使用の徹底、農薬販売業者への指導、農薬適正使用に関する研修会の開催や農薬管理指導士の育成を実施。	環境保全 農業係
地球温暖化に適応する栽培体系転換支援事業費補助金事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	3,800 (1,900)	農業者の組織する団体、農協等	R7 ～	国庫 一財	1/2 以内	農業者、農業者団体等が連携し産地単位で実施する、高温耐性品種の導入や高温に適応する生産管理技術の導入に向けた実証取組を支援。 〔事業主体〕 生産者組織（部会等）、農業法人、農業協同組合 等 〔補助対象〕 高温耐性品種の導入試験 高温に適応した栽培技術の導入試験 新たな防除体系の構築、実証試験 等 〔補助率〕 1/2以内（上限500千円）	環境保全 農業係

「清流のめぐみ」ブランド力向上事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	4,351 (2,024)	県	R8 ～ R10	国庫 一財	—	県育成の高温耐性水稻品種「清流のめぐみ」の増産、ブランド力向上のため、生産者の理解醸成、消費者に対する知名度向上に向けた取組を実施。 ・栽培展示ほの設置 ・試食イベント等の実施 ・PR資材の制作	水田農業 振興係
「清流のめぐみ」ブランド力向上事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	2,000 (1,000)	米の販 売を行 う法人 等	R8 ～ R10	国庫 一財	1/2 以内	県育成の高温耐性水稻品種「清流のめぐみ」のブランド力向上のため、米の販売を行う法人等が行う消費者に対する知名度向上の取組を支援。 〔事業主体〕米の販売を行う法人、農業者を含む協議会等の団体 等 〔補助対象〕「清流のめぐみ」の知名度向上の取組 〔補助率〕1/2以内（上限1,000千円）	水田農業 振興係
県産米の生産性向上対策事業 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	2,873 (644)	県	R8 ～ R10	国庫 一財	—	単収向上の取組や温暖化対策、温暖化を逆手にとった技術実証や調査、品質向上対策を行い、県産米の生産性向上を推進。 ・単収向上の技術実証 ・温暖化対策と温暖化を逆手にとった技術の実証 ・「酔むすび」の生産性向上の取組	水田農業 振興係
岐阜県米麦改良協会補助金		5,508	右記	S56 ～	一財	定額	主要農作物の種子に関する生産・流通対策及び普及啓発活動を実施する（一社）岐阜県米麦改良協会に対し、専任職員の人件費を補助。 〔実施主体〕（一社）岐阜県米麦改良協会 〔対象〕事務局長（1名）	水田農業 振興係
採種指導運営事業費		3,216	県	S47 ～	一財	—	稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、県内で普及すべき品種を選定する調査や、種子審査を実施するとともに、種場の農業協同組合等に対し採種管理指導を実施。 ・奨励品種決定調査の実施 ・種子審査（ほ場、生産物審査）の実施 ・種子生産体制強化計画の策定指導	水田農業 振興係
主要農作物原種等供給強化事業費		3,470	県	R1	一財	—	岐阜県主要農作物種子条例に基づき、稲、麦類、大豆の高純度・高品質な原種・原種の生産供給を実施。 ・試験研究機関における原原種・原種の生産供給体制の強化 ・試験研究機関における種子専用機械の計画的な更新	水田農業 振興係

									・原種等の備蓄体制整備の検討			
備蓄米管理調整交付金	1,224	県	H13	一財	—			県とJA全農岐阜との間で締結した「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定（H22.4.1）」に基づき、JA全農岐阜が行う備蓄米の管理経費等の一部を交付。 備蓄量：200トン（玄米） ※県内の農協低温倉庫等を利用して5圏域に分散備蓄			水田農業 振興係	
農産物検査対策事業費	424	県	H28	一財	—			農産物検査法に基づき、地域登録検査機関の登録管理や指導監督業務を実施 ・新規登録、変更登録、登録更新、検査報告の審査等 ・指導監督、立入調査等事務			水田農業 振興係	
麦類生産技術向上事業費補助金 〔国事業名〕 麦類生産技術向上事業	30,000 (30,000)	右記	R6	国庫	定額			麦の生産性向上を目指す産地が、水田及び畑地における麦類の施肥・防除体系の構築に地域ぐるみで取り組む経費を助成。 〔事業主体〕農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 等 〔事業内容〕施肥・防除体系の構築等（補助率：定額）			水田農業 振興係	
農業機械利用総合対策推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	1,730 (412)	県	H18 ～ R8	国庫 一財 その他	—			農業機械の効率的かつ安全利用の推進、農作業事故ゼロ運動の推進。 ・農作業安全手引きの作成 ・農業機械の安全取扱講習の開催			水田農業 振興係	
水田農業構造改革推進事業費補助金	10,000	右記	H29 ～ R8	一財	10/10 以内 又は 1/2 以内			地域一体となった米の需給調整の着実な実行に向け、地域の実状に応じた水田フル活用と需要に応じた米生産の推進に係る取組に要する経費を助成。 〔事業主体〕市町村、農業協同組合 〔補助率〕市町村 10/10以内 農業協同組合 1/2以内 〔事業内容〕 （市町村） ・米の需給調整の周知や体制強化 ・地域の水稲等作付状況調査の実施 ・地域で取り組む需要に応じた米生産への指導助言 等 （農業協同組合） ・担い手との需要に応じた米生産の合意形成 ・米卸業者等とのマッチング活動 ・担い手の所得確保に資する技術検討会の開催 等			水田農業 振興係	

水田農業構造改革推進指導費	707	県	H17 ～	一財	－	産地の収益力強化に向けた共同利用施設の効率的活用や、需要に応じた米生産の円滑な推進に向けた指導、麦・大豆の低単収地域でのモデルほ場の設置等を実施。 食糧法に基づく飼料用米等の適正な流通を監視。	水田農業 振興係
産地収益力向上対策条件整備事業費補助金 〔国事業名〕 産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金、新基本計画実装・農業構造転換支援事業	200,000 (200,000)	市町村 等	R1 ～	国庫	1/2 (支援 対象 向け)	産地の収益力を強化するため、産地基幹施設の整備や機能向上、再編等に要する経費の一部を助成。 〔事業主体〕農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者 等 〔対象施設〕主要農作物の乾燥調製施設、園芸特産物・花き等の共同選果場、農産物処理加工施設 等 〔採択要件〕成果目標基準を満たすこと 等	水田農業 振興係
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金 〔国事業名〕 産地生産基盤パワーアップ事業	80,000 (30,000)	右記	H28 ～	国庫 その他	1/2	各産地が地域の強みを活かして進める収益力強化の取組に要する経費の一部を助成。 〔事業主体〕農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等 〔対象事業〕農業機械の導入及びリース導入、生産資材の導入 等 〔採択要件〕成果目標基準を満たすこと 等	水田農業 振興係
水田フル活用推進事務費補助金 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	192,600 (192,600)	右記	H23 ～ R8	国庫	定額	市町村及び農業再生協議会が行う経営所得安定対策等の普及や水田フル活用の推進に係る事務等に要する経費に對し助成。 〔事業内容〕 ①経営所得安定対策等推進活動 ②コメ新市場開拓等促進事業推進活動 ③畑作物産地形成促進事業推進活動 〔事業主体〕市町村、地域農業再生協議会、岐阜県農業再生協議会	水田農業 振興係
水田フル活用実践指導費 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	1,900 (1,900)	県	H24 ～ R8	国庫	－	経営所得安定対策等の普及・推進や、水田フル活用の実践に向けた指導等を実施。 〔事業内容〕 ・経営所得安定対策等の普及推進 ・水田収益力強化ビジョンの作成、周知 ・産地交付金の活用促進 ・水田フル活用に向けた指導 ・市町村、地域農業再生協議会に対する指導助言 等	水田農業 振興係

畑地化産地づくり体制構築等支援事業費補助金 〔国事業名〕 畑地化促進事業	8, 190 (8, 190)	右記	R7	国庫	定額	市町村及び農業再生協議会が畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費、土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化にする際に生じる費用（土地改良決裁金）に要する経費を助成。 〔事業主体〕 市町村、地域農業再生協議会、岐阜県農業再生協議会 〔補助率〕 定額 但し体制構築に要する経費：上限額3, 000千円/協議会 土地改良決裁金：上限額250千円/10a	水田農業 振興係
楽しい農業・儲かる農業実現支援事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	357, 300 (100, 700)	市町村等	R8 ～	国庫 一財	1/4 以内 又は 1/3 以内 (支援 対象 向け) ※ 定額 又は 1/2 以内 (支援 対象 向け)	「さぶ農業活性化基本計画」（令和8～12年）に則し、多様な主体の参画促進に取り組み活動団体、供給力強化や魅力ある農産物づくりに取り組む農業者団体等の農業機械・施設の整備等を支援。 (1) アグリパーク構想支援 〔事業内容〕 「アグリパーク構想実行計画」に沿った取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費への支援。 〔事業実施主体〕 市町村、農業協同組合、自治会、農事改良組合、農業生産組合、農業法人、直売所の設置団体等の団体 〔採択要件〕 ・農業に関わりたい人の多様なニーズに対応し、誰もが農作物の生産や販売を気軽に体験できる場を提供するものであること ・自ら生産した農産物の販売を行う方、又は賃金を得て農業法人等で農作業を行う方といった多様な農業者の育成につながることに 〔補助率〕 1/3以内 〔事業費の上限額〕 ・事業費の上限額は9, 000千円 (2) 新規就農者支援 〔事業内容〕 楽しい農業・儲かる農業を目指す新規就農者に対して、農業経営の開始に必要な施設機械等の整備を支援。	野菜果樹 特産係

対策									
施設園芸省エネ設備導入支援事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	新	50,000 (50,000)	施設園芸農家等	R8	国庫	2/3、 1/2	燃油価格高騰に影響を受けにくい経営構造への変換を促すため、省エネ設備の導入を支援。 〔事業実施主体〕施設園芸農家、茶生産農家等 〔補助対象〕ヒートポンプ、二重被覆カーテン及び省エネ型茶加工機械等 〔補助率〕2/3以内(国のセーフティネット事業に加入している、又は加入することが確実な農業者等) 1/2以内(国のセーフティネット事業に加入していないが省エネ推進計画を策定し燃油削減に取り組む農業者等)	野菜果樹 特産係	
	花き生産振興指導費	1,428	県	S39 ～	一財	—	県内主要産地の実態を把握し、特徴を活かした花き振興施策の立案、展開により、花き生産振興を推進。 ・花き産業振興総合調査の実施 ・全国大会、各種研修会への参加 ・花き関係者との連携強化	花き係	
関東東海花の展覧会事業費		450	関東、東海地域の1都11県他	S46 ～ R7	一財	—	県産花きのPRを進めるため、関東、東海地域の1都11県が共同開催する関東東海花の展覧会に参画(負担金)。 〔1都11県〕埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、茨城県、群馬県、栃木県、神奈川県、岐阜県、三重県、山梨県	花き係	
2027年国際園芸博覧会出展事業費		4,024	県	R7 ～ R9	一財	—	県産花きの需要拡大、県内生産の拡大を図るため、2027年国際園芸博覧会に本県の花き・園芸技術を展示。 ・屋内出展の施行・管理	花き係	
花と緑のある暮らし推進事業費	新	3,515	県	R8 ～ R10	一財	—	県内における花きの需要を喚起するため、デジタルメディアによる情報発信、園芸福祉サポーターを活用した花に触れる実体験の提供を実施。 ・SNSによる花き情報発信、花きに触れることのできるキャンペーン実施 ・園芸福祉サポーターを活用した多世代への花の実体験の提供	花き係	
戦略的花き生産・販売プロジェクト推進事業費	新	5,000	県	R8 ～ R10	一財	—	花きの県育成品種のブランド化を推進するため、市場動向、需要量の調査を実施。 ・花きのトレンド調査、県育成品種の需要量調査 ・県育成品種の生産可能数量の見込み調査	花き係	

花きの担い手育成技術支援事業費	3,000	県	R4 ～ R10	一財	—	花きの担い手育成のために実施する研修会の開催や施設管理運営を行う。 ・技術研修の開催 ・施設管理運営	花き係
花トピア活用推進事業費	1,546	県	H18 ～ R10	一財	—	県産花きの生産振興、消費啓発を目的とし、花き関連の展示及び講習会などを実施。 ・体験教室及び花飾り展示・園芸相談の開催 ・国際園芸アカデミーのサテライト施設の維持管理費用	花き係

(6) 畜産振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
中小家畜生産強化支援事業費補助金		3, 373	右記	H28 ～	一財	1/2 以内	増加する安価な輸入畜産物に対抗するため、安全・安心な県内畜産物のPR活動等に要する経費の一部を支援。 【事業主体】 岐阜県畜産協会、岐阜県養豚協会、岐阜県養鶏協会 奥美濃古地鶏銘柄推進協議会、岐阜県養蜂組合連合会 【補助率】 1/2以内	養豚・養 鶏係
畜産協会等事業推進費補助金		10, 757	(一社) 岐阜県 畜産 協会	S33 ～	一財	定額	各種団体及び畜産農家等への指導事業等に要する経費の一部を支援 【事業内容】 ・畜産振興事業（畜産コンサルタント、家畜改良、畜産展示、畜産振興計画推進、家畜・家きん及び畜産物流通対策、家畜防疫対策指導事業、畜産環境保全推進指導、自給飼料生産指導） ・畜産振興推進事業（地域畜産振興他）	養豚・養 鶏係
畜産コンサルタント設置事業費補助金		23, 226	(一社) 岐阜県 畜産 協会	H15 ～	一財	定額	畜産コンサルタントの設置に対する助成。	養豚・養 鶏係
酪農振興対策支援事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	拡	6, 072 (750)	右記	H27 ～	国庫 一財	1/2 以内	酪農経営の安定及び後継乳用牛の効率的な確保を推進するため、乳用牛の改良や飼養管理の改善の調査・指導や雌雄判別技術の活用、乳用初妊牛の導入に対する支援。 ①牛群検定事業 【事業主体】 岐阜県酪農農業協同組合連合会 【事業内容】 乳用牛改良や飼養管理の改善の調査・指導に要する経費の一部を支援 【補助率】 1/2以内 ②効率的乳用後継牛確保対策支援事業費 【事業主体】 市町村、農協、農協連 【事業内容】 効率的に後継雌牛を確保するため、雌雄判別技術等の活用に対する支援 【補助率】 1/2以内	酪農・飼 料係

								③乳用初妊牛増頭対策支援事業 【事業主体】市町村、農協、農協連 【事業内容】増頭を図るため乳用初妊牛の導入等に対する支援 【補助率】1/2以内			
								④牛群検定・酪農ヘルパー支援事業 【事業主体】岐阜県酪農農業協同組合連合会 【事業内容】酪農経営の安定化を目的として県内酪農ヘルパー組合に対して出役に要する経費の一部を支援 【補助率】1/2以内			
〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	自給飼料生産・利用拡大推進事業費	拡	2,869 (500)	県	R2 ～	国庫 一財	—	輸入飼料価格に左右されない自給飼料基盤に立脚した畜産経営体を育成するための対策に係る経費。		酪農・飼料係	
	牧場管理委託料		42,142	県	S48 ～	一財 その他	—	岐阜県家畜育成牧場の管理、放牧預託、使用料の徴収及び収納事務に要する委託料。		酪農・飼料係	
	県営育成牧場施設等修繕費		5,000	県	H23 ～	一財	—	岐阜県家畜育成牧場を維持・管理していくために必要な施設・機械の修繕に要する経費。		酪農・飼料係	
	県営育成牧場備品購入費		13,936	県	H25 ～	一財	—	岐阜県家畜育成牧場の備品購入に要する経費。		酪農・飼料係	
	飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 〔国事業名〕 重点支援地方交付金		540,708 (540,708)	右記	R4補 ～	国庫	右記	配合飼料価格の高止まりに伴う畜産農家の実質負担額の増額分の一部を支援。 【事業主体】岐阜県畜産協会、農協、農協連 【事業内容】配合飼料及び粗飼料の価格増額分の一部（1/2）に対する支援 【補助率】定額		酪農・飼料係	
	畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）		56,706 (26,200)	市町村等（一社）岐阜県農	H20 ～	国庫 一財	右記	畜産主産地形成または再編整備を図るための基本施設、農業用施設整備等に対する助成。 【事業地区名】東濃東部第二地区		畜産基盤係	

【国事業名】 農山漁村地域整備交付金		畜産公 社)				【構成市町村】 恵那市、中津川市 【事業主体】 (一社) 岐阜県農畜産公社 【事業期間】 R7～R11 (予定) 【補助率】 ＜ハード事業費＞ ① 東濃牧場整備・・・定額 (国1/2、県1/2) ② その他整備・・・1/2以内 (国費のみ) ＜公社事務費等＞ ① 東濃牧場整備・・・定額 (県費のみ) ② その他整備・・・1/2以内 (県費のみ)	畜産基盤 係
強い畜産構造改革支援事業費補助金 【国事業名】 地域未来交付金 (地域未来推進型) 【令和7年度3月補正】	50,620 (7,620)	市町村等(農業者の組織する団体等)	H27 ～	国庫 一財	右記	畜産主産地の維持、拡大を図るため、担い手の確保、生産基盤の強化を推進する取組に必要な生産基盤整備 (自給飼料基盤整備、農業用施設整備、農機具導入) に要する経費に対する助成。 【事業主体】 農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【補助率】 ①新規就農支援型 : 1/3以内(県費のみ) ②担い手育成支援型 : 1/4以内(県費のみ) ※繁殖牛関係施設整備は1/3以内 ③畜舎省力化支援型 : 1/4以内(県費のみ) ④暑熱対策支援型 : 1/3以内(国1/2、県1/2) ＜主な拡充内容＞ メニュー④を新たに追加	畜産基盤 係
強い畜産構造改革支援事業費補助金 (物価高騰分) 【国事業名】 重点支援地方交付金	93,000 (93,000)	市町村等(農業者の組織する団体等)	R8 ～	国庫	右記	化学肥料価格高騰の影響を緩和することを目的に、畜産農家等による堆肥の生産に必要な基盤整備 (堆肥舎整備や堆肥生産に係る農機具導入) に要する経費に対する助成。 【事業主体】 農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【補助率】 1/2以内(国費のみ)	畜産基盤 係
自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業費補助金	12,000 (12,000)	市町村等(農業者の)	R4 ～	国庫	右記	輸入飼料原料の価格高騰の影響を緩和することを目的に、自給飼料生産面積を拡大する畜産農家等を対象に、自給飼料生産に必要な機械導入及び施設整備	畜産基盤 係

[国事業名] 重点支援地方交付金		組織する団体等)			に要する経費に対する助成。 【事業主体】 農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【補助率】 1/3以内(国費のみ)	
共同利用模範牧場土地借上料	14,780	県	S46 ～	一財	東濃牧場及び飛騨牧場用地に要する借上料。	畜産基盤 係

＜飛騨牛銘柄推進室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要
県優良種雄牛造成対策事業費		7,206	県	H11 ～	一財	—	優良な県有種雄牛の造成に要する経費。
飛騨牛生産基盤強化対策事業費 補助金		20,783	右記	H25 ～	一財	1/2 以内	肉用牛振興を図るため、「飛騨牛」の増産を目指す総合的な取組に対する支援。 ①優良繁殖雌牛保留支援事業 【事業主体】(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】優良な繁殖雌牛の県内保留に要する経費の一部を支援 【補助率】定額(117千円/頭以内) ②飛騨牛生産技術向上推進事業 【事業主体】(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】研修会や共進会の開催に要する経費の一部を支援 【補助率】1/2以内
飛騨牛戦略推進強化事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金(地域未来推進 型)【令和7年度3月補正】		23,177 (9,086)	右記	R5補 ～	国庫 一財	1/2 以内	令和9年開催の第13回全国和牛能力共進会(北海道大会)、令和14年開催の岐阜県大会に向けて飛騨牛改良の一環として行う遺伝子レベルでの解析等に要する経費。
飛騨牛繁殖マイスター育成事業 費		1,072	県	R1 ～	一財	—	新規就農者の飼養管理技術向上や就農を目指す研修生が実践力を身に付けられるよう、繁殖センターにおける研修事業及び研修生募集や就農支援の取組に要する経費。
飛騨牛銘柄推進事業費補助金		900	右記	H22 ～	一財	1/2 以内	銘柄化の推進をするための県産畜産物のイメージアップ、消費宣伝に要する経費。 【事業主体】飛騨牛銘柄推進協議会

(7) 家畜防疫対策課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
豚熱・アフリカ豚熱対策調査・研究事業費		7, 170	県	R1 ～	一財	—	豚熱・アフリカ豚熱の総合的かつ効果的な対策を推進するための調査・研究等に要する経費。 ① 野生いのししの豚熱対策に関する調査・研究 ② 野生いのししの捕獲情報共有アプリの維持管理	防疫推進 係
岐阜県C S F 有識者会議開催費		2, 456	県	R1 ～	一財	—	豚熱・アフリカ豚熱の防疫対策、野生いのしし対策について有識者から助言を受けるための会議の開催に要する経費。	防疫推進 係
家畜保健衛生所運営費等		170, 435	県	S26 ～	一財	—	家畜保健衛生所の管理運営、維持管理、会計年度任用職員の設置等に要する経費。	防疫推進 係 防疫指導 係
豚熱等対策事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金		38, 920 (12, 368)	県	R1 ～	国庫 一財	—	豚熱等対策に要する経費（野生いのしし検査施設運営、死亡いのしし運搬・消毒委託、フオークリフトオペレーター養成等）。	防疫推進 係 防疫指導 係
豚熱予防的ワクチン接種事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金		71, 573 (33, 524)	県	R1 ～	国庫 一財 その他	—	国の防疫指針に基づく豚熱ウイルス予防のワクチン接種及びモニタリング検査等に要する経費。	防疫推進 係
獣医師人材育成プロジェクト事業費		2, 473	県	R3 ～	一財	—	家畜伝染病に関する高度な知識・技術を習得するため、県獣医師である家畜防疫員を国内外の研究機関等へ一定期間派遣する経費。	防疫推進 係
高病原性鳥インフルエンザ埋却候補地調査費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		3, 227 (1, 613)	県	H29	国庫 一財	—	新たに埋却候補地を確保した農場に対し試掘等による地下水位の調査等を実施。	防疫推進 係
種畜検査費		368	県	H13 ～	一財 その他	—	家畜改良増殖法に基づく検査に要する経費。	防疫指導 係

家畜人工授精師養成講習会開催費		660	県	H21	その他	—	家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師の養成講習会の開催に要する経費。	防疫指導係
高度病性鑑定費		21,031	県	H27～	一財 その他	—	畜産経営の安定化、安全・安心な畜産物の供給のため、病性鑑定機能の向上を図り、迅速的確な病性鑑定を実施するために要する経費。	防疫指導係
監視・危機管理体制整備促進対策事業費 [[国事業名] 消費・安全対策交付金		1,257 (628)	県	H10～	国庫 一財	—	家畜衛生上必要な情報収集・発信、家畜衛生対策、安全な畜産物確保のための調査指導に要する経費。	防疫指導係
地域衛生管理技術対策事業費 [[国事業名] 消費・安全対策交付金		11,507 (5,753)	県	H19～	国庫 一財	—	家畜の伝染性疾病の発生予防のための飼養衛生管理技術指導等に要する経費。	防疫指導係
家畜衛生指導調査費		1,039	県	H27～	一財	—	自治事務である家畜診療施設及び動物用医薬品販売業者等への立入調査、教育現場における飼育動物の衛生管理指導等に要する経費。	防疫指導係
家畜疾病診断精度管理向上事業費 [[国事業名] 消費・安全対策交付金		2,774 (1,387)	県	H29～	国庫 一財	—	家畜保健衛生所における家畜疾病診断の検査技術や検査結果の精度向上に要する経費。	防疫指導係
畜産物安全対策事業費 [[国事業名] 消費・安全対策交付金		1,268 (634)	県	H19～	国庫 一財	—	家畜衛生上使用される動物用医薬品の調査指導、農場HACCPの普及促進に要する経費。	防疫指導係
動物用医薬品製造業者等監視指導費 [[国事業名] 薬事監視事務委託金		170 (170)	県	H15～	国庫	—	法定受託事務である動物用医薬品製造業者等の許可・更新、立入調査等に要する経費。	防疫指導係

獣医師確保修学資金給付事業費補助金	13,772	(公社) 岐阜県 獣医師 会	H30 ～	一財	定額	将来的に継続して地域における適正な獣医療の提供や自衛防疫を推進するため、産業動物獣医師及び県職員獣医師の確保のための事業に対して補助を実施。 【事業内容】 修学資金給付事業、人材確保対策事業	防疫指導 係
大学家畜衛生連携事業費	2,116	県	R2 ～	一財	－	岐阜大学と家畜保健衛生所が同一敷地内にある利点を生かし、家畜衛生防疫に関する調査研究等を実施するために要する経費。	防疫指導 係
家畜伝染病予防事業費 [[国事業名] 家畜伝染病予防費負担金	39,978 (22,144)	県	S26 ～	国庫 一財 その他	－	家畜伝染病予防法に基づく発生予防、まん延防止に係る検査・指導に係る獣医師の雇上経費、旅費、消毒検査薬品や動物用生物学的製剤の購入経費等。	防疫指導 係
家畜伝染病防疫対応強化事業費 [[国事業名] 消費・安全対策交付金	14,392 (144)	県	H20 ～	国庫 一財	－	家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）に関する防疫演習の開催、農場の一時消毒等に要する経費。	防疫指導 係
家畜伝染病検査体制整備事業費 (備品購入) [[国事業名] 消費・安全対策交付金	5,969	県	H25 ～	一財	－	家畜の伝染性疾病の正確かつ迅速な診断・検査に必要な機器の購入に要する経費。	防疫指導 係
豚熱等埋却地管理事業費 [[国事業名] 家畜伝染病予防費負担金	1,874 (932)	県	H29 ～	国庫 一財	－	豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ埋却地の適正管理に要する経費。	防疫指導 係
農場等バイオセキュリティ向上 総合対策事業費補助金 [[国事業名] 消費・安全対策交付金	67,750 (67,750)	市町村 、畜産 関係団 体等	R5 ～	国庫	1/2 以内	家畜伝染病の発生に備えた農場の分割管理等に必要施設整備に対して補助をする等、農場のバイオセキュリティ向上のための取組に対して支援を実施。	防疫指導 係
自衛防疫強化促進事業費補助金	580	(一社) 岐阜県 畜産 協会	H30 ～	一財	1/2 以内	地域ぐるみでの自衛防疫活動を促進するために実施する消毒剤等の配付に要する経費の一部を助成。	防疫指導 係

＜野生いのしし対策室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
野生いのしし捕獲等対策強化事業費 〔国事業名〕 指定管理鳥獣対策事業交付金 消費・安全対策交付金		127,756 (57,989)	県	R1 ～	国庫 一財	—	野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止を図るための野生いのししの捕獲に要する経費。 ① 調査捕獲 ② 狩猟からの検査検体確保 ③ 防疫用資材等購入 ④ いのしし拡散防止柵の維持管理等	野生いのしし対策係
野生いのしし捕獲等対策強化事業費補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金 消費・安全対策交付金		76,200 (40,800)	市町村 、地域 協議会	R1 ～	国庫 一財	定額	農作物被害の軽減を図るとともに豚熱ウイルスの拡散防止のための血液検体を確保するため、市町村等が実施する有害鳥獣（いのしし）捕獲活動等に対して支援を実施。 ① いのしし捕獲活動経費助成 ② 検査検体の郵送経費助成	野生いのしし対策係
野生いのしし食肉処理工程増設事業補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金		5,952 (5,952)	市町村 、地域 協議会	R4 ～	国庫	1/2	野生いのししのジビエ利用に伴う野生いのしし食肉処理施設における施設整備に対して支援を実施。	野生いのしし対策係

(8) 農村振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
ふるさと農村活性化対策基金事業 〔国事業名〕 中山間ふるさと・水と土保全対策事業			県	H5 ～	国庫 1/3 一財 2/3	—	土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、住民活動の活性化、施設の活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う「岐阜県ふるさと農村活性化対策基金」を造成し、以下の事業の財源として活用。 【基金の積立】 ・基金造成額：670,000千円 ・基金造成期間：平成5年度～9年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画 係
ふるさと農村活性化対策基金事業 〔国事業名〕 中山間ふるさと・水と土保全推進事業			県	H10 ～	国庫 1/3 一財 2/3	—	棚田保全活動への参加促進、保全活動を行う活動組織の育成、持続的な保全・利活用活動への支援等の対策を実施するため、県に基金を造成し、以下の事業の財源として活用。 【基金の積立】 ・基金造成額：600,000千円 ・基金造成期間：平成10年度～12年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画 係
・ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】 （一部ふるさと農村活性化対策基金事業）	拡	19,775 (5,220)			国庫 一財 その他	—	(1) 研修事業 農地や土地改良施設の保全に向けた地域住民活動を指導・助言する「ふるさと水と土指導員」を育成するため、研修会等への参加を支援。 (2) 推進事業 ①岐阜県農業農村整備委員会の運営 ふるさと農村活性化対策事業を効果的に推進するための学識経験者等で構成される県委員会を設置し、運営を実施。 ②普及啓発活動 農業農村の持つ多面的機能について「ぎふ水土里の展示会」や「ぎふ田んぼの学校活動事業」などの普及啓発を実施。 ③ふるさと水と土指導員活動支援 実践指導技術向上を図るため、指導員が行う、農地等の利活用を通じた交流・保全活動を支援（1地区400千円以内）。 ④ぎふの田舎支援事業 農村地域の活性化を図るため、農村が抱える課題に対し、都市住民や企業等が参加するボランティア制度の企画・運営を実施。 ＜主な拡充内容＞ CSR活動などを希望する企業と農村地域のマッチングを推進するため、「企業版ぎふの田舎応援隊」を新設。	農村企画 係

岐阜県農業農村整備委員報酬 (ふるさと農村活性化対策基金 事業)		315		H25 ～	その他	—	ふるさと農村活性化対策基金事業を効果的に推進するための学識経験者等 からなる県委員会の委員報酬。	農村企画 係
・ 棚田地域水と土保全基金事業 費 (ふるさと農村活性化対策基金 事業)		7,300	県		その他	—	棚田等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、 「岐阜県棚田地域水と土保全基金事業」を実施する。 (1) 保全ネットワーク推進事業 都市住民等の棚田保全活動への参加促進を図るため、棚田の魅力や保全の 必要性等の普及啓発を実施。 ① ぎふ・棚田塾ツアーの実施 ② ぎふの棚田応援フェア事業の実施 ③ ぎふの棚田応援隊事業の実施 (2) 保全活動推進事業 保全活動を実施する保全組織の立ち上げ支援及び活動が軌道に乗ってい る保全組織との情報交換を行う機会を創出。 ① 棚田保全組織の立ち上げ支援 ② 「全国棚田サミット」、「棚田シンポジウム」への参加・派遣 ③ 棚田保全組織座談会の開催	農村企画 係
・ 中山間地域等水と土保全活動 推進補助金 (ふるさと農村活性化対策基金 事業)	拡	5,700	棚田保 全組織 等		その他	右記	(3) 保全活動支援事業 棚田保全組織等が行う、棚田保全活動や都市農村交流等の取組を支援。 ① 棚田保全活動支援事業 県に登録された棚田保全組織又は棚田地域振興法（令和元年法律第4 2号）第8条に基づく指定棚田地域振興協議会（以下「棚田保全組織等 」という。）が行う保全活動を支援。 【事業主体】 棚田保全組織等 【補助率】 10/10（1組織500千円を上限※） ② 都市農村交流活動支援事業 棚田保全組織等が実施する都市農村交流活動を支援。 【事業主体】 棚田保全組織等 【補助率】 10/10（上限200千円／地区を上限※） ※補助対象活動における無償労務費が補助対象経費に満たない場合には、 無償労務費の額が上限。 <主な拡充内容> 都市農村交流活動支援事業において、1活動当たりの上限額を撤廃	農村企画 係

			大学生、企業等			右記	(1) 多様な主体でふるさと共創支援事業 大学生や企業等から農村地域の保全活動の提案を募集し支援する。 【事業主体】学生団体、企業等 【補助率】学生団体：10/10 企業等：1/2 (補助金額は1団体300千円を上限、特産品開発に取り組む場合は1団体500千円を上限) <主な拡充内容> 対象地域を棚田地域から中山間地域へ拡大するとともに、事業主体に企業等を追加		
都市農村交流推進事業費		1,500	県	H12～	一財	—	農村地域の自然環境と農林漁業等豊かな地域資源を活用した都市と農村の交流を促進。 ① 専用Webサイト「ぎふの田舎へいこう！」による情報発信	農村企画係	
都市農村交流推進事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】 （一部ふるさと農村活性化対策基金事業）		6,500 (2,166)	右記	H29～	国庫 一財 その他	定額	都市農村交流を推進するため、グリーンツーリズム実践団体等を会員とする（一社）ぎふの田舎へいこう推進協議会の活動を支援。 (1) グリーンツーリズム実践団体の資質向上研修 (2) Webサイトによる情報発信 (3) 農泊相談窓口の設置及び農泊施設への支援等 【事業主体】（一社）ぎふの田舎へいこう推進協議会	農村企画係	
農泊推進事業費 〔国事業名〕 農山漁村振興交付金		2,500 (2,500)	県	R1～	国庫	—	「農泊」を推進するため、体験メニュー開発やWeb活用等専門的な助言ができる人材を派遣するほか、地域の取組の核となる人材を育成。 (1) インバウンド対応可能な実践者の育成 外国人対応力を備えた実践者の育成のための講習会を開催 (2) 農泊アドバイザーの派遣 農泊に取り組む団体等に対し、専門的な助言が行えるアドバイザーを派遣 (3) インストラクター等の実践者を育成するための研修会を開催	農村企画係	
G I F U－D O農泊推進事業費 （ふるさと農村活性化対策基金事業）		16,400	県	R3～	その他	—	ぎふの農村ならではの体験メニューと地域貢献メニューを組み合わせた「G I F U－D O農泊」の全面展開に向け、農村体験のブランド化や観光分野等との連携強化による国内外への効果的な発信、インバウンド需要に対応できる人材育成を進める。	農村企画係	

G I F UーD O農泊推進事業費補助金 (ふるさと農村活性化対策基金事業)	10,000	右記	R6 ～	その他	定額	「G I F UーD O農泊」の全面展開に向け、民間企業と連携した一体的かつ効果的なプロモーションを行うなど、(一社) ぎふの田舎へいこう推進協議会が行う新たな農泊プログラムの運営を支援。 【事業主体】 (一社) ぎふの田舎へいこう推進協議会	農村企画 係
遊休農地等利活用促進事業費補助金	2,600	農業者 法人 市町村 等	R1 ～	一財	右記	農業者等が遊休農地等を引き受けて営農を再開するために行う解消や再生作業、土壌改良等の取組を支援。 【補助率】 3/4以内 ＜主な拡充内容＞ 営農者等の負担を軽減するため、県補助率を1/4から3/4へ嵩上げ	農村支援 係
農業会議交付金 (単補)	500	(一社) 岐阜県 農業会 議	H22 ～	一財	10/10	(一社) 岐阜県農業会議が、事業実施地区の計画目標達成に向け指導助言を行うのに要する経費の一部を支援。	農村支援 係
農業会議交付金 (人件費)	4,480	(一社) 岐阜県 農業会 議	H12 ～			事業実施地区の計画目標達成に向けた指導助言を行うため、専門知識を有するコンサルティングターの人件費を支援。	
中山間地域等直接支払交付金 〔国事業名〕 中山間地域等直接支払交付金	1,120,901 (730,808)	市町村	R7 ～ R11	国庫 1/2 一財 1/4 ※特認 国庫 1/3 一財 1/3	定額 (支援 対象向 け)	中山間地域において、農業生産活動等を通じて遊休農地の発生防止、中山間地域の持つ多面的機能確保のため、農業者等に対し農業生産条件の不利を補正する直接支払いを実施。 ・対象地域 ア 法指定地域：山村振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法により指定された地域 イ 県が指定する特認地域： a 棚田地域振興法を除く3法地域に地理的に接する地域 b 農林統計上の中山間地域 ・対象農地 一定の条件を満たす農業生産条件の不利な1ha以上のまとまりのある農地 ・対象行為 集落協定等に基づき5年以上継続される農業生産活動等 ・対象者 当該農業生産活動等を行う農業者等	農村支援 係

中山間地域等直接支払推進交付金 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	7,837 (7,837)	県 市町村		国庫	定額	中山間地域等直接支払交付金制度の適正な運用を支援。 (1) 都道府県推進事業 ①審査事務費：中立的審査機関の設置・運営、審査事務等に必要経費 ②都道府県推進費：市町村担当者への助言や都市住民への制度啓発を行うための経費 (2) 市町村推進交付金 ①確認事務費：確認事務や補助金支払事務等に必要経費 ②市町村推進費：集落や農家に対する説明会を開催するための経費等	農村支援 係
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金） 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	721 (721)	県		国庫	定額		農村支援 係
岐阜県農業農村整備委員報酬 （中山間） 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	105 (105)	県		国庫	—		農村支援 係
多面的機能支払交付金（国費） 〔国事業名〕 多面的機能支払交付金	900,000 (900,000)	対象 組織	R7 ～ R11	国庫 1/2 一財 1/4	定額 （支援 対象向 け）	農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため地域共同活動を支援。 (1) 農地維持支払活動支援 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を行う活動組織に対し、市町村を通して支援。 (2) 資源向上支払活動支援 地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織に対し支援市町村を通して支援。	農村支援 係
多面的機能支払交付金（県費）	450,000	県		国庫 その他	10/10	多面的機能支払交付金制度の適正な運用を支援。 (1) 多面的機能支払推進費 事業実行状況の点検や評価を行うための第三者委員会の設置や、市町村担当者への助言、制度啓発を行うための経費。 (2) 多面的機能支払推進交付金 事業を円滑かつ適正に進めるための協議会や市町村による説明会の開催や指導助言、検査に要する経費。	農村支援 係
多面的機能支払推進費（国費） 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	3,696 (3,680)	県		国庫 その他	10/10		農村支援 係
多面的機能支払推進費（県費）	670	市町村 推進協 議会		一財	—		農村支援 係
多面的機能支払推進交付金 〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	31,767 (31,767)	市町村 推進協 議会		国庫	10/10		農村支援 係

岐阜県農業農村整備委員報酬 (多面的)		105 (105)				—		
〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金								
農山漁村振興推進交付金 〔国事業名〕 農山漁村振興交付金 ・中山間地農業推進対策 ・最適土地利用総合対策 ・情報通信環境整備対策 ・棚田地域振興対策推進事業	拡	60,000 (60,000)	右記	R3 ～	国庫	10/10	中山間地域等で農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するための継続的な営農活動を実施する地域に対して、特色を活かした多様な取組を支援。 (1) 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益力向上に向けた取組や、農村RMO（農村型地域運営組織）の形成を支援 【事業主体】市町村、地域協議会 (2) 最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援 【事業主体】市町村、地域協議会 (3) 棚田地域振興対策推進事業 地域外との橋渡し、人材確保の土台づくり、先導的機器の導入による共同活動を支援 【事業主体】市町村、地域協議会 ＜主な拡充内容＞ 棚田を核とした地域振興を図るため、棚田地域振興対策推進事業を追加	農村支援 係
生態系保全支援事業費補助金 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)		17,820	右記	H24 ～	その他	右記	(1) 生態系保全団体支援事業 里地における生態系を復活させるためのモデル的な取組を実施する団体等に対し支援。 【事業主体】NPO、学生団体等 【補助率】10/10（1団体200万円） (2) 生態系保全市町村支援事業 用排水路におけるスクミリンゴガイの駆除やため池の外来種の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援。 【事業主体】市町村 【補助率】1/2	農村支援 係
生態系保全支援事業推進費 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)		200	県	H24 ～	その他	—	生態系保全団体支援事業に係る提案の審査会等の経費。	農村支援 係

水田魚道設置推進事業費 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	3,000	県	H24 ～	その他	—	水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、以下の 取組を実施し、水路間や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置を促進。 (1) 水田魚道設置研修会の開催 (2) アドバイザーの派遣 (3) 水田魚道の効果検証	農村支援 係
人権問題啓発推進事業費 〔国事業名〕 人権問題啓発推進事業費	200 (200)	県	H14 ～	国庫	—	農林漁業を振興する上で阻害要因となっている様々な人権問題の解消を図 るための啓発を実施。	農村支援 係
市町村農業委員会交付金 〔国事業名〕 農業委員会交付金・農地利用最 適化推進事業	302,803 (302,803)	市町村 農業委 員会	S45 ～	国庫	定額	(1) 農業委員会交付金 農業委員会事務局職員の設置費を補助。 (2) 農地利用最適化推進事業 農業委員会が行う農地等の利用の最適化の推進に関する事業に要する活 動経費を補助(委員報酬・事務経費)。	農地調整 係
市町村農業委員会補助金(国補)	40,000 (40,000)	市町村 農業委 員会	S45 ～	国庫	定額	農業委員会が行う法令業務を適正に実施するために必要な経費を補助。 (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための経費 農地の利用状況調査・意向調査 など (2) 農地の有効利用を図るための経費 農業委員の資質向上のための研修の実施 など	農地調整 係
指導費 (農業委員会運営費)	200	県	S45 ～	一財	—		
農業会議国庫補助金 〔国事業名〕 都道府県農業委員会ネットワー ク機構負担金 機構集積支援事業 所有者不明農地対策事業	38,561 (38,561)	(一社) 岐阜県 農業会 議	S29 ～	国庫	10/10 以内	岐阜県農業委員会ネットワーク機構として、農業委員等に対する研修、意見 の公表、法人化の支援、答申、啓蒙宣伝、調査研究等を実施する(一社)岐阜県 農業会議の事務に要する経費を支援。	農地調整 係
農業会議県単補助金	5,658			一財	10/10 以内		
農業会議県単補助金(人件費)	5,771						

農業会議県単独補助金（事務局 長人件費）	5, 406								
農地等利用関係適正化事務費 〔国事業名〕 農地調整費交付金	810 (810)	県	S45 ～	国庫	—	農地に関する紛争処理等、農地利用関係の適正化事務費及び指導費。		農地調整 係	
農地関係指導費	360			一財	—				
国有農地指導費 〔国事業名〕 国有農地等管理処分事業事務取 扱交付金	5, 984 (5, 984)	県	S31 ～	国庫	—	国有農地等の適正管理に要する指導費。		農地調整 係	
自作農財産管理事務取扱交付金 〔国事業名〕 国有農地等管理処分事業事務取 扱交付金	5, 202 (5, 202)	市町		国庫	10/10 以内				

＜鳥獣害対策室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
鳥獣害対策推進事業費		1,622	県	H18 ～	一財	—	鳥獣害対策の啓発を実施。 (1) 鳥獣被害対策専門指導員による集落点検・改善指導 (2) 相談窓口の設置と農業者等への対応。	鳥獣害対 策係
鳥獣被害防止対策県活動事業費 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金	拡	50,000 (50,000)	県	R2 ～	国庫	—	県主導による獣種別鳥獣害対策を実施。 (1) ニホンザル対策 ①サル対策の専門家派遣による研修会、ユニット会議の開催 ②サルに有効な侵入防止柵の実証 ③多獣種捕獲に対応した低コスト遠隔捕獲システムの実証 (2) ニホンジカ対策 市町村等において県主体による広域捕獲を実施 (3) カワウ対策 ①カワウの生息状況調査、大規模コロニーでの駆除活動 ②GPSによるカワウの飛来動向調査 ③ドローン活用によるカワウ対策の安全・省力なデグス防除実証 ＜主な拡充内容＞ (1) の②、③を追加。	鳥獣害対 策係
鳥獣被害防止総合対策推進事業 費補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金		100,000 (100,000)	右記	H23 ～	国庫	右記	鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づく総合的な被害防止対策 の取組を支援。 【事業内容】 (1) 被害防止活動の推進 ①推進体制の整備 ②鳥獣の生息状況調査、捕獲、被害防除、生息環境管理の実施 ③捕獲機材の導入、捕獲技術の向上、サル複合対策等 (2) 実施隊特定活動（大規模緩衝帯の整備、誘導捕獲柵の導入） (3) ICT等新技術実証 (4) ジェエ利用拡大に向けた取組（販売拡大支援、搬入促進支援） (5) 鳥獣被害対策実施隊体制強化（人材育成、新規猟銃取得支援） (6) 捕獲サポート体制の構築 (7) 有害捕獲に係る捕獲活動経費支援 （鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援）等	鳥獣害対 策係

野生鳥獣個体数管理事業費 (わな技術向上推進事業) (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)		2,211	県	H26 ～	その他	—	わなによる捕獲技術の向上に係る研修会の開催。	鳥獣害対 策係
野生鳥獣個体数管理事業費 (指定管理鳥獣捕獲事業費) (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	拡	29,890 (16,630)	県	H27 ～	国庫 その他	—	県内において、著しく増加または生息密度が高いニホンザルの指定管理鳥獣 捕獲等事業を実施。 (1) 県境、市町村境において、個体数抑制のための広域捕獲を実施 (2) I C T等を活用した効果的な捕獲方法の検証 ＜主な拡充内容＞ (2)を追加。	鳥獣害対 策係
[[国事業名] 指定管理鳥獣対策事業交付金								
野生鳥獣個体数管理事業費補助 金(カワウ等分) (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)		24,700	右記	H29 ～	その他	右記	県内漁業において被害を及ぼすカワウ、カワアイサ及びサギ類の河川・飛来 地等における捕獲及び追払い等の被害防止対策に必要な経費を支援。 【事業主体】 漁業協同組合、地域協議会等 【補助率】 定額(ドローン購入は1/2以内) (上限1,800千円)	鳥獣害対 策係
野生鳥獣個体数管理事業費補助 金(ニホンザル分) (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	拡	6,375	市町村	R6 ～	その他	右記	加害性の高いニホンザルの個体数を抑制するため、市町村が行うニホンザル の個体数調整捕獲を支援。 【事業主体】 市町村 【補助率】 定額 ・捕獲報償費 15,000円/頭 ・捕獲促進費 上限200千円/市町村	鳥獣害対 策係
安心と共生のニホンザル対策事 業費 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	拡	7,000	県	R7 ～	その他	—	(1) 政策オリンピックにおいて各団体が実践したニホンザル対策の事例集を 作成 (2) GPSによるニホンザルの群れの行動域等を把握と追ひ払い活動等への 活用 ＜主な拡充内容＞ (1)を追加。	鳥獣害対 策係
ニホンザル対策モデル加速化事 業費補助金 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	新	9,000	右記	R8	その他	右記	政策オリンピックにおいて有用性が確認されたニホンザル対策の全県展開 に向けた実証を支援。 【対象団体】 地域協議会、猟友会、森林組合等 【補助率】 定額(上限3,000千円/団体)	鳥獣害対 策係

ぎふジビエ利用拡大推進事業費補助金 【国事業名】 重点支援地方交付金	新	25,000 (25,000)	右記	R8	国庫	右記	狩猟等によるシカ、イノシシの捕獲とジビエの利用拡大を図るため、捕獲個体の処理施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対して支援。 【事業主体】 ぎふジビエ登録制度の登録を受けた解体処理施設 【補助率】 定額 ・捕獲個体の施設搬入経費支援 2,000円/頭 (狩猟は捕獲活動経費として3,500円を加算) ・イノシシ豚熱防疫措置経費支援 防疫資材経費、残渣廃棄物処理に係る経費 上限500千円/施設	鳥獣害対策係
獣肉処理施設整備事業費補助金 【国事業名】 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		3,000 (1,500)	右記	H25 9補 ～	国庫 一財	右記	県内で捕獲されたイノシシ又はシカを食用として流通させる目的で解体処理等を行う施設（ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠した施設）の整備に必要な経費を支援。 【事業主体】 法人、任意組合（新規開業者に限る） 【補助率】 1/2以内（上限1,000千円）	鳥獣害対策係
ぎふジビエブランド戦略事業費 【国事業名】 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		14,312 (6,251)	県	H28 ～	国庫 一財	－	ぎふジビエ衛生ガイドラインに基づいた解体処理技術の普及とぎふジビエの流通・消費拡大等に向けた消費者参加型のフェア等を実施。 (1) ぎふジビエ登録制度の推進 (2) 解体講習会の開催等による歩留技術の向上、後継者育成 (3) 新たなジビエの需要創出に向けたフェアの開催（県内、首都圏） (4) 消費者参加型料理会の開催 (新メニューコンテスト、ニーズ調査：首都圏) (5) 消費者に向けた出展・販売イベントの開催（県内）	鳥獣害対策係
カワウ駆除対策事業費		303	県	H27 ～	一財	－	カワウ駆除対策に係る関係機関の調整及び現地確認等の実施。	鳥獣害対策係

(9) 里川・水産振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
世界農業遺産価値活用推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	17,537 (8,373)	県	R8 ～	国庫 一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承に係る取組を実施。 ・「若者の清流長良川あゆパークの利用向上」に向けた若者提案の実装及び若者の発信力を生かした民間企業との連携 ・県内全域を対象とした小中高生や大学生向けの出前講座の実施 ほか	里川振興 係
世界農業遺産推進協議会負担金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】		8,546 (2,998)	県	H27 ～	国庫 一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会への負担金。 ・鮎等の消費拡大に資する活動、後継者育成活動など「長良川システム」の保全・活用・継承に向けた活動を実施する団体等を「清流長良川の鮎」プロジェクトとして登録し、活動を支援 ・長良川の鮎資源増加に向けた協議を行う部会の設置 ほか	里川振興 係
世界農業遺産国際支援推進費		1,777	県	H27 ～	一財	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の海外発信及び国際貢献。 ・「東アジア農業遺産学会（ERAH S）」における取組・ポスター発表 ・JICAや東南アジア漁業開発センター等との連携による海外からの研修生等の受入	里川振興 係
県有施設維持管理費		568	県	H26 ～	一財	—	建築基準法第12条の規定に基づき、清流長良川あゆパーク及び岐阜県魚苗センター施設の設備点検等を実施。	里川振興 係、漁業 振興係
内水面振興施設整備事業費（単建）		3,478	県	H30 ～	一財	—	清流長良川あゆパークにおける熱中症対策。 ・大型デントリース	里川振興 係
清流長良川あゆパーク管理運営費		22,219	県	H30 ～	一財 その他	—	清流長良川あゆパークを管理運営するための指定管理料。	里川振興 係
清流長良川あゆパーク指定管理評価員会議運営費		200	県	H30 ～	一財	—	清流長良川あゆパーク指定管理者評価員会議を開催。	里川振興 係

世界農業遺産推進事業調整費		1,000	県	H29 ～	一財		世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する各種施策を推進。	里川振興 係
水産物ブランド振興・消費拡大 推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	新	29,049 (12,883)	県	R8 ～	国庫 一財	—	水産物のブランド振興及び消費拡大に係る取組を実施。 ・大型の鮎生産技術の開発、養殖場での生産実証 ・県内各地から天然鮎を集荷し、安定出荷するための広域集出荷システム を構築し、試験運用を実施 ・鮎料理・販売フェアの実施、県内バーベキュー場と連携した鮎の消費拡大 プロモーションの実施 ほか	里川振興 係 漁業振興 係
内水面漁場管理委員会費 〔国事業名〕 漁業調整委員会等交付金		1,325 (576)	県	S47 ～	国庫 一財	—	水産動物の保護増殖、漁業調整に必要な指導等を行い、県内漁場の円滑な利 用を図るため、内水面漁場管理委員会を開催。	水産係
水産指導調整費		1,974	県	S47 ～	一財 その他	—	漁業協同組合、（一財）岐阜県魚苗センターの指導及び水産業の生産動向の 調査等を実施。	水産係
取縮費		553	県	S47 ～	一財 その他	—	岐阜県漁業調整規則に基づく禁止区域及び禁止漁具漁法の取締り及び漁船 法に基づく漁船登録等を実施。	水産係
遊漁者誘客推進事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】		5,342 (1,500)	漁協等	R7 ～	国庫 一財	1/2 以内	若年層を中心とした新規遊漁者の獲得・定着を強化するため、漁協等が実施 する以下の取組を支援。 ・SNS等による情報発信強化 ・釣り講習会等の開催 ・魚とのふれあい ・入川口等整備 ・釣り具レンタル	漁業振興 係
遊漁者誘客推進事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】		6,875 (3,299)	県	R7 ～	国庫 一財	—	新たな漁場利用・遊漁者誘客を推進するため、専門家による漁場づくりや情 報発信のサポート体制を整備するとともに、アウトドア業界に向けたPRを実 施。	漁業振興 係
池中養殖漁業協同組合事業活動 費補助金		200	漁協	S44 ～	一財	定額	岐阜県池中養殖漁業協同組合の活動に対して支援。 ・魚病対策情報・養殖技術等の情報収集及び組合員への発信、岐阜県産養殖 魚の消費拡大事業 ほか	漁業振興 係

水産多面的機能発揮対策事業費	180	県	H30 ～	一財	—	漁業協同組合を中心とする地域協議会への負担金。 ・河川清掃等による内水面生態系の維持保全活動 ・「里川システム」の普及促進 ・水生生物の生息環境等の保全活動	漁業振興 係
鮎の輸出国拡大促進対策事業費 〔国事業名〕 輸出環境整備推進事業	5, 153 (5, 153)	県	R2 ～	国庫	—	豪州への鮎輸出解禁に向け、豪州政府の輸入規制リストに入っている魚病について、天然鮎と養殖鮎の保菌検査等を実施。	漁業振興 係
内水面振興施設整備事業費（長 寿命化・単建）	30, 113	県	H30 ～	一財 その他	—	放流鮎の安定生産に向けて、老朽化した岐阜県魚苗センターの施設を長寿命化計画に基づき改修。 工事箇所：美濃事業所井戸ポンプ更新工事	漁業振興 係
養殖飼料価格高騰対策緊急支援 事業費補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	9, 299 (9, 299)	漁協	R4 ～	国庫	右記	養殖業者を対象に、令和3年同時期からの飼料費高騰分のうち、漁業経営セーフティネット構築事業の対象外経費の一部を支援（岐阜県池中養殖漁業協同組合を通じた間接補助）。 補助対象：飼料価格上昇分のうち国事業対象外経費の1/2以内 （令和3年同時期比較）	漁業振興 係
鮎種育苗生産施設緊急支援事業費 補助金 〔国事業名〕 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	3, 292 (3, 292)	種育苗 産施設	R4 ～	国庫	右記	（一財）岐阜県魚苗センターを対象に、令和3年同時期からの飼料費高騰分の一部を支援。 補助対象：飼料価格上昇分の1/2以内	漁業振興 係
養殖業振興支援事業費補助金	500	県	R8 ～	一財	右記	新規就業者や新たな取組を後押しするため、養殖業者が金融機関等から資金調達する場合の利子を支援。	漁業振興 係
超早期放流了ユ生産技術実証事業費 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進 型）【令和7年度3月補正】	9, 830 (4, 840)	県	R8 ～	国庫 一財	—	温暖化に適応した超早期放流の実施に必要な放流鮎の生産技術実証試験を実施。	漁業振興 係

温暖化適応・漁場生産力強化支援事業費補助金 〔国事業名〕 地域未来交付金（地域未来推進型）【令和7年度3月補正】	新	50,452 (25,226)	漁協	R8 ～	国庫 一財	1/2 以内	温暖化による水温上昇に伴う春先の漁場の生産力向上を活用し、更なる漁獲量の増加を目指して漁協の早期放流と収益性の高い漁場づくりを支援。 ・超早期放流支援 ・挑戦的な超早期放流の最適化調査	漁業振興 係
養殖衛生管理体制整備事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金		1,980 (990)	県	H8 ～	国庫 一財	—	養殖場の疾病対策の指導・普及及び水産用医薬品の適正使用の指導・検査を実施。	漁業振興 係
アユ漁業振興対策事業費		1,672	県	H13 ～	一財	—	鮎漁業の振興を図るため、放流稚鮎における冷水病等の病原体保有状況等を継続的に調査するとともに、調査結果に基づき鮎防疫対策等を実施。また、鮎漁業に影響を及ぼす外来藻類の調査を実施。	漁業振興 係
鮎資源管理調査分析事業費 〔国事業名〕 浜の活力再生・成長促進交付金	新	1,500 (750)	県	R8 ～	国庫 一財	—	温暖化に適応して、鵜飼漁の漁期を変更するなど県内鮎資源を管理・増殖するため、流下仔鮎及び遡上稚鮎の生まれ日などに関する継続的なモニタリング調査を実施。	漁業振興 係
河川遡上アユ再生産促進事業費		1,457	県	S47 ～	一財	—	水産資源保護法に基づく保護水面区域等において、鮎の産卵場造成及び人工ふ化放流事業を実施。 産卵場造成場所：長良川保護水面（岐阜市鏡島地先）	漁業振興 係

＜コクチバス対策室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
外来魚生息拡大防止緊急対策事業費 〔国事業名〕 浜の活力再生・成長促進交付金		43,598 (1,330)	県	R5 ～	国庫 一財	—	「岐阜県コクチバス駆除総合対策」（令和5年12月策定）に基づく計画的なコクチバスの駆除対策を実施。 ＜主な内容＞ ・環境DNA調査による生息場所の正確な把握 ・電気ショック等による駆除活動 ・密放流違法やリリース禁止の広報・啓発のほか	コクチバス対策係
コクチバス被害防止対策事業費補助金		4,000	漁協等	R6 ～	一財	1/2 以内	特定外来生物コクチバスの完全駆除に向けて、漁協等が実施する以下の取組を支援。 ・買取による駆除 ・春の繁殖候補地のパトロール及び親魚の駆除 ・繁殖地での稚仔魚の駆除 ・刺網による駆除	コクチバス対策係

(10) 農地整備課
＜調査計画係＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
県営土地改良事業計画等調査費		4,160	県	H22 ～	一財	—	○土地改良事業調査 (1) 県営土地改良事業の着手が見込まれる地区の調査計画等を実施 (2) 農林水産省から委託を受け、土地改良長期計画の基礎資料となる事項について調査を実施 ・対象地区 県内全域	調査計画 係
農水省受託農業基盤情報基礎調査費 〔国事業名〕 農業基盤情報基礎調査委託事業		234 (234)	県	H22 ～	国庫	—		
国営・機構営等建設事業負担金 (値入分)		322,250	国	H29 ～ R15	一財 その他	—	＜国営総合農地防災事業新濃尾地区（農林水産省）＞ 濃尾用水関係5土地改良区の維持管理費の軽減のため、犬山頭首工左岸導水路余水吐の落差を利用した小水力発電施設を国営により整備。 ○負担区分 国 2/3、県 30.0%、地元 3.4% ○関係市町村 岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町 ＜国営かんがい排水事業西濃用水三期地区（農林水産省）＞ 西濃用水施設の老朽化、耐震化対策を国営により実施 ○負担区分 国 2/3、県 30.0%、地元 3.4% など ○関係市町村 大垣市、養老町、垂井町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町	調査計画 係

＜事業管理係＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
土地改良区機能強化支援事業費 補助金		12,044 (6,762)	県土連	H28 ～	国庫 一財	別表	土地改良区における施設管理や農用地の利用集積などの諸課題に的確かつ迅速に対応するため、岐阜県土地改良事業団体連合会が実施する次の業務を支援。	事業管理 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																									
[国事業名] 土地改良区機能強化支援事業							○実施内容 (1) 施設・財務管理強化対策 8,626千円 管理運営体制強化委員会の設置・運営、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、財務管理強化相談業務等 (2) 受益農地管理強化対策 1,210千円 受益農地管理強化委員会の設置・運営、換地選定に関する指導 (3) 研修・人材育成 2,208千円 換地技術向上研修 ○補助率(別表) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>国</th><th>県</th><th>県土連</th></tr><tr><td>土地改良区の経営診断・改善指導に係る経費</td><td>定額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>技術実践向上研修に係る経費</td><td>1/2</td><td>—</td><td>—</td><td>1/2</td></tr><tr><td>その他</td><td>1/2</td><td>1/2</td><td>1/2</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分		国	県	県土連	土地改良区の経営診断・改善指導に係る経費	定額	—	—	—	技術実践向上研修に係る経費	1/2	—	—	1/2	その他	1/2	1/2	1/2	—						
区分		国	県	県土連																													
土地改良区の経営診断・改善指導に係る経費	定額	—	—	—																													
技術実践向上研修に係る経費	1/2	—	—	1/2																													
その他	1/2	1/2	1/2	—																													
連携管理保全計画策定事業費補助金 [国事業名] 土地改良区機能強化支援事業	新	10,000 (10,000)	土地改良区	R7 ～	国庫	定額	土地改良区が、市町村等の関係者と共同して将来の施設保全体制を構築する「連携管理保全計画(通称 水土里(みどり)ビジョン)」策定を支援。 ○事業内容 水土里ビジョンの策定に必要な経費を補助 ・施設諸元や耐用年数診断のための調査費 ・市町村、営農組織、農協等農業関係者で構成する地域協議会の運営費等 ○補助率 定額 1 ビジョン当たり3,000千円上限 2年間で分割交付可	事業管理 係																									
飛騨エアパーク管理運営費		1,605	(一社) 飛騨エ アパー ク協会	H7 ～	一財	—	航空輸送による農業振興や防災活動等の基地を目指して整備された飛騨エアパーク(農道離着陸場・ヘリポート)の施設管理を行う。 ○農道離着陸場、ヘリポート：県有財産	事業管理 係																									

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
飛驒エアパーク管理運営費 (維持管理費)		8,761	県				○管理委託先：(一社) 飛驒エアパーク協会 ○事業内容 (1) 飛驒エアパークの維持管理 (2) 飛驒エアパークの維持修繕 (3) 飛驒エアパークの多面的活用推進	
飛驒エアパーク施設保全対策事業費		2,144	県	R8	一財	—	施設を安全かつ適正に利用するための維持管理を実施 ○事業内容 気象観測機器(風向風速発信機、気圧計)の法定更新(5年)	事業管理 係

<水利・農道係>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名												
県営かんがい排水事業費 〔国事業名〕 農業競争力強化基盤整備事業 水利施設等保全高度化事業 1. 水利施設整備事業 2. 畑地帯総合整備事業 3. 実施計画策定事業 農地耕作条件改善事業 (非公共) 2. 定率助成 (1) 農業用排水施設 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 (非公共) 1. 長寿命化対策		747,319 (399,735)	県	H24 ～	国庫 一財 その他	—	農業生産効率及び競争力向上のため農業用排水施設の水管理省力化、長寿命化、安全性向上を図る整備を実施。 ＜一般型＞ 農業用排水施設の新設又は改良等により、土地利用の高度化及び水利用の安定と合理化を図る。 ○負担区分 <table><tr><th>区分</th><th>国</th><th>県</th><th>地元</th></tr><tr><td>取水施設機能障害</td><td>50%</td><td>35%</td><td>15%</td></tr><tr><td>一般型</td><td>50%</td><td>29%</td><td>21%</td></tr></table> ＜保全合理化型＞ 農業生産効率及び競争力向上のため農業用排水施設の水管理省力化、長寿命化、安全性向上を図る事業を県営で施行。	区分	国	県	地元	取水施設機能障害	50%	35%	15%	一般型	50%	29%	21%	水利・農道係
区分	国	県	地元																	
取水施設機能障害	50%	35%	15%																	
一般型	50%	29%	21%																	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名			
農村地域防災減災事業 農業水利施設危機管理対策事業							○負担区分				
							区分		国	県	地 元
							用排水施設整備				
							施設整備型		(55) 50%	(30) ^{※1} 31%	(15) ^{※1} 19%
							農地集積促進型		(55) 50%	27.5%	(17.5) 22.5%
							高収益作物導入促進型				
							管理省力化施設整備		(55) 50%	(30) ^{※1} 31%	(15) ^{※1} 19%
							安全施設整備		(55) 50%	32%	(13) 18%
							水利用調整		(55) 50%	(45) 50%	—
							施設計画策定		定額	—	—
							機能保全計画策定				
※1 令和2年度までの採択地区は、県負担率27.5、地元22.5（17.5）を適用											
※2（ ）は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、又は急傾斜地帯の区域内											
○基準											
<一般型>											
・農業用排水施設の新設・廃止又は変更であって、受益面積が概ね200ha以上であって、かつ末端支配面積がおおむね100ha以上のもの											
・現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設であって、受益面積が概ね100ha以上、かつ末端支配面積が概ね20ha以上のもの											
<保全合理化型>											
・用排水施設整備											
施設整備型											
：受益面積20ha以上、農地集積計画を策定											

事業名	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
						農地集積促進型：受益面積20（10）ha以上、担い手農地利用集積率が基準を超えていること （中心経営体農地集積率等が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能） 高収益作物導入促進型：受益面積20（10）ha以上、高収益作物の作付面積5%以上向上かつ2（1）ha以上増加等高収益作物の作付面積の向上が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能 ・管理省力化施設整備：用排水付帯施設の整備で事業費20,000千円以上 ・安全施設整備：事業費20,000千円以上及び、県営かんがい排水事業と併せ行う場合で2,000千円以上 ・水利利用調整：農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること等 ・施設計画策定：事業費2,000千円以上で本事業の用排水施設整備を実施する予定であること ・機能保全計画策定：末端支配面積10ha以上 ※（ ）は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、又は急傾斜地帯の区域内 ○施行地区 24地区（継続16、新規8） ・継続地区名 <保全合理化型> 【施設整備型】 各務用水四期（岐阜市、各務原市、関市）、桑原揚水機場1期（羽島市）、政田用水（本巣市、瑞穂市）、青野（大垣市）、下立用水東支線（大垣市）、中江東（海津市）、柿之木戸用水3期（大垣市）、深瀬（恵那市）、中根（高山市）、大久古（飛騨市）、高原用水（高山市、飛騨市）、上野平（高山市） 【農地集積促進型】 大巻東部1期（養老町）、大巻東部2期（養老町）、大巻南部（養老町）、大巻小坪（養老町） ・新規地区名 <保全合理化型> 【施設整備型】	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名									
土地改良施設突発事故復旧事業費補助金 〔国事業名〕 土地改良施設突発事故復旧事業		5,000 (2,500)	市町村 、土地改 良区等	H30 ～	国庫 一財	75%、 85% (支援 対象向 け)	桑原揚水機場 2 期 (羽島市)、恵那中部 (恵那市)、山口 (高山市) 【施設計画策定】 各務用水五期 (岐阜市、各務原市、関市)、岐阜中流 (各務原市)、横堀沖揚水機場 (大垣市)、肥田瀬用水 2 期 (関市)、三枝 (高山市) 自然災害に起因しないパイプラインの破裂等の突発事故について早急な復旧対策を支援。 ○負担区分 <table><tr><th>国</th><th>県</th><th>地 元</th></tr><tr><td>(55)</td><td>25%</td><td>(20)</td></tr><tr><td>50%</td><td></td><td>25%</td></tr></table> ※ () は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内 ○事業内容 自然災害によらない事由により、責任の所在の明確化が困難な突発的な事故により損傷した土地改良施設の復旧を対象とする ○基準 ・機能保全計画等を作成、活用して、適切な保全管理を実施している施設であること ・末端受益面積 20ha (中山間地域は、10ha) 以上 (営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端受益面積によらず適用可能) ・事業費 2,000 千円以上	国	県	地 元	(55)	25%	(20)	50%		25%	水利・農道係
国	県	地 元															
(55)	25%	(20)															
50%		25%															
基幹的農業用水路強靱化事業費		22,200	県、 県土連	H26 ～	一財	—	基幹的農業用水路の適正な保全管理に向けた管理体制の強化を図るため、県が監視用測点等の設置を行うほか、ストックマネジメントセンターが実施する技術研修会や施設の簡易診断、監視・補修履歴等のデータ蓄積に係る経費を支援。 ○事業内容 ＜県が実施＞ ①監視用測点の設置 保全計画を策定した基幹的農業用水路に監視用測点を設置 ②施設監視計画の統一等 保全計画策定済みの路線について、各路線の施設監視計画の統一様式を作成や施設監視・点検マニュアルを作成	水利・農道係									

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																				
							＜県土連（ストックマネジメントセンター）が実施＞ ③技術研修会・現地指導の開催 ストックマネジメントに関する技術研修会の開催や施設監視の個別指導等を実施 ④劣化状況の簡易診断及び対策指導 施設監視結果を基にデジタル技術等を活用した劣化状況の簡易診断を行い、施設管理者に対して保全対策を指導 ⑤施設情報の蓄積・共有 基幹的農業用水路の施設監視結果や対策工事履歴等を水土里情報システムに一元的に蓄積管理し、共有を図る ○負担区分 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>実施主体</th><th>県</th></tr><tr><td>監視用測点の設置</td><td></td><td rowspan="2">県</td><td rowspan="2">100%</td></tr><tr><td>施設監視計画の統一等</td><td></td></tr><tr><td>技術研修会・現地指導</td><td></td><td rowspan="2">県土連</td><td rowspan="2">定額</td></tr><tr><td>劣化状況の簡易診断及び対策指導</td><td></td></tr><tr><td>施設情報の蓄積・共有</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○施行地区（新規 1 地区） ・新規地区名 東沓部（下呂市）	区分		実施主体	県	監視用測点の設置		県	100%	施設監視計画の統一等		技術研修会・現地指導		県土連	定額	劣化状況の簡易診断及び対策指導		施設情報の蓄積・共有				
区分		実施主体	県																									
監視用測点の設置		県	100%																									
施設監視計画の統一等																												
技術研修会・現地指導		県土連	定額																									
劣化状況の簡易診断及び対策指導																												
施設情報の蓄積・共有																												
土地改良施設保全計画策定事業費		16,500	県	H28～	一財	—	老朽化が進む県営造成土地改良施設の機能維持を安定的に発揮させるため、施設の機能診断及び機能保全計画等を策定。 ○基準 ・突発事故等が発生した等の緊急的に機能診断を実施する必要がある施設 ・機能保全に関する実施方針に該当しない施設延長の総延長に占める割合が大きい施設 ・末端受益面積が 100ha 未満かつ施設又は受益地が広域にわたる施設 ○施行地区（新規 1 地区） ・新規地区名 東沓部（下呂市）	水利・農道係																				

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名												
水利施設管理強化事業費補助金 〔国事業名〕 水利施設管理強化事業	拡	22,720 (19,564)	市町村	R5 ～	国庫 一財	—	<一般型> 国営造成施設及び国営附帯県営造成施設の管理者に対し、農業水利施設の多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6=37.5%）を支援。 ○対象地区 西濃用水地区（事業主体：大垣市）、木曽川右岸地区（事業主体：美濃加茂市） ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td>50%（実質 18.75%）</td><td>10%（実質 3.75%）</td></tr></table> <連携管理保全型> 土地改良施設の維持管理体制の強化を目的とした「連携管理保全計画（水土里ビジョン）」を策定した土地改良区などに対し、計画に位置付けられた農業水利施設の維持管理費を支援。 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td>25%</td><td>3.75%</td></tr></table> <特別型（渇水・高温対策）> 渇水・高温対策に取り組む土地改良区などに対し、渇水・高温対策（井戸の設置、応急ポンプの設置・運転など）に要した費用を支援。 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td>50%</td><td></td></tr></table> <主な拡充内容> 「連携管理保全型」及び「特別型（渇水・高温対策）」を追加	国	県	50%（実質 18.75%）	10%（実質 3.75%）	国	県	25%	3.75%	国	県	50%		水利・農 道係
国	県																			
50%（実質 18.75%）	10%（実質 3.75%）																			
国	県																			
25%	3.75%																			
国	県																			
50%																				
小水力発電施設環境教育推進事業費補助金		500	地域団体等	R4 ～ R8	その他	定額	地域団体等が既存の小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費を補助。 ○事業主体 ・地縁団体	水利・農 道係												

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名								
							・土地改良区、農業協同組合、農業法人、土地改良事業団体連合会 ・NPO法人 ・社会貢献活動を行う営利を目的としない任意団体 ・地域住民が中心となって、環境保全活動等を行う団体 ○補助率 10/10（ただし、1事業あたり50万円を上限とする。）									
小水力発電活用支援事業費補助金		2,000	①② 市町村 土地改良区 農業協同組合 ③ 県土連	H26 ～	一財	別表	農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進を図るため、市町村、土地改良区、農業協同組合が運営する小水力発電施設の整備を支援。 ○事業内容 <①地域振興支援型> ・発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化に資することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 <②防災機能支援型> ・災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設および蓄電施設の整備 <③協議会支援型> ・県協議会が行う小水力発電施設の導入促進に必要な取組及び、諸問題を検討するための取組への活動支援 ○補助率（別表） <table><tr><th>区分</th><th>県</th></tr><tr><td>①地域振興支援型</td><td>(55)</td></tr><tr><td>②防災機能支援型</td><td>50%</td></tr><tr><td>③協議会支援型</td><td>定額</td></tr></table> ※（ ）は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合	区分	県	①地域振興支援型	(55)	②防災機能支援型	50%	③協議会支援型	定額	水利・農道係
区分	県															
①地域振興支援型	(55)															
②防災機能支援型	50%															
③協議会支援型	定額															
県営広域農道整備事業費 [国事業名] 地域未来交付金（地域未来推進		350,000 (175,000)	県	H3 ～	国庫 一財 その他	—	<一般型> 広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良を実施	水利・農道係								

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																
型)							○負担区分 <table><tr><td>区 分</td><td>国</td><td>県</td><td>地 元</td></tr><tr><td>一般地域</td><td>50%</td><td>42.5%</td><td>7.5%</td></tr></table> ○基準 ・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定のに基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること ・受益面積がおおむね1,000ha以上であること ・総事業費が20億円以上であること ・車道幅員がおおむね5m以上であること ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること ○負担区分 <table><tr><td>区 分</td><td>国</td><td>県</td><td>地 元</td></tr><tr><td>一般地域</td><td>50%</td><td>42.5%</td><td>7.5%</td></tr></table> ○施行地区 1 地区 (継続1) ・継続地区名 郡上南部 (郡上市)	区 分	国	県	地 元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	区 分	国	県	地 元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	
区 分	国	県	地 元																					
一般地域	50%	42.5%	7.5%																					
区 分	国	県	地 元																					
一般地域	50%	42.5%	7.5%																					
県営基幹農道整備事業費 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型) 地域未来交付金 (地域未来推進型)		450,000 (225,000)	県	H21 ～	国庫 一財 その他	—	農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の新設又は改良を実施。 ○負担区分 <table><tr><td>区 分</td><td>国</td><td>県</td><td>地 元</td></tr><tr><td>一般地域</td><td>1/2</td><td>1/3</td><td>1/6</td></tr></table> ○基準 ・農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定のに基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること ・受益面積が、おおむね50ha以上のもの ・総事業費が1億円以上であること ・車道幅員は、おおむね4m以上のもの ・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること	区 分	国	県	地 元	一般地域	1/2	1/3	1/6	水利・農道係								
区 分	国	県	地 元																					
一般地域	1/2	1/3	1/6																					

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名								
県営農道施設強化対策事業費 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型)		335,000 (167,500)	県	R1 ～	国庫 一財 その他	—	○施行地区 4 地区 (継続 4) ・継続地区名 高鷲北部 (郡上市)、東白川 (東白川村)、下呂中央 3 期 (下呂市) 大和明宝 (郡上市) 社会情勢等の変化により緊急に対策する必要があるため、農業の振興及び農村居住者の生活安定確保が必要な路線について、安全で安心して暮らせる「魅力ある農村づくり」に資する耐震補強、交通安全対策、路面改良等を実施。 ○負担区分 <table><tr><th>区分</th><th>国</th><th>県</th><th>地元</th></tr><tr><td>一般地域</td><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr></table> ○基準 ・農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地域単独事業であるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象とする ・受益面積の合計が 50(30)ha 以上であること () は条件不利地域で、振興山村または過疎地域 ・総事業費の合計が30百万円以上であること ○施行地区 7 地区 (継続 7) ・継続地区名 関ヶ原中部第三期 (関ヶ原町)、揖斐中部 5 期 (揖斐川町・池田町)、旭大橋 (郡上市)、上赤河橋 (白川町)、越原笹屋 (東白川村)、若宮大橋 (中津川市)、島橋 (高山市)	区分	国	県	地元	一般地域	50%	25%	25%	水利・農道係
区分	国	県	地元													
一般地域	50%	25%	25%													
団体営農道保全計画策定事業費補助金 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備		4,590 (4,590)	市町村	R8	国庫	1/2	農道施設の管理者である市町村が行う、保全計画 (個別施設計画) の策定等に必要となる点検・診断に係る経費に対し補助。 ○保全計画策定地区 3 地区 (新規 3) ・新規地区名 郡上 5 期 (郡上市)、中津川 1 期 (中津川市)、恵那 4 期 (恵那市)	水利・農道係								

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
農地整備事業 (通作条件整備型)								

<ほ場整備係>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名												
県営経営体育成基盤整備事業費 〔国事業名〕 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業		1,141,879 (630,786)	県	H26 ～	国庫 一財 その他	—	地域農業において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤の整備と必要に応じて生活環境基盤の整備を実施。 ○負担区分 ＜一般型＞、＜面的集積型＞、＜農地所有適格法人育成型＞ <table><tr><th>国</th><th>県</th><th>地</th><th>元</th></tr><tr><td>(55.0)</td><td></td><td></td><td>(17.5)</td></tr><tr><td>50%</td><td>27.5%</td><td></td><td>22.5%</td></tr></table> ※（ ）は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ○事業内容及び基準 下表の農業生産基盤整備事業の欄の(1)～(5)までのうち2以上（(4)又は(5)は単独でも可）を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあるその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、農業生産基盤整備事業の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上（中山間地域の場合は10ha以上）であること	国	県	地	元	(55.0)			(17.5)	50%	27.5%		22.5%	ほ場整備係
国	県	地	元																	
(55.0)			(17.5)																	
50%	27.5%		22.5%																	
					農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設 (2) 農道 (3) 客土 (4) 暗渠排水 (5) 区画整理														
					農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良 (2) 高付加価値農業施設移転 など														
					営農環境整備事業	(1) 集落道 (2) 集落排水 (3) 集落防災安全施設 (4) 集落環境管理施設 (5) 用地整備 (6) 環境整備 (7) 生態系保全空間整備 など														

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
							<一般型> ・促進計画に定める目標年度において、担い手の農地利用集積率が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。 1) 80%未満 (※) → 80%以上へ 2) 80%以上～90%未満 (※) → 5ポイント以上引上げ 3) 90%以上～95%未満 → 95%以上へ 4) 95%以上 → 引き上げ ※受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上ではない場合は、50パーセントとする。 <面的集積型> ・促進計画に定める目標年度において、担い手の農地利用集積率が以下のとおり増加することが確実と見込まれること 1) 23%未満 → 30%以上へ 2) 23%以上～35%未満 → 7ポイント以上増加 3) 35%以上～38.5%未満 → 42%以上へ 4) 38.5%以上～63%未満 → 3.5ポイント以上増加 5) 63%以上～66.5%未満 → 66.5%以上へ 6) 66.5%以上 → 引き上げ <農地所有適格法人育成型> ・事業完了時において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること ①農地所有適格法人が存在しない地区 - 経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること ②農地所有適格法人が存在する地区 - 当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規定に定められていることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること ・促進計画に定める目標年度において、当該受益面積に占める上記条件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合は80%以上、それ以外の場合は50%以上になることが確実と見込まれること	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
							○施行地区 22 地区 (継続 22) ＜一般型＞ ・継続地区名 更地方 (大野町)、長滝 (郡上市)、三ツ石 (下呂市) ＜面的集積型＞ ・継続地区名 下城田寺 1 期 (岐阜市)、下城田寺 2 期 (岐阜市)、 大巻東部 1 期 (養老町)、大巻小坪 (養老町)、楡保北部 (輪之内町)、 四郷南部 1 期 (輪之内町)、四郷南部 2 期 (輪之内町)、牧 1 期 (安八 町)、牧 2 期 (安八町)、佐見久室 (白川町)、佐見大寺 (白川町)、 曾木 1 期 (土岐市)、久保原 (恵那市)、夏焼 (中津川市)、羽根 (下 呂市)、菅田西部 (下呂市)、跡津・西上田 (下呂市)、杉崎 1 期 (飛 騨市)、杉崎 2 期 (飛騨市)							
[国事業名] 農地中間管理機構関連農地整備 事業							機構による担い手への農地の集積・集約化を加速し、豊かで競争力のある農 業の実現のため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によ らず、費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施。 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td><td>市町村</td></tr><tr><td>62.5%</td><td>27.5%</td><td>10.0%</td></tr></table> ※国の負担区分62.5%は補助率50%(55%)に推進費12.5%(7.5%)を加えた率 ()書きは中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山 村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ○事業内容 区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路等 ○基準 ①事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること ②受益面積：10ha (5 ha) 以上 事業対象農地を構成する団地は 1 ha (0.5ha) 以上の連坦化した農地 ③中間管理権の設定期間が事業計画の告示日から15年以上にあること ④事業対象農地の 8 割以上を完了後 5 年以内に担い手に集団化 ⑤事業完了後 5 年以内に収益性が20%以上向上 (販売額20%以上又は生 産コスト20%以上の削減等) すること	国	県	市町村	62.5%	27.5%	10.0%	ほ場整備 係
国	県	市町村												
62.5%	27.5%	10.0%												

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名															
							※() 書きは中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ○施行地区 6 地区 (継続 5、新規 1) ・継続地区名 室原小栗栖 (養老町)、平尾 1 期 (垂井町)、平尾 2 期 (垂井町)、関白金 (関市)、柄石 (瑞浪市) ・新規地区名 袈裟丸 (飛騨市)																
農業経営高度化支援事業費補助金 〔国事業名〕 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 水利施設等保全高度化事業		217,765 (112,749)	市町村 土地改良区	H27 ～	国庫 一財	10/10 (支援 対象向け)	県営経営体育成基盤整備事業などの実施を契機として、担い手への農地利用集積・農地面的集積により、経営規模の拡大を促進し、農業経営の安定を実現することを目的として、中心経営体への農地集積・集約化の割合に応じ国等が補助。 ○負担区分 <table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村等</th></tr><tr><td>中心経営体農地集積</td><td>県営・団体営</td><td>(55) 50%</td><td></td><td>(45) 50%</td></tr><tr><td>促進事業</td><td>県営かつ 機構重点推進地域</td><td>(55) 50%</td><td>(45) 50%</td><td></td></tr></table> ※() は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ※機構重点推進地域は、農地中間管理事業重点推進地域及び指定されること が確実と見込まれる地域 (令和 8 年度採択地区まで) ○実施地区 25 地区 【経営体育成基盤整備事業】 下城田寺 1 期 (岐阜市)、下城田寺 2 期 (岐阜市)、大巻東部 1 期 (養老町)、大巻小坪 (養老町)、楡俣北部 (輪之内町)、四郷南部 1 期 (輪之内町)、四郷南部 2 期 (輪之内町)、牧 1 期 (安八町)、牧 2 期 (安八町)、長滝 (郡上市)、佐見久室 (白川町)、佐見大寺 (白川町)、久保原 (恵那市)、夏焼 (中津川市)、羽根 (下呂市)、菅田西部 (下呂市)、跡津・西上田 (下呂市)、三ツ石 (下呂市)、玄の子 (飛騨市)、杉崎 1 期 (飛騨市)、杉崎 2 期 (飛騨市)	事業名	区分	国	県	市町村等	中心経営体農地集積	県営・団体営	(55) 50%		(45) 50%	促進事業	県営かつ 機構重点推進地域	(55) 50%	(45) 50%		ほ場整備係
事業名	区分	国	県	市町村等																			
中心経営体農地集積	県営・団体営	(55) 50%		(45) 50%																			
促進事業	県営かつ 機構重点推進地域	(55) 50%	(45) 50%																				

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																					
							【かんがい排水事業】 大巻東部1期（養老町）、大巻南部（養老町）、大巻東部2期（養老町） 大巻小坪（養老町）																						
県営農業基盤整備促進事業費 〔国事業名〕 農地耕作条件改善事業		100,500 (50,250)	県	R4 ～	国庫 一財	—	農業の競争力強化を図るため、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小や排水不良等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応するための整備を実施。高収益作物への転換を図る場合には、営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合せ実施。 ○事業内容 <table><tr><th colspan="2">事業種類</th><th>備考</th></tr><tr><td>1) 農業用排水施設</td><td>2) 暗渠排水</td><td>1) 及び5)～11)</td></tr><tr><td>3) 土層改良</td><td>4) 区画整理</td><td>はハード支援2)</td></tr><tr><td>5) 農作業道等</td><td>6) 農用地の保全</td><td>～4) と併せて行</td></tr><tr><td>7) 管理省力化支援</td><td>8) 営農環境整備支援</td><td>う</td></tr><tr><td>9) 品質向上支援</td><td>10) 条件改善促進支援</td><td></td></tr><tr><td>11) 高収益作物導入支援</td><td></td><td></td></tr></table> ※上記11) については、高収益作物転換に限る ○基準 ・農地中間管理事業の重点推進地域または指定が確実と見込まれる地域（令和8年度採択地区まで） ・1地区当たりの総事業費が200万円以上、かつ受益者数が2者以上であること ・農振農用地のうち地域計画策定区域であること ・受益面積20ha以上（中山間地域においては10ha以上） ※高収益作物転換支援については、受益面積5ha以上 - 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換（中山間地域も同じ） ・田んぼダムの取組を実施すること ※暗渠排水のみの場合はこの限りでない	事業種類		備考	1) 農業用排水施設	2) 暗渠排水	1) 及び5)～11)	3) 土層改良	4) 区画整理	はハード支援2)	5) 農作業道等	6) 農用地の保全	～4) と併せて行	7) 管理省力化支援	8) 営農環境整備支援	う	9) 品質向上支援	10) 条件改善促進支援		11) 高収益作物導入支援			ほ場整備係
事業種類		備考																											
1) 農業用排水施設	2) 暗渠排水	1) 及び5)～11)																											
3) 土層改良	4) 区画整理	はハード支援2)																											
5) 農作業道等	6) 農用地の保全	～4) と併せて行																											
7) 管理省力化支援	8) 営農環境整備支援	う																											
9) 品質向上支援	10) 条件改善促進支援																												
11) 高収益作物導入支援																													

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名												
							○負担区分 <table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th>国</th><th>県</th></tr><tr><td>県営農業基盤整備促進事業</td><td>定率助成</td><td>(55) 50%</td><td>(45) 50%</td></tr></table> ※（ ）は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ○施行地区 7地区（継続4、新規3） ・継続地区名 海津中部（海津市）、若松（揖斐川町）、高田北部（養老町）、才オノ西部（大野町） ・新規地区名 静里西部（大垣市）、本阿弥新田（海津市）、牧中部（安八町）	事業名	区分	国	県	県営農業基盤整備促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%					
事業名	区分	国	県																	
県営農業基盤整備促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%																	
県単経営体育成基盤整備事業費		362,307	県	R1～	一財 その他	—	将来に渡り安全・安心な食料を確保するためには、優良な農地を維持・活用していくことが重要であり、生産効率の向上を図るとともに、担い手への農地の利用集積を促進するため農地の大区画化等の基盤整備を実施。 ○負担区分 <合併型> <table><tr><th>県</th><th>市町村</th><th>地元</th></tr><tr><td>90%</td><td>10%</td><td>0%</td></tr></table> <促進型> <table><tr><th>県</th><th>市町村</th><th>地元</th></tr><tr><td>(82.5) 77.5%</td><td>事業採択済の県営経営体育成基盤整備事業と同率</td><td></td></tr></table> ※（ ）は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ○基準 <合併型> ・農地中間管理機構関連農地整備事業と一体性があること ・団地の連担化する農地面積が 0.3ha(中山間地域等は 0.2ha)以上あること ・施行申請日において 4 年間以上の農地中間管理権が設定されていること	県	市町村	地元	90%	10%	0%	県	市町村	地元	(82.5) 77.5%	事業採択済の県営経営体育成基盤整備事業と同率		ほ場整備係
県	市町村	地元																		
90%	10%	0%																		
県	市町村	地元																		
(82.5) 77.5%	事業採択済の県営経営体育成基盤整備事業と同率																			

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名		
							<促進型> ・県営経営体育成基盤整備事業と施行区間を分けて整備すること ○施行地区 9 地区 (継続 1、新規 8) <合併型> ・継続地区名 中野方町 (恵那市) <促進型> ・新規地区 8 地区			
土地改良事業調査設計事業補助金		4, 235	市町村 土地改 良区	R8	一財	1/2	県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査、測量及び試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費に補助。 ○調査設計 1 地区 (新規 1)	ほ場整備係		
農業農村整備調査事業費		6, 600	県	R8	一財	—	農業農村整備事業の効用および利用状況の検証を実施。 ○負担区分 <table><tr><td>県</td></tr><tr><td>100%</td></tr></table> ○施行地区 1 地区	県	100%	ほ場整備係
県										
100%										

<総合整備係>

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
県営中山間地域総合整備事業費 [国事業名] <交付金> 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業		1, 545, 000 (849, 750)	県	H29 ～ R12	国庫 一財 その他	—	自然的、経済的、社会的等条件が不利な中山間地域において、地域の立地条 件を生かした農業と活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤と農村 生活環境等の整備を一体的に実施。 ○事業内容 (1) 及び (2) の工種を組み合わせたメニュー方式で、地域の実情に応 じた整備を総合的に実施	総合整備 係

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
事業名 (中山間地域総合整備型) ＜補助金＞ 中山間地域農業農村総合整備事業 (中山間地域総合整備事業) 農業水利施設長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)							(1) ＜交付金・補助金共通＞農業生産基盤整備事業 (工種) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、 ⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全、⑨土地 基盤の再編・整序化 (⑨は補助金のみ) (2) ＜交付金＞農村生活環境整備事業 集落内の農村生活環境を整備し、地域の活性化を図る (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、 ④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、 ⑦地域農業活動拠点施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設基 盤整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施設 等整備、⑬地域資源利活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境整 備、⑯歴史的土地区改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合、 ⑲集落土地基盤整備 ＜補助金＞農村振興環境整備事業 集落内の農村振興環境を整備し、地域の活性化を図る (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落防災安全施 設整備、④用地整備、⑤生産・販売・交流・農泊等施設整備、⑥情報 基盤施設整備、⑦農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備、⑧農 村資源利活用推進施設整備、⑨交換分合 (3) ＜交付金＞特認事業 地方農政局長等が特に必要と認める事業 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td><td>地 元</td></tr><tr><td>55%</td><td>30%</td><td>15%</td></tr></table> ○事業要件 ・原則として、過疎地域、山村振興、特定農山村地域又は指定棚田地域の指 定を受けている市町村で地形等の条件が不利な地域であること ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること (生産基盤 型を除く)	国	県	地 元	55%	30%	15%	
国	県	地 元												
55%	30%	15%												

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
							・農業振興地域であること ・次に定める要件を満たす地域であること（補助金のみ） (1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域 (2) 地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域 <一般型、広域連携型> ・農業生産基盤整備事業 2 工種以上かつ農村生活環境整備事業（補助金は農村振興環境整備事業）を 1 工種以上実施すること ・受益面積（農業生産基盤整備事業の受益面積（重複除く）の合計）農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が50%以上、かつ、主傾斜が概ね1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね60ha以上 ※ただし、農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が75%以上、かつ、主傾斜が概ね1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね20ha以上 <生産基盤型> ・農業生産基盤整備事業のみを実施するもの（補助金にあつては 2 工種以上） ・受益面積が概ね20ha以上 (ただし、ほ場整備事業の受益面積が概ね10ha以上) <生活環境型>（交付金のみ） ・農村生活環境整備等のみを実施するもの ・農業生産基盤が概ね了している地域であること ・農村生活環境整備事業及び特認事業のうち 2 工種以上を実施すること ○施行地区 28地区（継続27、新規 1） ・継続地区名 関ヶ原（関ヶ原町）、白鳥北部（郡上市）、岩村・山岡（恵那市）、郡上八幡（郡上市）、みなみ（郡上市）、北古城（飛騨市）、やさか（中津川市）、高山南（高山市）、清見荘川（高山市）、揖斐川東部（揖斐川町）、関北東部（関市）、白鳥南東部（郡上市）、益田南部（下呂市）、郡上東（郡上市）、白鳥南部（郡上市）、緑と清流の里七宗（七宗町）、三郷・東野（恵那市）、古川（飛騨市）、西濃上石津（大垣市）、美濃	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
県営農村振興総合整備事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型) ＜補助金＞ 農業水利施設長寿命化・防災減 災事業（長寿命化対策）		162,500 (81,250)	県	R3 ～ R12	国庫 一財 その他	—	関（関市・美濃市）、大和（郡上市）、たかす（郡上市）、つちのこの 里（東白川村）、南飛騨北部（下呂市）、揖斐川北西部（揖斐川町）、 益田北部（下呂市）、結の里（白川村） ・新規地区名 美濃白川（白川町） 混住化が進む都市近郊の農村地域の総合的な振興を図るため、地域の農業の 健全な発展を図るとともに、住みよい農村となるよう、地域のニーズに応じた 農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に実施。 ○事業内容 （１）及び（２）の工種を組み合わせたメニュー方式で、農村振興基本計 画に基づき地域のニーズに応じた整備を総合的に実施 （１）農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る （工種） ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、 ⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全 （２）農村生活環境整備事業 集落内の農村生活環境を整備し、地域の活性化を図る （工種） ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整 備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、 ⑦地域農業活動拠点施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設基 盤整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施設 等整備、⑬地域資源利活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境整 備、⑯歴史的土改改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合、 ⑲集落土地基盤整備 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td><td>地 元</td></tr><tr><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr></table> ○事業要件 ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること	国	県	地 元	50%	25%	25%	総合整備 係
国	県	地 元												
50%	25%	25%												

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名									
							・農業振興地域であること ・総事業費が2億円以上であること ・農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業からそれぞれ1工種以上を実施すること ・受益面積（農業生産基盤整備事業） ほ場整備 20ha以上 農業用排水施設整備 60ha以上 農道整備 50ha以上 農用地開発 40ha以上 等（3工種目以降は10ha以上） ○施行地区 3地区（継続2、新規1） ・継続地区名 大野3期（大野町）、おおがき（大垣市） ・新規地区名 いけだ（池田町）										
農業集落排水維持適正化事業費 【国事業名】 ＜交付金＞ 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業 ＜補助金＞ 農村整備事業 農業集落排水施設整備事業		6,000 (6,000)	市町村	R8	国庫	—	処理機能の低下している農業集落排水施設について、各種調査を行い、原因の究明及び適切な対処方法の検討及び計画の策定を実施するほか、農業集落排水汚泥の農地還元に必要な調査・調整、技術的検討等を実施し、国内資源である汚泥の利用拡大の推進、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の低減を図る。 ○負担区分 <table><tr><th>区分</th><th>国</th><th>地元</th></tr><tr><td>調査及び事業計画の策定</td><td>50%</td><td>50%</td></tr><tr><td>農業集落排水汚泥農地還元推進事業</td><td>定額</td><td>—</td></tr></table> ○施行地区 2地区（新規2） 【調査、計画策定】 ・新規地区名 北野・春近（本巣市）、千疋（関市） ・事業費 12,000千円	区分	国	地元	調査及び事業計画の策定	50%	50%	農業集落排水汚泥農地還元推進事業	定額	—	総合整備係
区分	国	地元															
調査及び事業計画の策定	50%	50%															
農業集落排水汚泥農地還元推進事業	定額	—															

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
団体営農業集落排水事業費補助金 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業		217,000 (217,000)	市町村	R5 ～ R12	国庫	1/2	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を促進。 ○基準 ・整備対象地域は、農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）内の農業集落で、当該市町村の農業集落排水整備計画に即していること ・受益戸数はおおむね20戸以上（ただし末端受益は2戸以上） ・処理対象人口は、おおむね1,000人程度に相当する規模以下。 ・対象とする汚水には重金属等の有害物質を含む恐れがある工場排水等は含めない ・「資源循環促進計画」が作成されていること ・改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該政策に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする ① 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること ② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること ○施行地区 10地区（継続6、新規4） ・継続地区名 高山（高山市）、北平・坊方（高山市）、大桑（山県市）、真正（本巢市）、明宝中央（郡上市）、門野・下小田子（恵那市） ・新規地区名 弾正西2（本巢市）、桜尾（山県市）、志津（海津市）、東部（郡上市） ・事業費 434,000千円	総合整備係
低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金		2,000 (2,000)	市町村	R8	国庫	定額	農業集落排水施設の有効活用、長寿命化を図るために、市町村が管理する施設の機能診断を実施し、その結果に基づき最適な更新時期等を定めた構想計画（最適整備構想）を策定。 ・機能診断：上限200万円/1処理区 ・最適整備構想	総合整備係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業							(処理区数×100万円+200万円) / 1 構想 上限800万円 ○施行地区 1 地区 (新規 1) 【機能診断】 ・新規地区名 揖斐川右岸 (揖斐川町)	
中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金		41, 168	市町村 等	R8	一財	10/10	中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額(事業費の3.5～5%)を集積率に応じて交付。	総合整備 係
用排水路・河川落差解消支援事業費補助金		4, 000	市町村 等	R8	その他	10/10	河川と水田をつなぐ農業用排水路の多くは、多様な生物が生息し、自然豊かな環境となっているが、水路等に生じている落差により、魚類等の面的生息環境を分断している箇所もある。水路等に生じている落差を解消することは、魚類の絶滅リスクの軽減や生息個体数の増加といった効果が期待できることから、清流を支える森・川・海のつながりを保全し、生物の多様性を守るため、河川と水田等を往来する魚類等の生息環境を改善する取組について支援を実施。 ○基準 ・整備する施設を含む路線全体の全面改修でないこと ・事前に実施する魚類生息調査等により、周辺に魚類等の生息が確認でき、事業を実施することで生息域の拡大が期待できる路線であること ・事業の実施にあたり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること ・事業完了後の施設の維持管理の継続が確実に実施されること ・1 施設当たり5, 000千円を上限とする ○施行地区 1 地区 (継続 1) ・揖斐 (大野町)	総合整備 係
農業農村整備事業費補助金		426, 165	市町村 等	R8	一財 その他	別表	農業用施設等において、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、快適なふるさとづくり事業、農地防災対策事業の5項目を対象に実施。また、本事業、又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象として、突発的に発生した施設破損等に対する緊急補修、及びこれに関連する予防保全対策も実施。 1 地区の事業費は、1, 000千円 (設計事業費) 以上とする。ただし、かんが	総合整備 係

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																							
							い排水事業の干魃(ばつ)応急対策のうち機械購入費及び圃場整備事業の水田法面管理支援、農地防災対策事業の機械等の購入や設置等にあつては、500千円以上、機械購入費を除く干魃応急対策にあつては、1事業地区当たりの事業費が10万円以上、かつ、1市町村当たりの負担金額(市町村が事業実施主体へ補助する場合は、補助金額)が100千円以上とする。 1 かんがい排水事業 農業経営基盤の確立と合理化を図るため、国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の受益地を対象として、土地改良事業を推進。また、異常気象による農作物の被害を防止し、農業用水の確保を図るため、干ばつ応急対策を実施。 ○補助率(別表) <table><thead><tr><th>工 種</th><th>県</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械揚水(干ばつ応急対策を除く) 用水確保緊急対策(機械揚水、機械器具貸借)</td><td>50%</td></tr><tr><td>かんがい排水</td><td>40%(45%)</td></tr><tr><td>ため池</td><td>40%(45%)</td></tr><tr><td>暗渠排水</td><td>30%</td></tr><tr><td>客土</td><td>30%</td></tr><tr><td>安全施設</td><td>30%</td></tr><tr><td>農地保全対策・田んぼダム</td><td>50%</td></tr><tr><td rowspan="3">干ばつ応急対策</td><td>機械揚水</td><td>50%</td></tr><tr><td>機械器具</td><td>50%</td></tr><tr><td>仮設工事</td><td>40%</td></tr></tbody></table> ()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯、指定棚田地域で行うもの ○基準 受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則(土壌流亡対策、干ばつ応急対策は1ha以上とする)又は基幹水利施設ストックマネジメント事業の機能診断を受けた基幹水利施設で、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した、軽微な緊急補修工事等であり、かつ	工 種	県	機械揚水(干ばつ応急対策を除く) 用水確保緊急対策(機械揚水、機械器具貸借)	50%	かんがい排水	40%(45%)	ため池	40%(45%)	暗渠排水	30%	客土	30%	安全施設	30%	農地保全対策・田んぼダム	50%	干ばつ応急対策	機械揚水	50%	機械器具	50%	仮設工事	40%	
工 種	県																														
機械揚水(干ばつ応急対策を除く) 用水確保緊急対策(機械揚水、機械器具貸借)	50%																														
かんがい排水	40%(45%)																														
ため池	40%(45%)																														
暗渠排水	30%																														
客土	30%																														
安全施設	30%																														
農地保全対策・田んぼダム	50%																														
干ばつ応急対策	機械揚水	50%																													
	機械器具	50%																													
	仮設工事	40%																													

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名				
							農林事務所長が必要と認める地区及び内容とする ・農地保全対策は、農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、廃止を対象とする ・干ばつ応急対策は、連続干天地域または用水源の流域が連続干天地域のいずれかに該当する場合 ・田んぼダムは、水田の排水口に流出量調整板を設置し水田に降った雨をゆっくり排水する機能を持たせるために必要な、畦畔の更新や排水口の整備等を対象とする ・干ばつ応急対策のうち機械器具賃借及び仮設工事にあつては、土地改良区、土地改良組合、水利組合、土地改良区連合が行う事業について、市町村が事業費の一部を補助する場合に限る 2 ほ場整備事業 中山間地を中心として、国庫補助事業の採択基準に該当しない小団地の圃場整備を実施し、農作業の機械化等により経営の合理化を図る。 ○補助率（別表） <table><tr><th>工 種</th><th>県</th></tr><tr><td>ほ場整備</td><td>30% (35%)</td></tr></table> （ ）内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯、指定棚田地域で行うもの ○基準 ・受益面積 1 ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1 ha以上10ha未満を原則 ・水田法面管理支援は、水田法面管理作業を軽減するために、カバープラント導入に要する経費を助成し、事業費は500千円以上/事業主体とする対象地域は、特殊地域内又は農林統計上の中間地域内（農林統計に用いる農業地域類型区分のうち、中間農業地域又は山間農業地域をいう）のいずれかの農地とする 3 農道整備事業 農作業用機械の運行と農産物の荷傷み防止並びに維持管理費の軽減により農業経営の改善と合理化を図るため、国庫補助事業に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を実施。	工 種	県	ほ場整備	30% (35%)	
工 種	県											
ほ場整備	30% (35%)											

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名										
							○補助率（別表）<table><tr><th>工 種</th><th>県</th></tr><tr><td>農道整備</td><td>40% (45%)</td></tr></table> （ ）内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯、指定棚田地域で行うもの ○基準 ・受益面積 1 ha 以上 20ha 未満。ただし、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1 ha 以上 10ha 未満を原則。なお、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯、指定棚田地域においては受益戸数 2 戸以上、受益面積 10ha 未満を原則とする ・道路は全幅員 2. 0m 以上、延長 200m 以上を原則。ただし、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯、指定棚田地域においては、全幅員 2. 0m 以上、延長 100m 以上を原則とする。農道橋は永久構造で有効幅員 2. 0m 以上。また、農道舗装は既存の舗装道路に接続していること 4 快適なふるさとづくり事業 農村の健全な発展を図るため、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備された土地改良施設について、景観・親水・地域の利用等に配慮した整備を行い、美しい県土づくりに寄与するとともに、集落内の用排水路の整備を行って、快適でうるおいのある農村環境の創造を促進。 ○補助率（別表）<table><tr><th>工 種</th><th>県</th></tr><tr><td>修景施設等整備</td><td></td></tr><tr><td>集落用排水路整備</td><td>1/3</td></tr></table> ○基準 ・原則として農業振興地域内 ・修景施設等整備は、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備される土地改良施設に附帯するものであること ・集落用排水路は、集落内の生活用水路及び雨水・生活雑排水の排水路、並びにこれと関連する附帯施設の整備	工 種	県	農道整備	40% (45%)	工 種	県	修景施設等整備		集落用排水路整備	1/3	
工 種	県																	
農道整備	40% (45%)																	
工 種	県																	
修景施設等整備																		
集落用排水路整備	1/3																	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名								
団体営土地改良事業費補助金 〔国事業名〕 農地中間管理機構関連農地整備事業 農業競争力強化農地整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共) 長寿命化対策	新	266,327 (266,327)	市町村等	R8～	国庫	別表	5 農地防災対策事業 県土の強靱化を図るためには、土地改良施設を善良な管理者の注意をもつて適正な管理を行っていく必要がある。本事業では適切な危機管理を行うために必要な機材等の購入や設置。小規模なため池の貯水機能を無くすための埋立等を行い、関連施設の保全や地域の減災を図る。	総合整備係								
							○補助率 (別表) <table><tr><th colspan="2">工 種</th><th>県</th></tr><tr><td>農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工</td><td></td><td>50%</td></tr><tr><td>応急工事</td><td></td><td>定率</td></tr></table> ○基準 - 機材等の設置等は、農業用排水機は県内の73建屋、農村生活環境施設は農林水産省又は県の補助事業により整備され、現在、避難所として指定がされている施設を対象とする - 機材等の設置等は、安全を確保するために必要なもののみを対象とし、事業費は500千円以上とする - 埋戻し等を行うため池は、農業用ため池台帳に記載がない官有地内にある農業に利用されていたため池（かつて受益戸数2以上）において、豪雨等により決壊した場合に、下流の公共施設や民家、事業所に影響がある池を対象とし、頭首工は廃止する場合のみを対象とし、応急工事は災害査定において欠格となった一定のものを対象とし、事業費はおおむね1,000千円以上とする。 - 事業費は8,000千円未満とする		工 種		県	農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工		50%	応急工事	
工 種		県														
農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工		50%														
応急工事		定率														
							農業生産活動の基盤となる小規模な農業水利施設において、施設の機能を安定的に発揮させるための長寿命化対策、ほ場整備事業の実施に必要な事業計画書作成等を支援。 ＜調査事業型＞ ほ場整備事業実施に必要な事業計画策定、換地基準策定等 ○補助率 (別表) <table><tr><th>負担区分</th><th>国</th><th>県</th><th>地 元</th></tr><tr><td>調査事業型</td><td>50%～62.5%</td><td>-</td><td>50%～37.5%</td></tr></table> ※国補助率は、国要綱要領による。	負担区分	国	県	地 元	調査事業型	50%～62.5%	-	50%～37.5%	
負担区分	国	県	地 元													
調査事業型	50%～62.5%	-	50%～37.5%													

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名								
							○基準 ほ場整備事業の実施が確実と見込まれる地区、工期２年以内 ＜かんがい排水事業型＞ 機能保全計画等に基づく農業水利施設の補修整備（単純更新含む）、管理 省力化型施設整備 ○補助率（別表） <table><tr><th>負担区分</th><th>国</th><th>県</th><th>地 元</th></tr><tr><td>かんがい排水事業型</td><td>50%、55%</td><td>－</td><td>50%、45%</td></tr></table> ※国補助率は、国要綱要領による。 ○基準 受益面積 1 ha以上、事業費200万円以上、工期４年以内	負担区分	国	県	地 元	かんがい排水事業型	50%、55%	－	50%、45%	
負担区分	国	県	地 元													
かんがい排水事業型	50%、55%	－	50%、45%													

＜農地防災対策室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
県営湛水防除事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 Ⅰ 調査計画事業 Ⅱ 整備事業 1 用排水施設等整備 (3) 用排水施設等整備事業 1) 湛水防除事業 3) 用排水施設整備事業 (5) 地域防災機能増進事業 1) 土地改良施設豪雨対策事業 2) 土地改良施設耐震対策事業		379,000 (196,400)	県	H24 ～ R16	国庫 一財 その他	—	低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施。 ○負担区分	農地防災係
	大区模 (特大規模)	55%	35%	10%				
	小 規 模	50%	35%	15%				
	中山間地域	55%	35%	10%				
	調査計画事業	定額	—	—				
	※中山間地域とは「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のいずれかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。							

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																
農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村基盤整備事業 (ウ)農地防災 1.農地防災事業 Ⅲ.湛水防除事業 Ⅸ.土地改良施設耐震対策事業 Ⅹ.土地改良施設豪雨対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 1長寿命化対策 (1)長寿命化対策 ア水利施設整備 2防災減災対策 (1)自然災害等対策 イ湛水防除 エ農業用排水施設整備 サ機能保全計画策定等							「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、国交付要綱による。 ※調査計画事業は令和12年度まで定額 ○基準（農業用排水機場改修） (農村地域防災減災事業の場合) ・受益面積が、おおむね大規模400ha、小規模30ha以上であること ・事業費が 大規模500,000千円、小規模50,000千円以上であること ・農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のこと ・受益面積の50%以上が農用地であること 等 (農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合) ・長寿命化・防災減災計画を策定していること ・地区当たりの事業費が50,000千円以上であること ・地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること ・地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること ・受益面積が、30ha以上であること。 ○施行地区 5地区（継続5、新規0） 鵜森三郷（大垣市）、古宮（大垣市）、五三大野（養老町）、大垣東北部（第2）（大垣市）、安八南部2期（安八町）																	
県営特定農業用管水路等特別対策事業費 〔国事業名〕 農村地域防災減災事業 Ⅰ調査計画事業 Ⅱ整備事業 1用排水施設等整備 (7)特定農業用管水路等特別対策事業 農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村基盤整備事業 (ウ)農地防災		250,000 (132,500)	県	R2 ～ R12	国庫 一財 その他	—	農業者や周辺住民に対する石綿障害予防のため、石綿吹付けされた農業用排水機場の建屋や石綿製の農業用管水路を緊急的に改修。 ○負担区分（調査事業を除く） <table><tr><th>区分</th><th>国</th><th>県</th><th>地元</th></tr><tr><td>一般地域</td><td>50%</td><td>35%</td><td>15%</td></tr><tr><td>中山間地域</td><td>55%</td><td>35%</td><td>10%</td></tr><tr><td>調査計画事業</td><td>定額</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※中山間地域とは「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のいずれかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、国交付要綱による。 ※調査計画事業は令和12年度まで定額	区分	国	県	地元	一般地域	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	調査計画事業	定額	—	—	農地防災係
区分	国	県	地元																					
一般地域	50%	35%	15%																					
中山間地域	55%	35%	10%																					
調査計画事業	定額	—	—																					

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
1. 農地防災事業 V. 農村地域環境保全整備事業 (2) 特定農業用排水路等特別対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 1 長寿命化対策 (1) 長寿命化対策 ア水利施設整備 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 カ特定農業用排水路等特別対策 コ機能保全計画策定等							○基準 ・石綿等が使用されている農業用排水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 ・上記水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ・石綿等が使用されている土地改良施設（農業用排水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 ※農業用排水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用排水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用排水路の延長が50%以上のものが受益面積20ha以上 ○施行地区 5 地区（継続5、新規0） 坂祝東部（坂祝町）、時北部（大垣市）、木曽川右岸用水東部（美濃加茂市）、蛇池南部（海津市）、坂祝西部（坂祝町）							
地すべり防止施設管理事業費		5,280	県	R8	一財	—	農政部が所管する3箇所の地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査等を実施。 ○施行地区、3 地区（継続3） 千田野（郡上市）、御坊主（郡上市）、阿木（中津川市）	農地防災係						
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金		120,000	県土連	R8	一財	60% 70% (支援対象向け)	土地改良区等が管理する土地改良施設の機能低下防止、機能回復等のため、国と県及び土地改良区等が拠出した資金により、定期的に行う必要があるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修の拡充強化を実施。 1 整備補修事業等 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td><td>市町村等</td></tr><tr><td>30%</td><td>30%</td><td>30%(+10%)</td></tr></table> ・資金造成額は事業費の90%とし、残り10%は事業実施時に地元（土地改良区等）が負担する ・適正化事業に加入し、整備補修を行うために必要な経費を5年間均等に拠出し、拠出期間5年の間の間の定められた年度に事業を実施する	国	県	市町村等	30%	30%	30%(+10%)	農地防災係
国	県	市町村等												
30%	30%	30%(+10%)												

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名						
							○基準 - 岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の整備補修であって、土地改良区等拠出金の対象となっているもの - 整備補修の対象とする施設は、団体営規模以上の事業により造成されたものであること 1地区当たりの事業費が2,000千円以上であること - 整備補修はおおむね5年単位で行われるものとし、毎年経常的に行うものは除く ○施行地区 27地区 2 防災減災機能等強化事業 - 農村地域の防災・減災対策や施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化のための施設整備（排水機場や防災重点農業用ため池等の整備、高効率モーターへの更新、遠隔制御機器の導入等）を実施 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td><td>市町村等</td></tr><tr><td>50%</td><td>20%</td><td>30%</td></tr></table> - 原則として加入した年度に工事実施し、5年間均等に拠出する。 ○基準 - 岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の施設整備であって、土地改良区等拠出金の対象となっているもの 1地区当たりの事業費が1,000千円以上であること ○施行地区 5地区	国	県	市町村等	50%	20%	30%	
国	県	市町村等												
50%	20%	30%												
団体営農地等災害復旧事業費 (事務費を除く)		491,000 (491,000)	市町村等	R8	国庫	別表	被災した農地、農業用施設の復旧事業を実施。 ○基本補助率 (別表) <table><tr><td>区分</td><td>国</td></tr><tr><td>農地</td><td>50%</td></tr><tr><td>農業用施設</td><td>65%</td></tr></table> ○基準 農地、農業用施設で暴風、洪水、大雨（最大24時間雨量80mm以上）地震その他	区分	国	農地	50%	農業用施設	65%	農地防災係
区分	国													
農地	50%													
農業用施設	65%													

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名				
							の他異常な天然現象により生じた災害の復旧工事が1ヶ所400千円以上の地区					
土地改良施設PCB廃棄物処理 促進対策事業費補助金 〔国事業名〕 土地改良施設PCB廃棄物処理 促進対策事業		86,619 (86,619)	市町村等	R8	国庫	50%	土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止。 PCB廃棄物は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、令和9年3月までの処理が義務付け（H24.12.12付けで従前のH28.7から期間が延長された）られているが、排水機場等の土地改良施設にもPCBを含む高圧トランスやコンデンサ等が保管されているため、本事業を活用し処理施設への運搬及びPCB含有塗膜調査等を支援。 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>市町村等</td></tr><tr><td>50%</td><td>50%</td></tr></table> ○実施団体 7団体	国	市町村等	50%	50%	農地防災係
国	市町村等											
50%	50%											
農業水利施設管理強化事業費補助金		10,000	県土連	R8	一財	50%	<管理保全型> 土地改良区等が管理する農業用排水機場・頭首工の予防保全のための定期的な点検管理、施設の操作、また、管理保全点検にあたっての専門的指導に係る経費の一部を補助。 <予防保全型> 機能保全計画を既に策定済みの施設について、日常点検データの蓄積や経年劣化の程度判定による保全計画の時点修正・見直しを行うための経費の一部を補助。 ○負担区分 <table><tr><td>県</td><td>市町村等</td></tr><tr><td>50%</td><td>50%</td></tr></table>	県	市町村等	50%	50%	農地防災係
県	市町村等											
50%	50%											
排水機維持管理事業費補助金		61,000	県土連	R8	一財	定額 (支援 対象向け)	農業用排水機は公共性が高くなり、その重要性も増大しつつあることから、管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で経費（電気料金、燃料費等）の一部を補助。	農地防災係				

事業名	新規拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施主体	事業期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名									
							○負担区分 <table><tr><td>県</td><td>市町村等</td></tr><tr><td>定額</td><td>—</td></tr></table> ○基準 農業用排水機（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限り）で口径200mm以上、原動機10馬力以上	県	市町村等	定額	—						
県	市町村等																
定額	—																
農業用施設緊急改修事業費		16,500	県	R8	一財	—	土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、被災した施設の緊急的な整備、被災の恐れがある地域等の調査を実施。 ○負担区分 <table><tr><td>県</td><td></td></tr><tr><td>100%</td><td></td></tr></table> ○基準 ・整備事業については早急に修復を行う必要があり、かつ事業内容が効果的な防災・減災対策に資すること。また総事業費が20,000千円以上であること ・その他知事が防災上特に緊急を要すると認めるもの ○施行地区 2地区	県		100%		農地防災係					
県																	
100%																	
田んぼダム利活用促進事業 〔国事業名〕 農地耕作条件改善事業		14,118 (14,118)	市町村、土地改良区	R7～	国庫	定額	田んぼダムに必要な「畦畔の更新」や「排水口の整備」にかかる経費を補助 ○助成単価 <table><tr><td>事業内容</td><td>通常の助成単価</td><td>集約化加算単価</td></tr><tr><td>畦畔の更新</td><td>16.0万円/100m 【11.0万円/100m】</td><td>19.0万円/100m 【13.0万円/100m】</td></tr><tr><td>排水口の整備</td><td>5.0万円/箇所 【3.5万円/箇所】</td><td>6.0万円/箇所 【4.0万円/箇所】</td></tr></table> ・集約化加算単価は、中心経営体に集約した農地の場合の単価。（集約とは、同一の中心経営体の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているもの。）	事業内容	通常の助成単価	集約化加算単価	畦畔の更新	16.0万円/100m 【11.0万円/100m】	19.0万円/100m 【13.0万円/100m】	排水口の整備	5.0万円/箇所 【3.5万円/箇所】	6.0万円/箇所 【4.0万円/箇所】	農地防災係
事業内容	通常の助成単価	集約化加算単価															
畦畔の更新	16.0万円/100m 【11.0万円/100m】	19.0万円/100m 【13.0万円/100m】															
排水口の整備	5.0万円/箇所 【3.5万円/箇所】	6.0万円/箇所 【4.0万円/箇所】															

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																																																		
県営ため池等整備事業費 〔国事業名〕 農村地域防災減災事業 Ⅰ 調査計画事業 Ⅱ 整備事業 1 用排水施設等整備 (2) ため池整備事業 (3) 用排水施設等整備事業 3) 用排水施設整備事業 (6) 農業用河川工作物等応急対策事業 1) 農業用河川工作物応急対策事業 (11) 防災重点農業用ため池		782,375 (443,481)	県	R2 ～ R11	国庫 一財 その他	—	・施工の全部を農業者の自力施工により実施する場合には【 】内に定める単価とする。 ・購入土が必要な場合は3.0万円/100m、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ加算するものとする。 ○基準 ・農振農用地のうち地域計画を策定した区域であるとともに、流域治水プロジェクトが策定・改定される水系、治水協定が締結される水系、地方公共団体が策定もしくは締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられる地域のいずれかに指定もしくは指定される見込みの地域であること ・事業費が200万円以上であること ・事業の受益者数が、農業者2者以上であること ・水田貯留機能向上計画、農地耕作条件改善計画を作成していること ・農業者の自力施工が活用されること ○施行地区 2地区（継続1、新規1） ・継続地区名 谷汲岐礼（揖斐川町） ・新規地区 寺内（大野町）	ため池防 災係																																																		
	農業用ため池の地震・豪雨対策などを実施。 ○負担区分																																																									
<table><tr><th>区</th><th>分</th><th>国</th><th>県</th><th>地</th><th>元</th></tr><tr><td rowspan="2">大規模</td><td></td><td>55%</td><td>25%</td><td>20%</td><td></td></tr><tr><td>小規模</td><td>50%</td><td>25%</td><td>25%</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">中山間地域等</td><td></td><td>55%</td><td>30%</td><td>15%</td><td></td></tr><tr><td>大規模</td><td>55%</td><td>35%</td><td>10%</td><td></td></tr><tr><td>小規模</td><td>50%</td><td>35%</td><td>15%</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">地震・豪雨対策</td><td>中山間地域等※1</td><td>55%</td><td>35%</td><td>10%</td><td></td></tr><tr><td>大規模</td><td>55%</td><td>40%</td><td>5%</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">〃（堤高15m以上）</td><td>小規模</td><td>50%</td><td>40%</td><td>10%</td><td></td></tr></table>									区	分	国	県	地	元	大規模		55%	25%	20%		小規模	50%	25%	25%		中山間地域等		55%	30%	15%		大規模	55%	35%	10%		小規模	50%	35%	15%		地震・豪雨対策	中山間地域等※1	55%	35%	10%		大規模	55%	40%	5%		〃（堤高15m以上）	小規模	50%	40%	10%	
区	分	国	県	地	元																																																					
大規模		55%	25%	20%																																																						
	小規模	50%	25%	25%																																																						
中山間地域等		55%	30%	15%																																																						
	大規模	55%	35%	10%																																																						
	小規模	50%	35%	15%																																																						
地震・豪雨対策	中山間地域等※1	55%	35%	10%																																																						
	大規模	55%	40%	5%																																																						
〃（堤高15m以上）	小規模	50%	40%	10%																																																						

事業名	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
緊急整備事業 2 災害管理施設等 (1) 農業用施設等災害管理 対策事業 III 体制整備事業 1 ため池緊急防災体制整備促進 進事業 農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村基盤整備事業 (ウ)農地防災 1. 農地防災事業 II. ため池等整備事業 VII. 地域ため池総合整備 事業 VIII. 農業用河川工作物応急 対策等事業 IX. 土地改良施設耐震対策 事業 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 アため池整備 オ土砂崩壊防止 キ農業用河川工作物応急 対策 (2) 危機管理対策 ア危機管理システム等整備 (3) ため池防災環境整備 ア緊急的な防災対策 イ地域防災上のリスク除去						中山間地域等※ ¹ 55% 長寿命化対策 大規模 50% 中山間地域等※ ¹ 55% 廃止事業 定額 調査計画事業 定額 監視・管理体制の強化 (受益面積 2 ha以上) 定額 ※中山間地域とは、「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合 過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のい ずれかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、 国交付要綱による。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」で実施する場合は、 上記のいずれかの地域、又は急傾斜畑地帯に該当する地域において行 うもの。 ※調査計画事業は令和 1 2 年度まで定額 ※廃止事業は定額で、上限額は堤高 5 m未満 10,000 千円、堤高 5 m以上10m 未満 20,000 千円、堤高10m以上30,000 千円 (ただし、特に必要と認める場合、および廃止事業とあわせて下流水路を 整備する場合は、延長に応じて上限額の引き上げが可能) ※監視・管理体制の強化は、雨量計や水位計等の観測機器の設置等を実施 ○地震対策 地震対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満 たす場合について適用する。 ①下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池 ②事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公 共団体）の費用をもって充当すること ③地震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足 していることが明らかなたため池において、危機管理施設及び付帯施設の 改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
							○豪雨対策 豪雨対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用する。 ①下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池 ②事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること ③豪雨対策は、豪雨調査等の結果により堤体の余裕高不足や洪水吐の断面不足等が明らかならため池において、危機管理施設及び浚渫、廃止を除く改修を行う地区とする ○長寿命化対策 長寿命化対策とは、施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（以下「施設長寿命化計画等」という。）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な改修を行う地区にあって、次の要件を全て満たす場合に適用すること 1) 施設長寿命化計画等を作成していること 2) 受益面積が100ha以上や洪水調整容量を持つ農業用ため池 ○大規模 大規模とは、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」（以下「運用」という）第2の1及び2及び3のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより大規模となるものについて適用する。 ○小規模 小規模とは、運用第2の1及び2及び3のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより小規模となるもの、及び、規模の定めのないものについて適用する。 ○施行地区 45地区（継続42、新規3） ・継続地区名 【整備、廃止事業】 岐阜圏域：泳池、奥池、新池（岩田）、広岡池・新池（岩滝） 西濃圏域：北整理、平尾2号ため池、湯谷池 中濃圏域：下菰田、池ヶ洞、宮ヶ洞、西坂、畑ヶ谷、上野池、板橋、	

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名
団営ため池等防災力強化事業 費補助金 [国事業名] 農村地域防災減災事業 Ⅰ 調査計画事業 Ⅱ 整備事業 Ⅲ 緊急対策事業 Ⅳ 実施計画策定 Ⅴ ため池緊急防災対策情報整備 Ⅵ ハード整備の着手促進 Ⅶ 緊急的な防災対策 農業水路等長寿命化・防災減災事業 Ⅰ 防災減災対策 Ⅱ ため池防災環境整備 Ⅲ 緊急的な防災対策 Ⅳ 地域防災上のリスク除去		99,604 (99,604) ※単位：千円	市町村等	R5 ～ R10	国庫	定額 50% 71% 76% (支援 対象向 け)	野々谷、松野防ため池、新谷池、宮底、杵ヶ洞池、西ノ股池、東洞池、三ツ池中池、新池、切塞下池、大替戸池、此の洞池、寺洞池 東濃圏域：金山ため池、大富池、岩倉大、二本木池、松本、惣平衛、小沢、奥渡大堤、原元越、足沢、会所沢、荒井第1 飛騨圏域：山田防災2期、久々野防災2期、菅沢ため池 【調査事業】 県下一円：岐阜た27期、岐阜防2期 岐阜県農業用ため池台帳に記載があり、利用されていないため池で施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与える恐れがあるもの(防災重点農業用ため池のうち受益面積2ha未満)における貯留機能をなくすために堤の撤去や埋立及び、浸水想定区域図等作成や用地調査などの高度な技術を要しないものについて、その経費の一部について補助。	ため池防災係
○負担区分 ※廃止事業は定額で、上限額は堤高5m未満 10,000千円、堤高5m以上10m未満 20,000千円、堤高10m以上30,000千円 (ただし、特に必要と認める場合、および廃止事業とあわせて下流水路を整備する場合は、延長に応じて上限額の引き上げが可能) ※浸水想定区域図等作成や緊急的な防災対策は令和12年度まで定額 <事業内容> ・ため池の廃止、浸水想定区域図等の作成 ・用地調査 防災工事等に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、相続関係の調査、用地境								

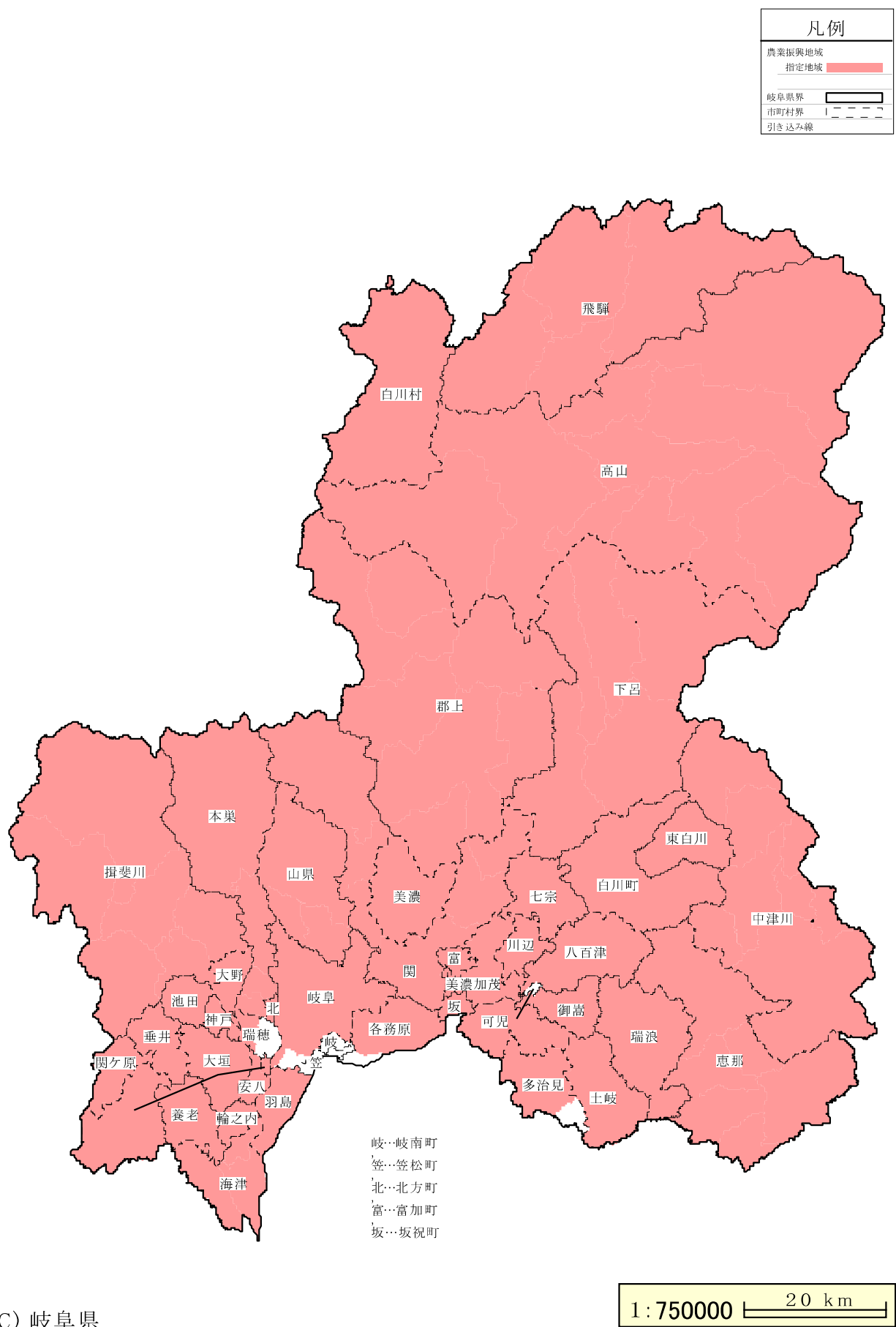
事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名																												
水利施設管理強化事業 第2 2 特別型							界測量等の実施。 ・緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置 ・流域治水対策 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池に対する取組への支援 ○施行地区 1 2 地区（新規2） ・新規地区名 岐阜圏域：知勝院第2 西濃圏域：西濃																													
県営ため池防災対策事業費		329,698	県	R7 ～ R10	一財 その他	—	施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。 ○負担区分 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>県</th><th>地 元</th></tr><tr><td>1</td><td>調査事業</td><td>100%</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">整備事業</td><td>一般地域</td><td>25%</td></tr><tr><td>中山間地域</td><td>15%</td></tr><tr><td rowspan="3">うち地震対策</td><td>防災ダム</td><td>95%</td><td>5 %</td></tr><tr><td>堤高15m以上</td><td>90%</td><td>10%</td></tr><tr><td>その他</td><td>85%</td><td>15%</td></tr><tr><td>3</td><td>促進事業</td><td colspan="2">採択済のため池等整備事業と同率</td></tr></table> ※地震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による ※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村 ○基準 調査事業：ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定、検証、避難対策等	区分		県	地 元	1	調査事業	100%	—	2	整備事業	一般地域	25%	中山間地域	15%	うち地震対策	防災ダム	95%	5 %	堤高15m以上	90%	10%	その他	85%	15%	3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率		ため池防 災係
区分		県	地 元																																	
1	調査事業	100%	—																																	
2	整備事業	一般地域	25%																																	
		中山間地域	15%																																	
うち地震対策	防災ダム	95%	5 %																																	
	堤高15m以上	90%	10%																																	
	その他	85%	15%																																	
3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率																																		

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名				
							整備事業：ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） 農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型） ため池下流水路の改良（合併型） 促進事業：実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型） ※促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする ○施行地区 14地区					
ため池防災支援事業費		6,992	市町村等	R8	一財	50%	地域防災体制の強化を図るため、ため池防災マップの作成など市町村が行う防災対策を支援。 ○負担区分 <table><tr><td>県</td><td>市町村等</td></tr><tr><td>50%</td><td>50%</td></tr></table> ○基準 - ため池防災マップ：作成にあつては次に掲げる要件のいずれかを満たすこと ① 岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること ② ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 ③ 地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池 ④ 農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 - なお、総事業費が 200 千円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合にあつては、1 地区当りの事業費が 100 千円以上、監視・管理体制の強化については、1 地区当たりの事業費が 2,000 千円以下 - ため池の耐震診断：調査にあつては、ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量 1 万㎡以上あること - ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進：岐阜	県	市町村等	50%	50%	ため池防災係
県	市町村等											
50%	50%											

事業名	新規 拡充	予算額 (うち国庫) ※単位：千円	実施 主体	事業 期間 (年度)	財源	補助率	事業の概要	係名				
							県ため池台帳に記載のため池を対象とする ・伐採、水抜き作業、軽微補修：防災重点農業用ため池において1地区1回のみ ○施行地区 6地区					
団体営ため池サポートセンター 事業費補助金 〔国事業名〕 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 3ため池の保全・避難対策 (1)ため池の保全・避難対策 イ監視・管理体制の強化 農村地域防災減災事業 I調査計画事業		10,000 (10,000)	県土連	R8	国庫	定額	防災重点農業用ため池において、保全管理状況の把握や劣化状況評価、ため池の保全管理体制の強化を推進するための活動を支援。 ○負担区分 <table><tr><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td>定額</td><td>—</td></tr></table>	国	県	定額	—	ため池防 災係
国	県											
定額	—											
農地防災ダム点検管理強化事業 費補助金		11,255	市町村 等	R8	一財	50%	農地防災ダムの日常的または定期的な点検、策定済の機能保全計画の更新等に係る経費の一部を補助。 ○負担区分 <table><tr><td>県</td><td>市町村等</td></tr><tr><td>50%</td><td>50%</td></tr></table> ○施行地区 7地区	県	市町村等	50%	50%	ため池防 災係
県	市町村等											
50%	50%											
全国ため池フォーラム実施事業 費	新	5,900	県	R8	一財 その他	—	農業用ため池への理解促進と、近年の災害リスクを踏まえた防災意識の向上を図るため、岐阜県が進める防災減災対策の取組等を発信することを目的として、「第28回全国ため池フォーラム in ぎふ」を開催する。 ○負担区分 <table><tr><td>県</td></tr><tr><td>100%</td></tr></table>	県	100%	ため池防 災係		
県												
100%												

3 各種計画・地域指定等

(1)農業振興地域



(C) 岐阜県

法律名	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）							
計画名	農業振興地域整備計画							
	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定 年月日	計画策定 年月日	農業振興 地域面積 (ha)	農用地 区域面積 (ha)
指定地域	岐阜	岐阜市	岐阜	一部	S49. 2. 9	S49. 7. 29	3,603	1,661
		羽島市	羽島	〃	S46. 8. 11	S49. 3. 20	3,660	1,054
		各務原市	各務原	〃	S48. 3. 31	S49. 3. 30	2,951	796
		山県市	山県	〃	H17. 7. 12	H28. 6. 16	3,358	752
		瑞穂市	瑞穂	〃	H17. 7. 12	H17. 10. 12	1,014	414
		本巣市	本巣	〃	H17. 7. 12	R4. 4. 1	5,638	1,584
		北方町	北方	〃	S56. 4. 10	S56. 10. 7	71	39
	西濃	大垣市	大垣	〃	H18. 5. 2	H18. 12. 22	6,153	2,211
		海津市	海津	〃	H17. 7. 12	H31. 2. 7	8,117	3,417
		養老町	養老	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	5,163	2,286
		垂井町	垂井	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,507	842
		関ヶ原町	関ヶ原	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	767	181
		神戸町	神戸	〃	S49. 2. 9	S49. 9. 30	1,491	645
		輪之内町	輪之内	全部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,233	986
		安八町	安八	一部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,481	527
		揖斐川町	揖斐川	〃	H17. 7. 12	H19. 3. 23	5,525	1,542
		大野町	大野	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	2,815	1,080
		池田町	池田	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	2,263	815

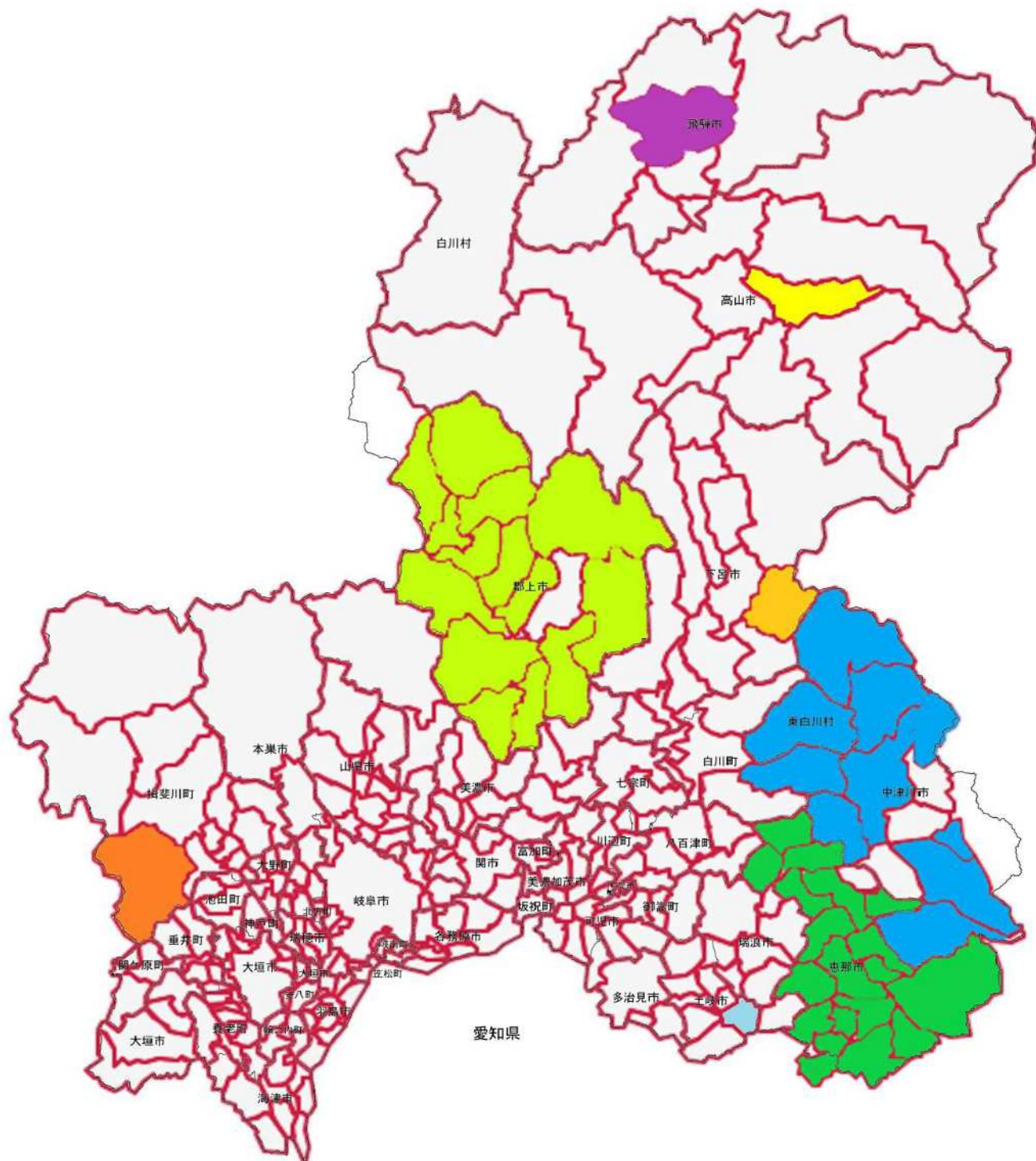
	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定 年月日	計画策定 年月日	農業振興 地域面積 (ha)	農用地区 域面積 (ha)
指定地域	中濃	関市	関	一部	H17. 7. 12	H19. 7. 3	7,820	1,990
		美濃市	美濃	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	1,415	239
		郡上市	郡上（旧八幡）	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,694	472
			郡上（旧大和）	〃		S46. 3. 31	2,184	791
			郡上（旧白鳥）	〃		S47. 3. 31	3,955	824
			郡上（旧高鷺）	〃		S47. 3. 31	2,818	764
			郡上（旧美並）	〃		S49. 3. 30	862	224
			郡上（旧明宝）	〃		S48. 3. 31	1,663	330
			郡上（旧和良）	〃		S48. 3. 31	475	233
		美濃加茂市	美濃加茂	〃	S45. 10. 13	S49. 3. 30	3,493	1,436
		可児市	可児	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,369	581
		坂祝町	坂祝	〃	S46. 8. 11	S47. 6. 8	545	230
		富加町	富加	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	796	321
		川辺町	川辺	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	1,052	228
		七宗町	七宗	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	1,147	141
		八百津町	八百津	〃	S46. 8. 11	S47. 5. 9	2,591	430
		白川町	白川	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	2,906	773
		東白川村	東白川	〃	S47. 11. 20	S48. 7. 2	1,387	279
		御嵩町	御嵩	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,281	274
	東濃	多治見市	多治見	〃	S48. 12. 14	S49. 7. 19	310	127
		瑞浪市	瑞浪	〃	S46. 8. 11	S48. 9. 27	3,146	687
		土岐市	土岐	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	503	219
		中津川市	中津川	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	14,882	3,859
		恵那市	恵那	〃	H17. 7. 12	H19. 9. 28	10,458	3,141
	飛驒	下呂市	下呂	〃	H17. 7. 12	H18. 10. 5	5,897	1,394
		高山市	高山	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	19,539	8,479
		飛驒市	飛驒	〃	H17. 7. 12	H18. 3. 24	6,108	1,524
		白川村	白川	〃	S47. 11. 20	S48. 3. 31	890	111
	計	—	—	—	—	—	159,995	50,930
(令和6年12月31日現在)								
○指定地域数 40地域（40市町村）								
○未指定市町村 笠松町、岐南町								

(2) 特定農山村地域



法 律 名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）			
計 画 名	農林業等活性化基盤整備計画			
指定区域	農 林 事 務 所 名	市町村全域が特定農山村地域	旧町村の区域が特定農山村地域	
			市町村	旧町村名
	岐阜地域		瑞穂市 本巣市 山県市	穂積町（鷺田村3-2） 本巣町、根尾村 伊自良村（上伊自良村） 、美山町
	西濃地域	関ヶ原町	大垣市 海津市 垂井町 揖斐川町	上石津町 南濃町（石津村） 垂井町（岩手村2-1） 揖斐川町（春日村2-2） 、谷汲村、春日村、久瀬 村、藤橋村、坂内村
	中濃地域	七宗町、八百津町、白川町、東 白川村、美濃市、郡上市	美濃加茂市 川辺町 関市	美濃加茂市（三和村2-1 ） 川辺町（上米田村、下麻 生町2-1、三和村2-2） 洞戸村、板取村、武芸川 町（東武芸村）、武儀町 、上之保村
	東濃地域	瑞浪市	中津川市 恵那市	中津川市（中津町、阿木 村、神坂村2-1）、 川上村、加子母村、付知 町、福岡町、蛭川村、山 口村 恵那市、岩村町、山岡町 （鶴岡村）、明智町、串 原村、上矢作町
	飛騨地域	飛騨市、白川村、下呂市	高山市	高山市（大八賀村）、丹 生川村、清見村、荘川村 、宮村、久々野町、朝日 村、高根村、国府町、上 宝村
計	24市町村（うち11市町村は市町村全域指定）			
要 件	①勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、但し全田面積が全耕地面積の33%以上 ②勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、但し全畑面積が全畑面積の33%以上 ③林野率75%以上 ④15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上、又は総土地面積に対する農林地割合81%以上 ⑤中部圏開発整備法に指定する都市整備区域でないこと（平成5年9月1日現在） ⑥人口10万人未満（平成5年9月1日現在） ①～③のいずれかに該当し、④、⑤、⑥に該当すること			
所 管	国	国土交通省、農林水産省、経済産業省、総務省		県 農村振興課

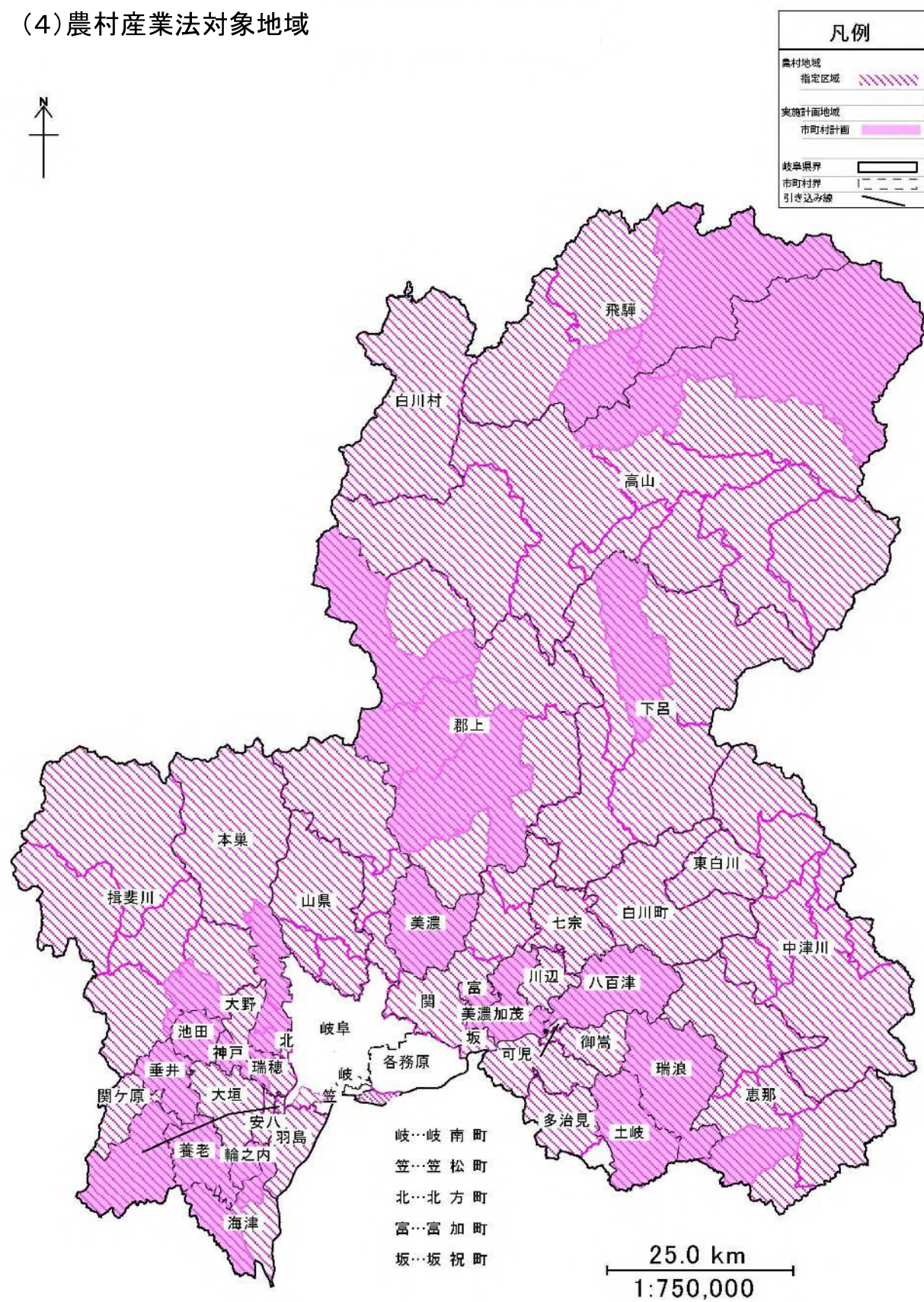
(3) 指定棚田地域



法 律 名		棚田地域振興法（令和元年6月19日法律第42号）		
計 画 名		法第6条に基づく県棚田地域振興計画 法第7条に基づく指定棚田地域 法第10条に基づく指定棚田地域振興活動計画		
R8.3.1時点				
現市町村	指定棚田地域指定地域一覧		指定棚田地域振興活動計画認定一覧	
	指定棚田地域	棚田の名称	協議会の名称 棚田の名称	
中津川市	神坂村	細野、寺田		
	中津町	餅穴、今井、原勝、園原、奥村、川上		
	落合村	与坂、大久手		
	川上村	森平、田畑、奥屋、丸野、上平		
	加子母村	牧戸、尾山	牧戸棚田地域 振興協議会 牧戸棚田	
	付知町	矢平、学園		
	福岡村	はちたか地域、夏焼、若山	はちたか地域 棚田振興協議会 夏焼地域棚田 夏焼地域棚田	
	蛭川村	今洞、町切、奈良井、奥渡		
阿木村	前沢			
恵那市	中野方村	井尻、勢井後、野瀬、橋立、橋戸、浜井場、大曲、坂折、霧山、西久保、川向、奥洞、口洞、竜部坂、道場、横枕、新賦、宇塚、カ石、皆曾、松林	中野方地域棚田 振興協議会 井尻の棚田、勢井後の棚田、野瀬の棚田、橋立の棚田、橋戸の棚田、浜井場の棚田、大曲の棚田、坂折の棚田、霧山の棚田、西久保の棚田、川向の棚田、奥洞の棚田、口洞の棚田、竜部坂の棚田、道場の棚田、横枕の棚田、新賦の棚田、宇塚の棚田、カ石の棚田、皆曾の棚田、松林の棚田	
	笠置村	中田、棚杭、西森、田沢、切山、南、中切、小井戸、栃久保、道木、河合中央		
	武並村	上の洞、山足、瀬々良瀬		
	三郷村	西組、深瀬、三共、殿畑、伊保中切、中組上平、野井西部、野井中央、野井大沢、東赤坂		
	長島町	永田、茂立、本郷、山中、碓苑、四ツ谷、千田		
	東野村	小野川、大薙、辻		
	本郷村	打杭、大円寺、本郷、開拓、根ノ上、小坪、上切、上平、中切、飯留		
	岩村町	山上、新柱		
	遠山村	峰山、兼平、飯高・水口、田沢、黒羽根、久保原		
	鶴岡村	釜屋、西原・中田、田代		
	吉田村	小泉、大栗、上田良子、下田良子		
	明知町	大久手		
	静波村	野志、杉平、門野、落倉、高波、峰山中切、馬木、小杉		
	串原村	川ヶ渡、柿畑、木根、大平、松本、松林、峯、岩倉、中沢		
	下原田村	漆原、小田子、下、本郷		
	上村	飯田洞、木の実、島、横道、小笹原		
	飯地村	入野、裏洞、沖田、沢尻、杉の沢、中洞、福原尾、南西山、見渡		
	飛騨市	坂上村	種蔵棚田	種蔵棚田 連絡協議会 種蔵棚田
高山市	大八賀村	滝町棚田		
揖斐川町	春日村	貝原棚田	揖斐川町貝原棚田 地域振興協議会 貝原棚田	
土岐市	曾木村	大草		
下呂市	竹原村	三ツ石棚田	三ツ石棚田連絡協議会 三ツ石棚田	
郡上市	川合村	初音2区、初音3区、河鹿1区、河鹿2区		
	山田村	口神路、中神路、上神路、牧三田、下古道、上古道、下栗巢2、下栗巢3、上栗巢		
	弥富村	中剣東、上剣、口大間見上4・5、大間見助平、大間見一楽、大間見重光、大間見養洞、小間見、中万場、下万場		
	牛道村	野添、六ノ里、中西、阿多岐、那留	六ノ里棚田 地域振興協議会 六ノ里	
	白鳥町	白鳥、越佐		
	高鷲村	鮎走1、鮎走3、小洞1、大洞、神道1、神道2、切立1、切立2、切立3、切立4、切立5、正ヶ洞、中洞1、中洞2、長野、鷲見1、鷲見2、鷲見3、鷲見5、鷲見7、鷲見8、西洞1、西洞2、西洞3、西洞4、西洞5、西洞6		
	北濃村	前谷、歩岐島、干田野、長滝	前谷棚田地域振興協議会 前谷	
	西川村	福田、洞口、落部		
	相生村	東乙原、寺本、西乙原、森・黒佐		
	高田村	木尾、八坂、粥川、赤池、杉原		
	下川村	梅原、苅安、畑佐・会津中、東母野		
	奥明方村	大谷、寒水中央、寒水尾会津、寒水平沢、寒水奥、気良粕尾、西気良上、奥住小保木、小川森本、畑佐中央、畑佐下谷	奥住小保木棚田地域 振興協議会 奥住小保木	
	西和良村	真間		
	和良村	宮代、上土京、下土京、方須		
	郡上市	石徹白村	石徹白村	
	大野市			
恵那市	三濃村	才坂		
豊田市				
計	8 市町（47地区）			

要件	○ 棚田地域 法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している と認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」 【政令で定める要件】 ①昭和25年 2 月 1 日における市町村(旧旧市町村) の区域であって、 ②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が 1 ha以上であること と ○ 指定棚田地域として指定される地域 上記要件を満たす棚田地域のうち、法第 7 条第 1 項の規定により、 ①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが 適当であると認められること ②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見 込まれる棚田地域であること			
所管	国	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	県	農村振興課

(4) 農村産業法対象地域



(C) 岐阜県

法 律 名	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和４６年法律第１１２号）					
計 画 名	法第４条に基づく県基本計画 法第５条に基づく市町村実施計画					
指 定 地 域	法第２条に規定されている「農村地域」で計画が可能である。 「農村地域」以外の市町村 （ ・岐阜市（旧岐阜市の区域） ・各務原市（旧各務原市の区域） ・岐南町 ・笠松町 計４市町					
	圏域	市町村等名	計画策定 年月日	変更告示 年月日（最終）	団地数 （計画）	操業企業 面積（㎡）※１
	岐阜	瑞穂市（旧巢南町）	S47. 03. 03	H17. 11. 22	3	82, 770
		本巣市（旧真正町）	S59. 03. 31	H2. 03. 31	2	66, 431
		（旧糸貫町）	S62. 01. 20	H6. 03. 31	2	182, 248
		（旧本巣町）	H4. 03. 16	—	1	0
	西濃	大垣市（旧上石津町）	S47. 12. 27	H9. 06. 12	5	227, 040
		海津市（旧平田町）	S50. 03. 29	H13. 09. 17	7	191, 334
		（旧南濃町）	H元. 03. 31	H27. 07. 13	3	44, 155
		養老町	S49. 03. 29	—	2	89, 423
		垂井町	S63. 07. 02	R6. 11. 27	2	51, 117
		関ヶ原町	H18. 07. 31	—	1	12, 089
		神戸町	H19. 10. 29	—	1	61, 537
		輪之内町	S52. 03. 11	H19. 12. 27	3	113, 012
	揖斐	揖斐川町（旧揖斐川町）	S49. 03. 15	H31. 03. 22	2	181, 502
		池田町	S59. 01. 04	H3. 03. 31	3	89, 215
	中濃	美濃市	S63. 07. 15	R6. 11. 25	3	313, 990
	郡上	郡上市（旧白鳥町）※２	S48. 02. 28	R2. 11. 12	1	70, 749
		（旧八幡町）※２	S48. 03. 07		2	48, 992
		（旧大和町）※２	S49. 02. 12		0	0
	可茂	美濃加茂市	S56. 09. 28	—	1	300, 319
		富加町	S51. 10. 16	—	1	67, 618
		八百津町	S58. 10. 31	H20. 02. 14	2	188, 420
	東濃	瑞浪市	S57. 02. 15	S58. 09. 24	2	224, 666
		土岐市	S63. 02. 26	—	2	90, 000
	恵那	恵那市（旧明智町）	S50. 03. 29	S59. 12. 27	2	189, 981
	下呂	下呂市（旧萩原町）	S47. 03. 03	—	2	43, 963
	飛驒	高山市（旧国府町）	S47. 02. 29	H16. 11. 26	3	20, 591
		（旧上宝村）	S50. 01. 07	S55. 01. 11	1	2, 130
		飛驒市（旧古川町）	S48. 02. 19	H8. 06. 08	3	76, 651
		（旧神岡町）	S49. 03. 29	S60. 02. 06	3	40, 762
計					65	3, 070, 705
所 管	国	農林水産省 経済産業省 厚生労働省			県	農村振興課 企業誘致課

※１ 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の施行状況に関する調査」（農林水産省）による実績数値

※２ 実施計画の変更に伴う統合（H29. 12）

(5)野菜指定産地

令和8年4月1日現在

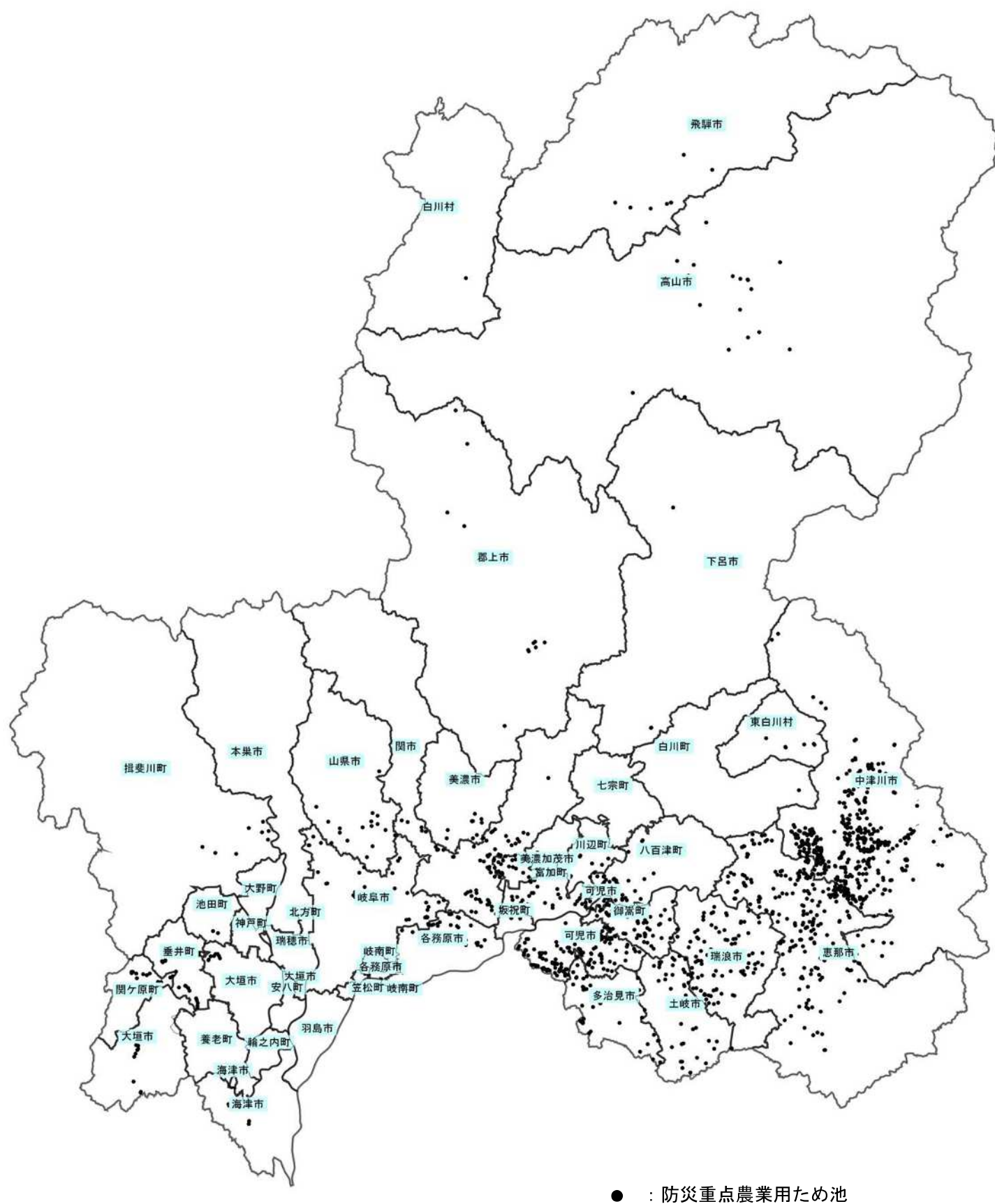
法 律 名	野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)				
計 画 名	野菜指定産地生産出荷近代化計画				
産 地	指 定 野 菜 名	産 地 名	指定年月日	計画樹立年月日	指 定 産 地 の 区 域
	冬春トマト	南 濃	S41. 8.18	S42. 2.13	海津市 養老町 輪之内町
	夏秋トマト	東 濃	S41. 8.18	S42. 2.13	中津川市 恵那市
		飛 騨	S48.12.20	S51. 1.29	高山市 飛騨市 下呂市
		郡 上	S58. 1.26	S58. 8.26	郡上市
		可 茂	H14. 3.22	H17. 8.15	七宗町 白川町 東白川村
	たまねぎ	西 南 濃	S41. 8.18	S43. 1.25	大垣市 海津市 養老町 揖斐川町 大野町 池田町
	夏だいこん	飛騨北濃	S42. 6.19	S44. 1.25	高山市 飛騨市 郡上市
	秋冬だいこん	岐阜	S42. 6.19	S44. 1.25	岐阜市
	冬にんじん	各 務 原	S42. 6.19	S45. 1.16	各務原市
	春夏にんじん	各 務 原	S45.12.22	S47. 1.31	各務原市
	秋冬さといも	中 濃	S58. 1.26	S59. 1.30	関市 美濃市
	夏秋なす	恵 那	S48. 3.20	S50. 1.31	中津川市 恵那市
	ほうれんそう	飛 騨	S48. 6.21	S48. 7.30	高山市 飛騨市
		おくみの	H 3. 8.26	H 4. 3.19	郡上市
	夏秋きゅうり	西 南 濃	S50. 6.19	S51. 8.31	海津市 養老町 輪之内町
	冬春きゅうり	西 南 濃	S59. 6.25	S62. 1.28	海津市
計	8指定野菜12種別・16産地				
所 管	(国) 農林水産省			(県) 農産園芸課	

(6)酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村(令和8年2月末現在)



法 律 名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)				
計 画 名	酪農及び肉用牛生産近代化計画				
樹立地域					
酪農及び肉用牛生産近代化計画	高山市 中津川市 恵那市 飛騨市 郡上市				
	5市				
酪農生産近代化計画					
	—				
肉用牛生産近代化計画	岐阜市 下呂市				
	2市町				
計 7市町					
所 管	(国) 農林水産省				

(7) 防災重点農業用ため池

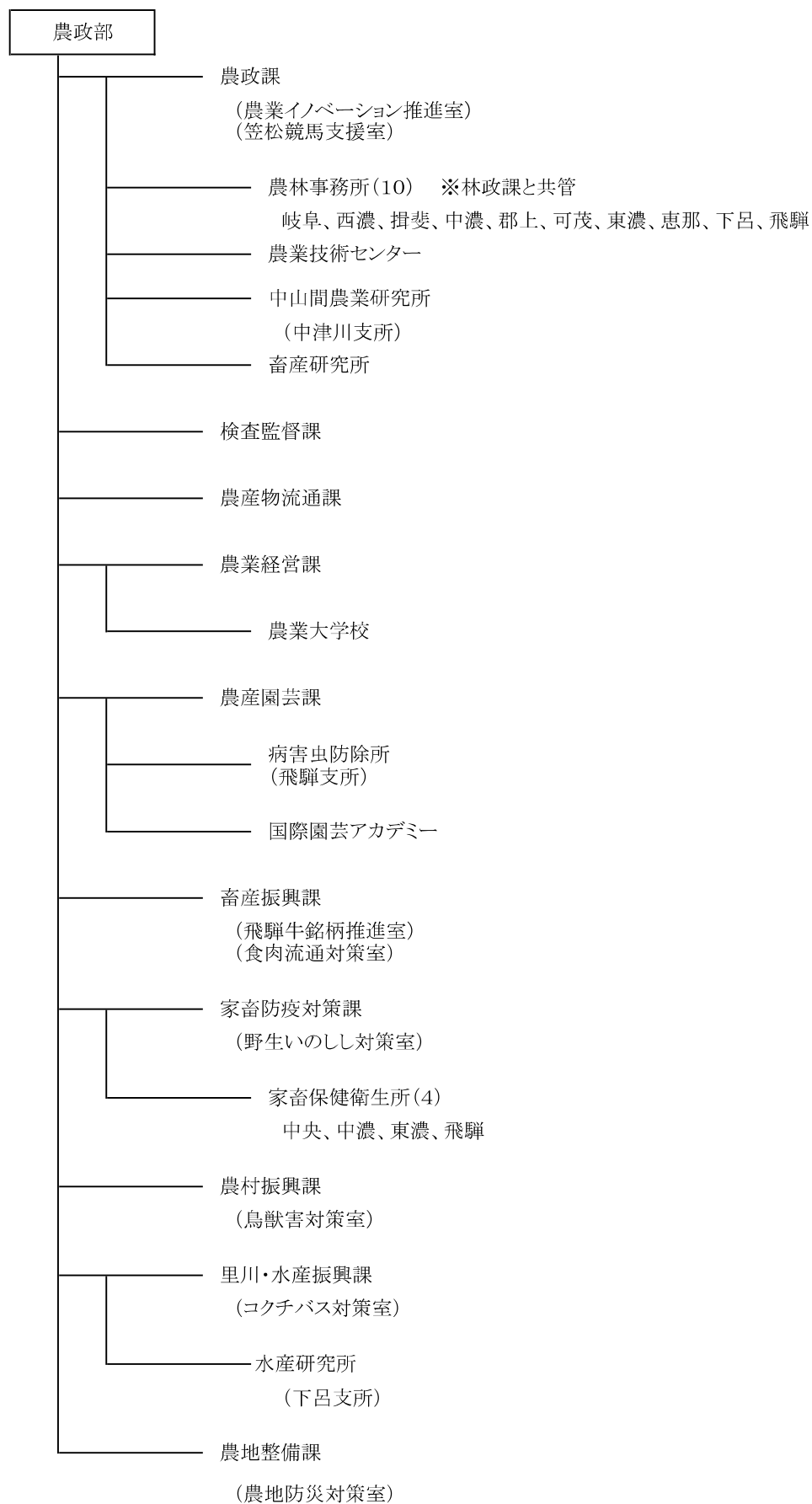


法 律 名	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和２年法律第５６号)				
計 画 名	防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画				
防 災 重 点 農 業 用 た め 池 の 指 定 要 件	1) ため池下流 100m 未満の浸水想定区域内に住宅等がある 2) 貯水量 1, 000m3 以上で、下流 500m 未満の浸水想定区域内に住宅等がある 3) 貯水量 5, 000m3 以上で、浸水想定区域内に住宅等がある 4) 自治体が必要と認めたもの				
防 災 重 点 農 業 用 た め 池	市	町	村	指 定 済 (か所)	【参 考】農業用ため池 (か所)
	岐	阜	市	3 3	3 5
	各	務	原 市	2 0	2 8
	山	県	市	1 5	2 2
	大	垣	市	2 0	2 2
	垂	井	町	2 8	2 8
	関	ヶ	原 町	1 1	2 4
	海	津	市	6	6
	揖	斐	川 町	8	1 2
	池	田	町	2	2
	関		市	4 8	7 0
	美	濃	市	1 0	1 1
	郡	上	市	1 1	1 5
	美	濃	加 茂 市	4 5	5 3
	可	児	市	1 2 4	1 4 7
	坂	祝	町	4	4
	富	加	町	1 1	2 5
	川	辺	町	7	9
	八	百	津 町	2 7	3 5
	白	川	町	1	1 1
	東	白	川 村	7	3 0
	御	嵩	町	5 1	5 2
	多	治	見 市	3 5	3 6
	瑞	浪	市	1 0 2	1 4 5
	土	岐	市	3 8	4 0
	中	津	川 市	4 0 5	7 1 6
	恵	那	市	2 0 1	5 5 1
	下	呂	市	3	3
	高	山	市	1 9	2 5
	飛	驒	市	8	1 8
	白	川	村	1	3
計	3 0 市 町 村			1, 3 0 1	2, 1 7 8
所 管	国	農林水産省		県	農地整備課

※令和8年3月31日現在

4 行政組織等

(1) 農政部組織図



(2)各課事務分掌表

① 農政課

担 当 名	分 掌 事 務
政策企画係	部の予算・政策、国提案・要望、ぎふ農業活性化基本計画、農政審議会、農政企画会議、県議会、広報、要望処理、防災・農業災害、地方創生 等
管理調整係	部内事務の連絡調整(管理調整関連)、褒章、叙勲、農業表彰、部内の人事、給与、服務、福利厚生、部内事務の連絡調整(予算経理関連)、予算編成・決算 等
農業研究推進係	試験研究の設定・評価、研究機関の再編整備、知的財産（育成者権）の管理、研究交流・研究人材育成 等
(農業イノベーション推進室) アグリパーク構想推進係	アグリパーク重点推進モデル構築（スタートアップの場づくり）、アグリパーク栽培技術サポート拠点の活用、サポート体制の構築支援（農地のあっせん、水田スタートアップ構築、技術支援、農業機械シェア）等
(農業イノベーション推進室) スマート農業推進係	スマート農業技術にかかる生産方式の転換、スマート農業推進拠点の運営、スマート農業技術研修、スマート農業推進協議会 等
(笠松競馬支援室) 支援係	笠松競馬の支援

② 検査監督課

担 当 名	分 掌 事 務
監督係	農業協同組合及び農事組合法人の指導監督、水産業協同組合の指導監督・検査
検査係	農業協同組合の検査

③ 農産物流通課

担 当 名	分 掌 事 務
販売戦略係	県産農産物の大都市圏での販路拡大、アンテナショップの運営、6次産業化の支援、米の販売強化、卸売市場の指導、大阪農産物情報センターの運営 等
輸出戦略係	県産農産物の輸出促進、輸出に係る生産者・事業者への支援、インバウンド需要を起点とした輸出拡大の推進 等
地消地産係	県産農産物の地消地産の推進、岐阜県農業フェスティバルの開催、学校給食における県産農産物の活用支援、フードバンクの支援、食農教育の支援 等

④ 農業経営課

担 当 名	分 掌 事 務
管理調整係	予算、決算、監査、表彰、収入・支出、広報、財産管理、文書管理その他庶務に関すること 等
普及企画係	協同農業普及事業の推進、普及関係事業の推進、農業担い手リーダーの認定・指導農業士の活動支援、農業大学校の運営、農業教育機関との連携等、農業保険事業、農業共済組合の指導・検査、農業制度資金(農業企業化資金、新規経営体育成資金等)、農業信用基金協会 等
就農支援係	新規就農者の育成・確保、ぎふアグリチャレンジ支援センターとの連携、地域就農支援協議会・就農応援隊の活動支援、就農準備資金、経営開始資金等の推進、認定新規就農者の育成、4Hクラブや国際農業者交流協会の活動支援 等
経営強化係	農業経営者法人化等総合サポート事業、経営体育成支援事業、認定農業者の育成、青年農業士の活動支援、農業法人協会との連携、農業分野における外国人材等の活用促進、農福連携の推進、ぎふ農福連携推進センターとの連携、 等
地域計画係	農業経営基盤強化促進法関係事務、地域計画の実現に向けた支援、農地の集積・集約化の推進(農地中間管理事業)、集落営農の組織化・法人化の推進、企業の農業参入の推進、岐阜県農業用施設等災害対策事業 等
就農研修係	岐阜県就農支援センターにおける就農研修の運営 等
地域支援係	農業革新支援専門員としての普及技術指導(土地利用型作物、持続可能な農業、GAP、畜産、鳥獣害、担い手育成、農業経営)、畜産項目の広域普及指導、行政・試験研究等との連携、普及指導員の資質向上 等
園芸技術支援係	農業革新支援専門員としての普及技術指導(野菜、果樹、花き、スマート農業、6次産業化)、行政・試験研究機関との連携、普及指導員の資質向上、男女共同参画の推進、女性農業者等の活動支援 等

⑤ 農産園芸課

担 当 名	分 掌 事 務
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等
環境保全農業係	岐阜県版みどり認定制度の推進、有機農業及び各種環境保全型農業の推進、GAPの推進、病虫害防除所の運営、植物防疫事業の推進、農薬の安全使用指導、農薬取締業務、肥料の品質確保及び検査業務、土壌汚染防止対策、地球温暖化に適応した栽培体系実証 等
水田農業振興係	米・麦・大豆の生産振興、清流のめぐみの生産振興、主要農作物の採種管理指導及び奨励品種決定調査の実施、産地基幹施設等の整備支援、経営所得安定対策等の普及推進、需要に応じた生産と水田フル活用の推進、農業再生協議会の運営・指導、農産物検査機関の登録管理・指導監督業務、米穀の流通監視業務、農作業安全の啓発
野菜果樹特産係	野菜・果樹・特産物の生産振興、産地基幹施設等の整備支援、野菜価格安定対策の支援、燃油対策、農業用使用済みプラスチック適正処理の推進、飛騨美濃特産名人の認定、県園芸特産振興会等関係団体の支援、飛騨・美濃伝統野菜の生産振興、蚕業振興、薬草による地域振興
花き係	花きの生産振興、県育成品種のブランド化推進、技術研修の実施、県産花きの活用拡大、花育の推進、園芸福祉活動、花トピアの活用、ぎふ花と緑の振興コンソーシアムの運営、国際園芸アカデミーの運営

⑥ 畜産振興課

担 当 名	分 掌 事 務
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査、防災・危機管理 等
養豚・養鶏係	畜産振興計画の策定、養豚・養鶏・養蜂の生産振興、食肉流通関係の指導、畜産関係融資の審査、リース事業の審査、畜産統計、畜産技術研修、畜産広報、畜産経営指導、養豚、養鶏、養蜂団体の指導 等
(食肉流通対策室) 食肉流通対策係	食肉処理加工施設の統合・整備に関すること
酪農・飼料係	酪農の生産振興、乳用牛改良の推進、学校給食用牛乳供給支援、県営家畜育成牧場の管理運営、家畜排せつ物法、自給飼料増産対策の推進、耕畜連携の推進、飼料安全対策の推進、酪農団体の指導 等
畜産基盤係	畜産担い手育成総合整備事業の推進、草地整備の推進、県営牧場の整備、公共牧場の利用推進、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の推進、強い畜産構造改革支援事業の推進、自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業の推進、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 等
(飛騨牛銘柄推進室) 銘柄推進係	肉用牛の生産振興、肉用牛改良の推進、飛騨牛振興プロジェクト、全国和牛能力共進会の支援、肉用牛団体の指導、家畜並びに食肉の流通、食肉の消費拡大、飛騨牛の担い手育成 等

⑦ 家畜防疫対策課

担 当 名	分 掌 事 務
防疫推進係	家畜防疫対策の政策立案、C S F 有識者会議、国への提案、他県との政策連携、県議会、広報、家畜保健衛生所の整備、豚熱ワクチン接種、豚熱発生農場等の経営再開支援 等
防疫指導係	家畜伝染病予防、家畜保健衛生所の運営、家畜保健衛生事業、獣医事・動物薬事、家畜人工授精及び受精卵移植の推進、家畜衛生関係団体の指導、家畜衛生に関する大学連携、家畜防疫体制の強化 等
(野生いのしし対策室) 野生いのしし対策係	調査捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業・鳥獣被害防止総合対策交付金（いのしし関係）、野生いのししの豚熱サーベイランス、経口ワクチン野外散布、岐阜県経口ワクチン対策協議会の運営管理、野生いのししのアフリカ豚熱対策 等

⑧ 農村振興課

担 当 名	分 掌 事 務
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等
農村企画係	都市農村交流促進（グリーンツーリズム、農泊等）、ふるさと農村活性化対策基金事業、棚田地域水と土保全基金事業、棚田地域の振興、市民農園、都市農業の振興 等
農村支援係	遊休農地対策、農山漁村振興推進交付金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、経営構造対策事業、生態系保全支援事業、人権問題啓発推進事業、中山間地農業ルネッサンス事業 等
農地利用係	農地法関係事務（農地転用許可等）、農村地域への産業導入、農事調停 等
農地調整係	農振法関係事務（農業振興地域の指定・農業振興地域整備計画等）、旧農地保有合理化の促進、農業委員会・農業委員会ネットワーク機構指導、国有農地、公益法人等への指導 等
(鳥獣害対策室) 鳥獣害対策係	鳥獣害対策の推進（鳥獣被害防止特措法関係、市町村被害防止計画に基づく鳥獣による農作物被害の軽減、野生鳥獣の個体数管理事業等）、獣肉（ぎふジビエ）の利活用推進、カワウによる漁業被害対策 等
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等

⑨ 里川・水産振興課

担 当 名	分 掌 事 務
里川振興係	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承、清流長良川あゆパーク管理運営 等
水産係	県漁業調整規則の改正、漁業権・許可漁業・遊漁規則認可等の漁業調整、内水面漁場管理委員会の運営、漁業取締・漁業統計・漁船及び遊漁船に係る事務 等
漁業振興係	岐阜県水産業振興計画の進捗管理、内水面振興施設整備、鮎等の水産資源の管理・増殖推進、遊漁者誘客、養殖振興 等
(コクチバス対策室) コクチバス対策係	岐阜県コクチバス駆除総合対策の進捗管理、コクチバス生息拡大防止対策 等

⑩ 農地整備課

担 当 名	分 掌 事 務
管理調整係	予算編成、決算、監査、用地事務、公有財産 等
調査計画係	農業農村整備事業の総合企画、事業調整、政策調整、計画調査、設計積算、技術調整、水利権、水資源、国営・機構営事業、広報、職員研修 等
事業管理係	換地計画の決定・認可、土地改良財産の管理、土地改良事業計画の決定・認可、確定測量成果の認証申請、土地改良区等の設立・解散認可・指導監督、土地改良事業に係る訴訟、異議紛争処理、飛騨エアパーク危機管理・管理委託 等
水利・農道係	県営かんがい排水事業、土地改良施設突発事故復旧事業、基幹的農業用水路強化事業、土地改良施設保全計画策定事業、小水力発電活用支援事業、小水力発電施設環境教育推進事業、県営広域農道整備事業、県営基幹農道整備事業、県営農道施設強化対策事業、団体営農道保全計画策定事業 等
ほ場整備係	県営経営体育成基盤整備事業、農業経営高度化支援事業、県営農業基盤整備促進事業、大区画化等加速化支援事業、経営体育成基盤整備事業、土地改良事業調査設計事業、農業農村整備調査事業 等
総合整備係	県営中山間地域総合整備事業、県営農村振興総合整備事業、農村振興総合整備実施計画調査、団体営農業集落排水事業、農業集落排水維持適正化事業、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業、中山間地域農業生産基盤整備促進事業、用排水路・河川落差解消支援事業、県単農業農村整備事業、団体営土地改良事業 等
(農地防災対策室) 農地防災係	県営湛水防除事業、地すべり防止施設管理事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業、県営特定農業用施設等災害復旧事業、団体営農地災害復旧事業、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業、農業水利施設管理強化事業、排水機維持管理事業、農業用施設緊急改修事業、田んぼダム利活用促進事業 等
(農地防災対策室) ため池防災係	県営ため池等整備事業、団体営ため池等防災力強化事業、県営ため池防災対策事業、団体営ため池サポートセンター事業、ため池防災支援事業、農地防災ダム点検管理強化事業、全国ため池フォーラム実施事業 等

発行 令和 8 年 4 月

編集 岐阜県農政部

〒500-8570

岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

TEL 058-272-1111(代表)